

第1回 江戸川区男女共同参画推進区民会議 次第

平成28年8月26日(金)午前10時
江戸川区役所4階 第1委員会室

- 1 開 会
- 2 委員紹介...資料
- 3 会長・副会長 選出
- 4 会議の公開について
- 5 次期計画について...資料 ~
- 6 重点目標1「仕事と生活の調和した暮らしやすいまち」について
 - (1) 江戸川区の現状...資料
 - (2) 各委員からの意見
- 7 その他
- 8 閉 会

《配付資料等》

- 資料 男女共同参画推進区民会議について
- 資料 次期「江戸川区男女共同参画推進計画」の概要について
- 資料 江戸川区男女共同参画推進計画(平成19~28年度) 現行計画
- 資料 計画策定スケジュール
- 資料 次期「江戸川区男女共同参画推進計画」の方針について
- 資料 関連法令・計画等の概要
- 資料 江戸川区の現状分析~重点目標1仕事と生活の調和した暮らしやすいまち~

男女共同参画推進区民会議について

江戸川区男女共同参画推進区民会議（江戸川区男女共同参画推進区民会議設置要綱）

（１）役 割

- ・男女共同参画社会の実現に向けた計画の策定に当たり、広く意見を聴くため、江戸川区男女共同参画推進区民会議（以下「区民会議」という。）を設置する。（第1条）
- ・区民会議は、「江戸川区男女共同参画推進計画」に盛り込むべき事項について検討し、区長に提言する。（第2条）

（２）構 成

- ・区民会議は次に掲げる者のうちから区長が委嘱する15人以内の委員をもって構成する。（第3条）
- ・今回の体制12人（学識経験者2名、区民委員10名）

	区 分	分 野	役職・氏名
1	学識経験者	大学教授	東洋学園大学 現代経営学部教授 <small>よこやま かずこ</small> 横山 和子
2		弁 護 士	女性センター・区法律相談員 ふなぼり駅前法律事務所 <small>うらおか ゆみこ</small> 浦岡 由美子
3	区民委員	町会自治会	江戸川区連合町会連絡協議会 一之江地区町会連合会会長 <small>たかはし まさあき</small> 高橋 正明
4		産業分野	東京商工会議所江戸川支部 交通運輸分科会分科会長 <small>もりもと かつや</small> 森本 勝也
5			ワーク・ライフ・バランス推進表彰企業 有限会社大千 代表取締役 <small>かのう し の</small> 加納 志野
6		労働分野	連合江戸川地区協議会 JP労組江戸川支部執行委員 <small>なかむら あつこ</small> 中村 厚子
7		保護者代表	江戸川区私立保育園保護者連絡協議会 理事長 <small>いけだ えり</small> 池田 絵里
8			江戸川区立小学校PTA連合協議会 会長 <small>いだ よしお</small> 井田 佳男
9		教育・人権分野	人権教育推進委員会 会長（小松川第一中学校校長） <small>はすぬま よしゆき</small> 蓮沼 祥之
10		福祉分野	江戸川区ケアマネジャー協会 副理事長 <small>みやま みちこ</small> 見山 ミチ子
11		公 募	<small>たかはし じゅんこ</small> 高橋 淳子
12		公 募	<small>はらしま ゆうき</small> 原島 裕紀

(参考)

江戸川区男女共同参画推進区民会議設置要綱

平成16年5月1日施行

(設置)

第1条 男女共同参画社会の実現に向けた計画の策定に当たり、広く意見を聴くため、江戸川区男女共同参画推進区民会議(以下「区民会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 区民会議は、江戸川区男女共同参画推進計画に盛り込むべき事項について検討し、江戸川区長(以下「区長」という。)に提言する。

(委員)

第3条 区民会議は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する15人以内の委員をもって構成する。

(1) 学識経験者

(2) 江戸川区民(江戸川区内に勤務する者及び在学する者を含む。)

(会長)

第4条 区民会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、区民会議を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、第2条の提言をする日までとする。

(運営)

第6条 区民会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要に応じて区民会議に委員以外の者の出席を求め、又は別の方法で委員以外の者の意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 区民会議の庶務は、経営企画部企画課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、区民会議の運営について必要な事項は、経営企画部長が別に定める。

次期「江戸川区男女共同参画推進計画」の概要について

1 目的

平成19年に策定した「江戸川区男女共同参画推進計画」の計画期間終了に伴い、男女共同参画社会の将来のあるべき姿を定め、区の姿勢を明確にするため。

2 計画期間

平成29年度～38年度(10年間) 現行計画:平成19年度～28年度

推進事業計画は5年ごと策定(前期:29年度～33年度、後期:34年度～38年度)

3 計画体系

(1) 現行計画の目標(資料 参照)

男女共同参画の意識を社会全体に広げる

区民と協働し、あらゆる場面での男女共同参画を進める

暴力を根絶し、男女が健康的な生活を送ることができる社会を実現する

* 区民等と区との協働による計画の推進



(2) 次期計画

現行計画の内容を踏襲しつつ、本区の推進するワーク・ライフ・バランスの視点や「配偶者暴力防止法」、「女性活躍推進法」など今日的な課題に対応しうる、より分かりやすい体系に分類した次期計画を策定する。

4 策定体制

(1) 男女共同参画推進区民会議(12名:学識経験者、各種団体代表、公募区民)

計画策定に当たり、計画に盛り込む事項について検討

(2) 男女共同参画推進計画策定検討会(庁内会議)

副区長、教育長、関係部課長を委員とし、計画内容について検討

5 策定スケジュール(資料 参照)

平成28年8月～29年1月:男女共同参画推進区民会議(3回程度)

29年2月:パブリック・コメント(意見公募)

29年3月:次期計画策定・公表

ともに輝き 明日を拓く 区民とあゆむ えどがわプラン

江戸川区男女共同参画推進計画
平成19(2007)年度～平成28(2016)年度



平成19年3月
江戸川区

はじめに

今日、私たちの時代は、価値観の多様化とともに、少子高齢化、家族形態や地域社会の変化、情報技術の進展など急速な変貌を遂げており、一人ひとりの生活もその影響を大きく受けています。多様な価値を認めあい、その上に立ってお互いが力を合わせて未来をきり拓くこのような時代において、「男女が互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別にとらわれることなく、能力と個性を發揮できる男女共同参画社会」の実現は、活力があり夢の持てる社会、誰もが安心していきいきと暮らすことができる社会へとつながっていく重要なテーマです。

区では、平成14年に策定した長期計画『えどがわ新世紀プラン』で、男女共同参画社会の実現を掲げ、これまで各分野で施策、事業を通しその推進に取り組んできました。

しかし、一方では、「女だから...、男だから...」といった性別によって役割等を固定する考え方はいまだ根強く、私たちの生き方の可能性を狭め、その能力の發揮を妨げている現実があります。また、雇用や賃金の男女の格差、家庭における育児・介護などでの責任の偏りなど、それぞれの場面での具体的な差別、男女間の負担の不均衡は解消に至ってはいません。ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントなどの暴力、人権侵害についても、その意識は十分なものとは言い難い現状です。

こういった問題の解決のためには、男女が共に対等なパートナーであることを認識し、社会全体の問題として取り組んでいくことが必要です。

男女共同参画社会は、区がその役割を果たすとともに、区民、事業者、各種団体などがそれぞれの立場から主体的、積極的に取り組んでいくことによって、はじめて実現します。ともに知恵を出し合い、その実現に向け行動していきたいと思えます。

なお、本計画の策定にあたって、江戸川区男女共同参画推進区民会議の委員の皆さまをはじめ多くの皆さまに活発なご議論をいただきました。こころよりお礼を申し上げます。

平成19年3月

江戸川区長 多田正見

目 次

計画について	5 ~ 1 5
1 計画策定の背景	7 ~ 1 1
(1) 男女共同参画社会を実現するための課題	7
(2) 区民等と区との協働による実現	9
(3) これまでの取組み	1 0
2 基本的な考え方	1 2 ~ 1 3
(1) 目的	1 2
(2) 位置付け	1 2
(3) 将来のあるべき姿	1 3
(4) 実現のための重点目標.....	1 3
(5) 計画期間	1 3
(6) 計画推進の考え方	1 3
3 計画の体系図	1 4 ~ 1 5
目標の達成に向けた取組み	1 7 ~ 4 9
重点目標 1 男女共同参画の意識を社会全体に広げる	1 9 ~ 2 7
(1) 男女共同参画の意識づくり	1 9
(2) 意思決定の場面での男女共同参画	2 6
重点目標 2 区民と協働し、あらゆる場面での 男女共同参画を進める	2 8 ~ 3 9
(1) 家庭での男女共同参画	2 8
(2) 働く場での男女共同参画	3 1
(3) 学校での男女共同参画	3 5
(4) 地域での男女共同参画	3 7
重点目標 3 暴力を根絶し、男女が健康的な生活を送る ことができる社会を実現する	4 0 ~ 4 6
(1) 女性に対するあらゆる暴力の根絶	4 0
(2) 生涯を通じた健康支援	4 3

計画の推進 区民等と区との協働による計画の推進

.....	47 ~ 49
(1) 区民等との協働の促進	47
(2) 区の推進体制の充実	47
(3) 相談及び苦情対応.....	48

区民や事業者等と協働して進める事業

(平成19年度～平成23年度実施事業)

.....	51 ~ 63
-------	---------

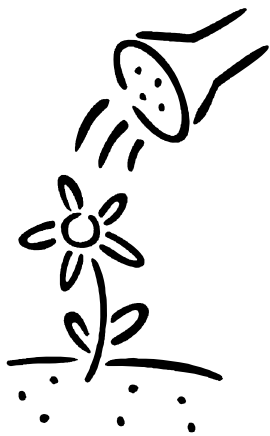
区が中心となって進める事業

(平成19年度～平成23年度実施事業)

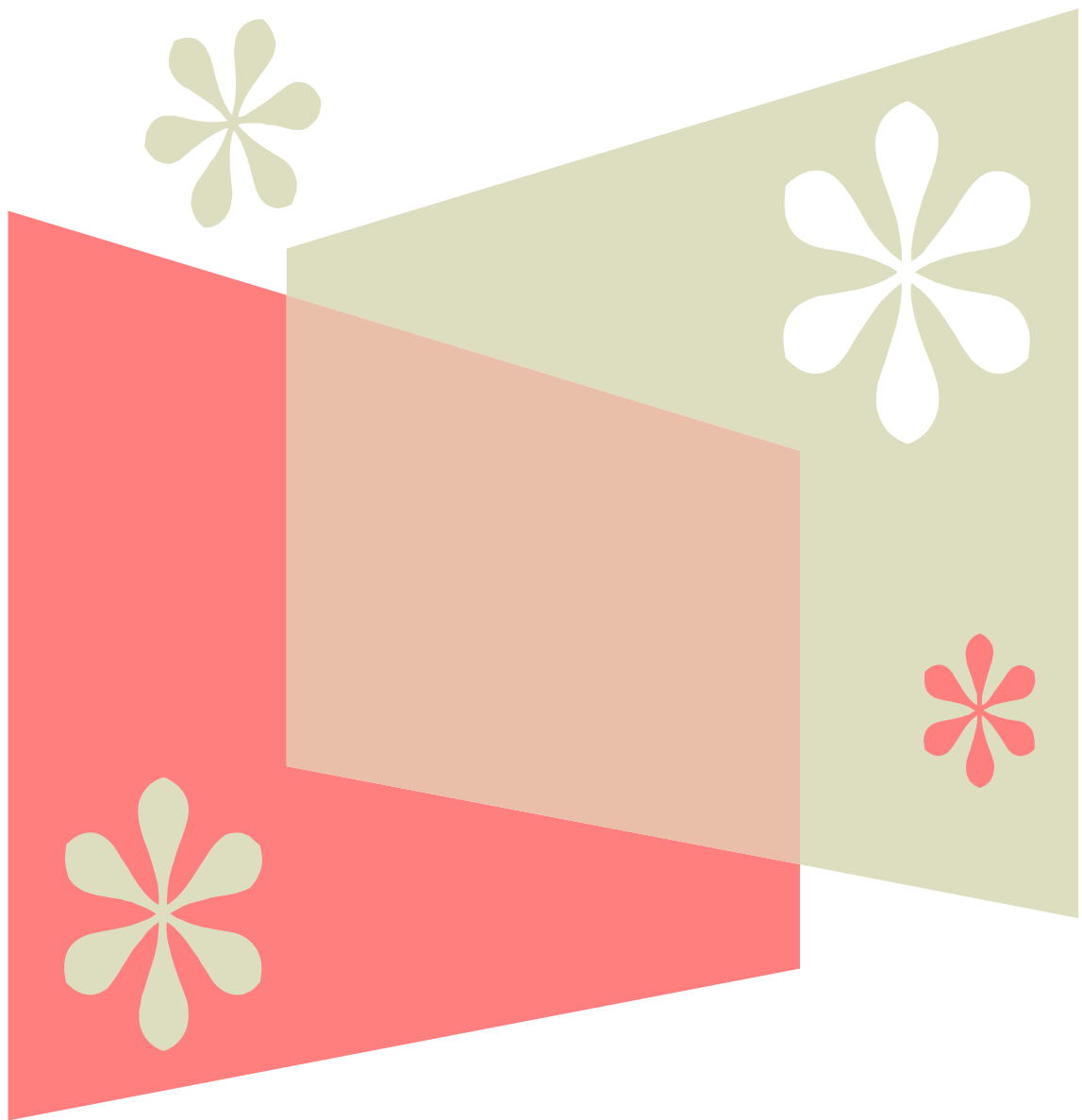
.....	65 ~ 95
-------	---------

資料

1 計画策定までの経過	99 ~ 100
(1) 区民会議	99
(2) 庁内検討会	100
2 男女共同参画に関する年表	101 ~ 102
3 関連法令	103 ~ 124
(1) 女子差別撤廃条約.....	103
(2) 男女共同参画社会基本法	111
(3) 配偶者暴力防止法	116



計画について





1 計画策定の背景

(1) 男女共同参画社会を実現するための課題

* 男女平等の意識の状況 *

一人ひとりの暮らし方や人生観、家族の形態等が多様化している中で、男女平等に関する考え方、人々の働き方や地域への参画等、社会との関わり方などは変化し続けています。しかし、その一方、区民を対象とした「男女平等に関する意識調査」（平成 15(2005)年実施。以下、「意識調査」という。）では、「男は仕事、女は家庭」という考え方に対して、男女ともに反対意見が上回ったものの、依然として性別によって役割を決めてしまう考え方が根強く残っていました。また、同調査で「社会で男性が優遇されているか」との設問については、「そう思う」「どちらかというと思う」との回答が男女ともに高く、男女間での不平等が解消されていないという意識を持っている方が多いことが窺^{うかが}えるなど、男女共同参画社会の実現には、解決しなければならない課題が少なくありません。

* 子育て・介護事情 *

家庭における男女共同参画を推進していくうえで、子育て支援や介護支援の充実は不可欠です。

家事・育児等の役割分担については、家族構成等さまざまな条件によって異なりますが、例えば、育児期にある共働き夫婦等の育児時間は、妻が家事・育児に1日平均 5.7 時間を費やしているのに対し、夫は約 0.8 時間と約 7 倍の差が生じています。

また、介護に関しては、在宅の介護者の約 7 割を女性が占めています。

このように、家庭生活における男女間の役割と負担には、大きな偏りがある状況です。

* 事業所の特徴と課題 *

本区には、およそ 23,000 の事業所があります。事業所の約 7 割は従業者が 4 人以下の少人数の事業所であり、そこでの従業者のうち 6 割が女性です。小規模の事業所では、育児時間や育児休業を取得することが事実上難しいなど、男女共同参画は

進みにくい状況です。

また、家族経営の事業所も多く、その場合、仕事と生活が一体となる傾向があり、女性には家事・育児等の負担がかかりやすい面もあります。

近年、その必要性への認識が高まってきた仕事と家庭生活との調和については、男性が職場中心の考え方を見直すことも欠かせませんが、事業所が十分に理解を深めると同時に具体的な取組みが求められています。

* 地域社会への参画 *

区民の地域社会への関わり方には、町会・自治会やPTA活動への参加、ボランティア活動などさまざまな関わり方があります。特に、本区ではこれらの地域活動が活発であり、地域力を育んできたという経緯があります。

地域活動の担い手は女性が多く、日常的な活動を支えるような場面では中心となっていますが、一方、会長等の代表的な役割は男性である場合が多く見受けられ、企画立案段階への参画は進んでいません。また、防災など、女性の知識や経験が十分に活かされているとはいえない分野もあります。

今後、役職等への女性の参画を促すと共に、日常的な活動においては、男性の参加をさらに促進していくことが課題となっています。

* 女性に対する暴力、人権侵害 *

配偶者等からの暴力(DV/ドメスティック・バイオレンス)やセクシュアル・ハラスメント、痴漢行為、ストーカー、性犯罪など、被害者の多くは女性です。特に、配偶者間で起こる暴力については、外部からの発見が困難なことも多く、報復を恐れて助けを求めることができなかつたり、経済的に自立していないため別れることができなかつたりといったことから、深刻化しやすい傾向にあり、男女共同参画社会の実現を妨げるものです。

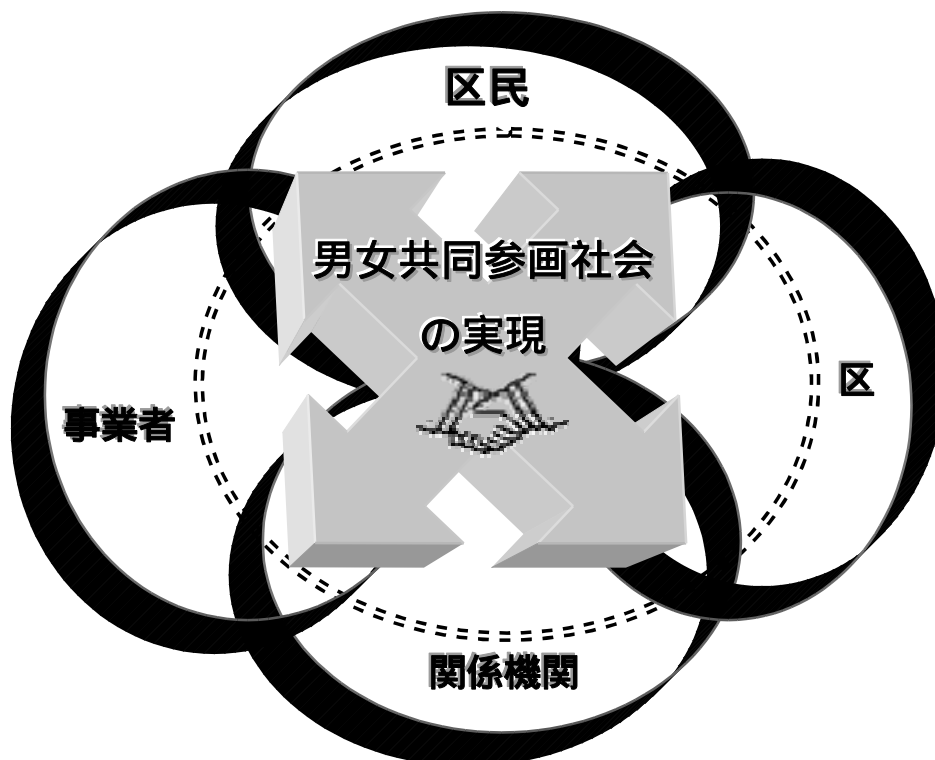
本区においては、女性センター及び子ども家庭支援センターで相談を受けていますが、件数が平成15(2005)年度231件、16年度319件、17年度543件と推移しており、女性に対する暴力への区民の意識を高めるとともに、ケアや救済を視野に入れた相談体制及び自立のための支援の充実が求められています。

(2) 区民等と区との協働による実現

男女共同参画社会の実現に向けて、仕事と家庭の両立の困難さや、子育て負担感の増大、女性に対する暴力など、人々の生活や人権に関わる課題を解決していくためには、男女共同参画の視点から社会のあり方そのものを見直す必要があります。

区は、これまで以上に男女共同参画の視点に立って事業を見直し、進展させていかなければなりません。区民・事業者・関係機関等が主体的に取組み、それぞれの立場において、自らの能力を生かし、責任をもって進めていくことが重要です。

男女共同参画は女性だけの問題ではなく、男性の生活や人生にも関わる社会全体の重要な問題です。女性が生きやすいと実感できる環境を整えることは、男性にとっても、家庭や地域活動への参画など、多様な経験が可能な豊かな人生を実現することにつながります。



(3) これまでの取組み

【国際婦人年からの国際的な動き】

国連が国際婦人年(昭和 50(1975)年)を提唱し、第1回世界女性会議(国際婦人年国際会議)がメキシコシティで開催されて以降、これまで4回の世界女性会議のほか、国連等の国際会議で女性の地位向上に向けた数々の検討が行われてきました。その中で各国の取るべき措置のガイドラインとなる「世界行動計画(昭和 50(1975)年)」や「女性差別撤廃条約(昭和 54(1979)年)」、「北京宣言及び行動綱領(平成 7(1995)年)」などが採択され、それらを契機に世界各国で取組みが進められています。

大きな節目の年に開かれた「女性2000年会議(北京+5)」では、21世紀における男女共同参画の実現に向けた決意が表明され、各国の更なる取組みの推進を誓約しました。近年では、ニューヨークで「第49回国連婦人(女性)の地位委員会*(北京+10)」(平成 16(2004)年)が開かれ、各国の取組み状況と新たな課題について検討されました。

【国や都の法や計画策定の状況】

我が国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等が定められ、世界行動計画を受けて、国内行動計画(昭和 52(1977)年)を策定して以降、世界の動きに協調しながら、女子差別撤廃条約を批准(昭和 60(1985)年)、男女雇用機会均等法(昭和 60(1985)年)、育児・介護休業法(平成 3(1991)年)等の国内法の整備を行いました。また、男女が互いに人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を21世紀のわが国の最重要課題の一つと位置づけた「男女共同参画社会基本法」(平成11(1999)年 6月)が施行され、同法に基づいて「男女共同参画基本計画」(平成 12(2000)年)が閣議決定されました。この計画策定から5年が経過した平成 17(2005)年 12月には、第2次の計画が策定されました。

東京都も、第1次計画(昭和 53(1978)年)の策定以来、順次計画を策定し、全国に先がけて東京都男女平等参画基本条例(平成 12(2000)年)を制定するなど、男女平等の実現のために取組みを進めており、平成 17(2006)年 3月には、東京

都配偶者暴力対策基本計画を策定しました。

さらに、男女平等参画のための東京都行動計画「チャンス&サポート東京プラン 2002」の改定にあたり、平成 18(2006)年 12 月に東京都男女平等参画審議会から答申を受け、平成 19(2007)年度以降の計画が策定されます。

【江戸川区の取組み】

* 本区の重要施策 *

本区では、「江戸川区婦人総合計画」(昭和 57(1982)年)を策定して女性関連施策の体系化を図るとともに、当時の長期計画(昭和 61(1986)年)で「女性の自立と社会参加」を目標に掲げ、女性問題の解決のため、就労支援や子育て支援、意識啓発など多くの施策を積極的に展開してきました。現在の長期計画「えどがわ新世紀デザイン」(平成 14(2002)年)では、「男女共同参画社会の推進」を重要な施策の柱として位置付けています。

* 女性センターの設置から現在 *

また、女性に関する総合的な窓口であり、女性施策を推進する中心的な機関として女性センター(平成 11(1999)年)を設置しました。さらに、新たな計画づくりに向けて、区内の男女共同参画の現状と区民の意識を把握するため「男女平等に関する意識調査」(平成 15(2003)年)を実施したほか、本計画策定にあたって、江戸川区男女共同参画推進区民会議を設置(平成 16(2004)年)し、「男女共同参画推進のための計画に盛り込むべき内容について(提言)」(平成 17(2005)年)を受けるなど、男女共同参画社会の実現に向けて、さまざまな取組みを進めています。



.....用語解説.....

* 国連婦人(女性)の地位委員会

(CSW: United Nations Commission on the Status of Women)

昭和 21(1946)年 6 月に国連(国際連合)の経済社会理事会の機能委員会のひとつとして設置されました。

婦人(女性)の地位委員会は、政治・市民・社会・教育分野等における女性の地位向上に関して、国連経済社会理事会に勧告・報告・提案等を行うことになっています。現在はニューヨークの国連本部において、毎年 2~3 月頃に 2 週間の期間で開催されています。

本年(平成 19(2007)年)2 月には、第 51 回が開催されました。

2 基本的な考え方

(1) 目的

男女共同参画社会の将来のあるべき姿を定め、区の姿勢を明確にする

区民生活に関わる全ての事業を男女共同参画の視点で見直す

区民（区民・事業者・関係機関等）と区が取り組むべき内容を具体的に示す

男女共同参画社会の形成に向けた取り組みを総合的かつ効果的に推進する

(2) 位置付け

本区における男女共同参画の基本的な考え方を示す基本計画であると同時に、具体的な取り組みを示す行動計画である

「男女共同参画社会基本法」で定める「市町村男女共同参画計画」である

長期計画「えどがわ新世紀デザイン」との整合性を持つ

「江戸川区次世代育成支援行動計画」等の他の個別計画と整合性を持つ

(3) 将来のあるべき姿

男女が平等で、互いに尊重し、喜びも責任も分かち合い、家庭、職場、学校、地域などのあらゆる分野において、性別にとらわれることなく、その能力と個性を発揮できる地域社会

(4) 実現のための重点目標

重点目標1 男女共同参画の意識を社会全体に広げる

重点目標2 区民と協働し、あらゆる場面での男女共同参画を進める

重点目標3 暴力を根絶し、男女が健康的な生活を送ることができる社会を実現する

(5) 計画期間

計画期間は平成 19 (2007) 年度から平成 28 (2016) 年度の 10 年とし、5 年後に見直しを行う

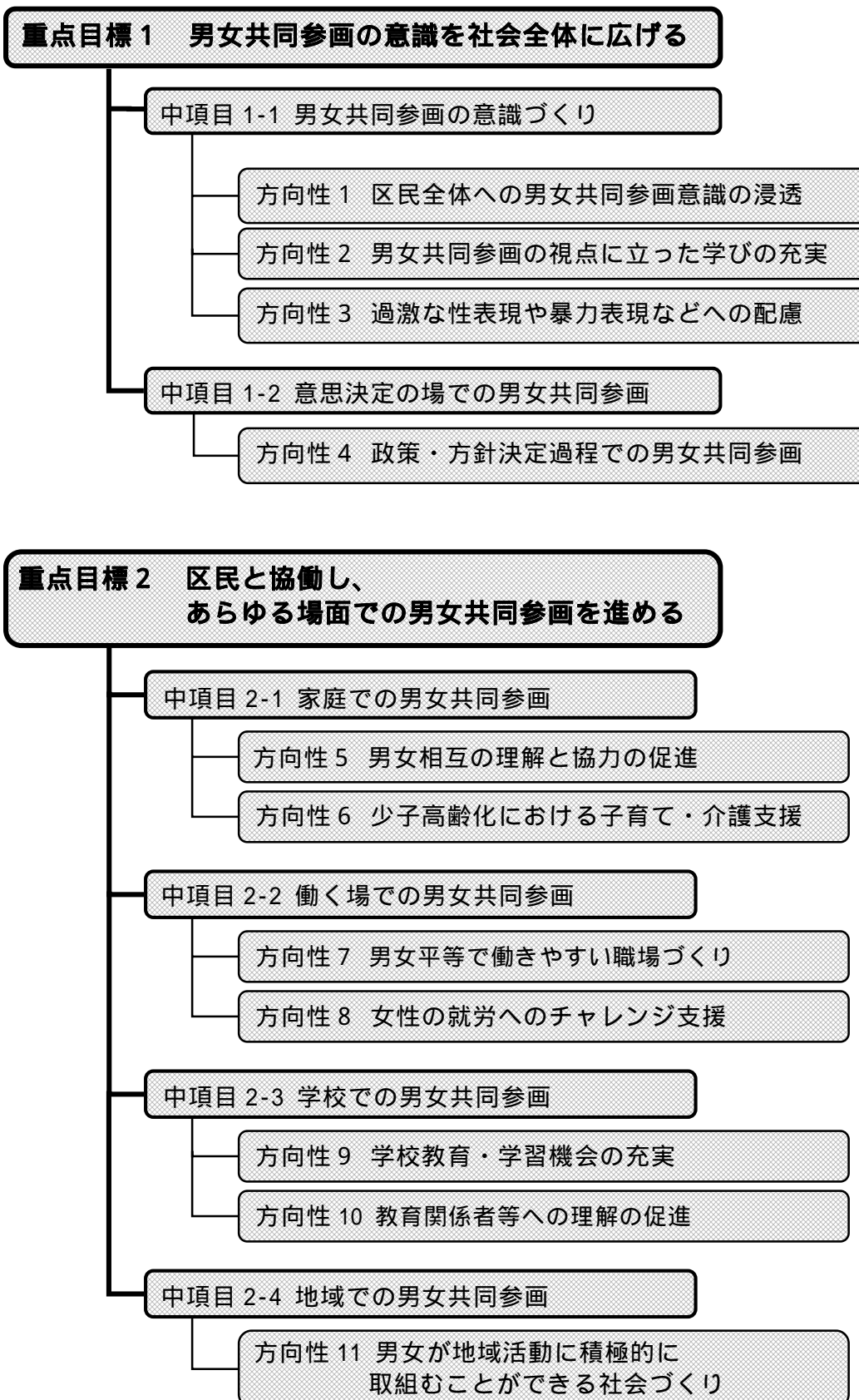
具体的な取組みは 5 年後 (平成 23 (2011) 年度) を目標とする

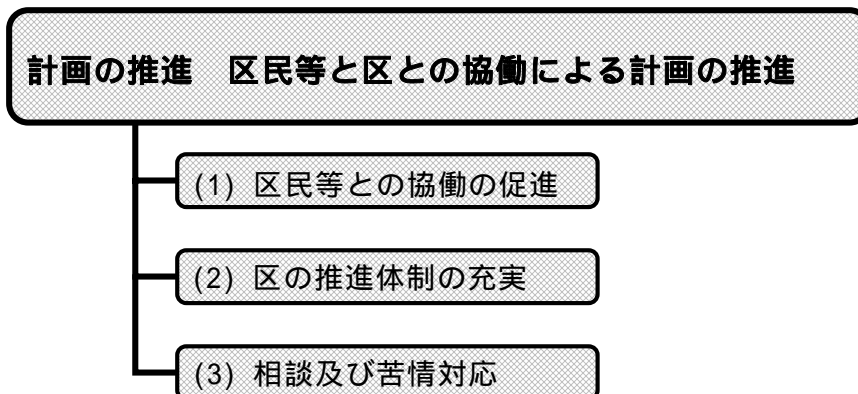
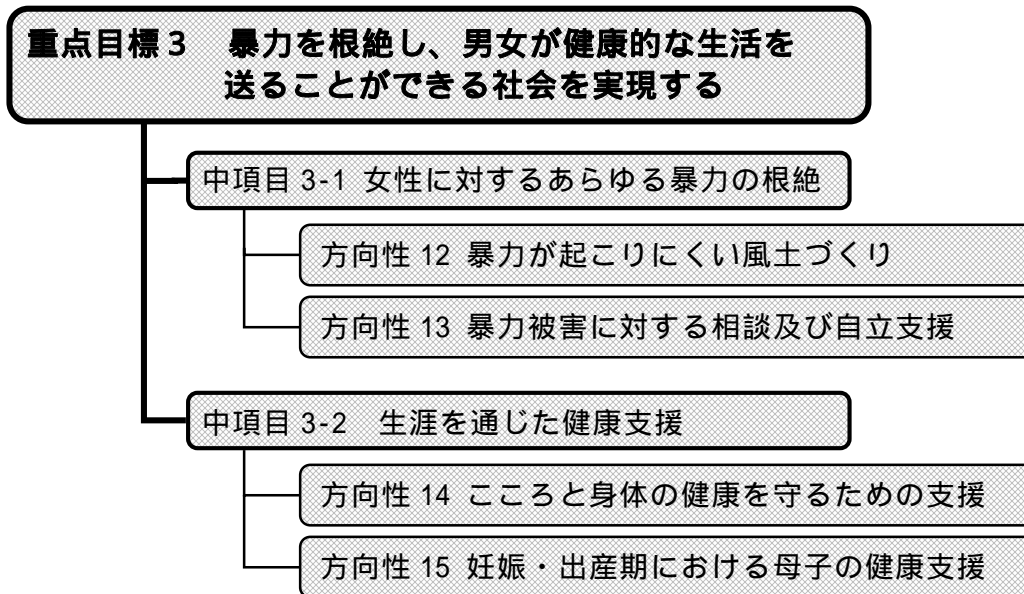
(6) 計画推進の考え方

進捗状況を把握し、確実な計画の推進を図る

区の取組みの状況を区民に公表する

3 計画の体系図







目標の達成に向けた 取組み

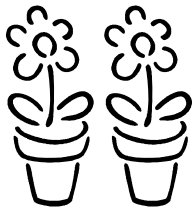
協働



*この枠に記載してある項目は、区民・事業所・各関係機関等が、それぞれの立場で取組みを進めていただく事項です。

方向性 1

目標を達成するために、中項目ごとに今後 10 年間に取組む方向性を方向性 1 ~ 15 として示しました。



重点目標 1

男女共同参画の意識を社会全体に広げる

(1) 男女共同参画の意識づくり

目標とする姿

男女共同参画の意識が広がる。

多様な考え方やライフスタイルが尊重される。

一人ひとりの個性が尊重され、能力が平等に評価される。

男女平等の意識を持ち、個性を生かしながら、能力を発揮できる人材が育成される。

《 現状と課題 》

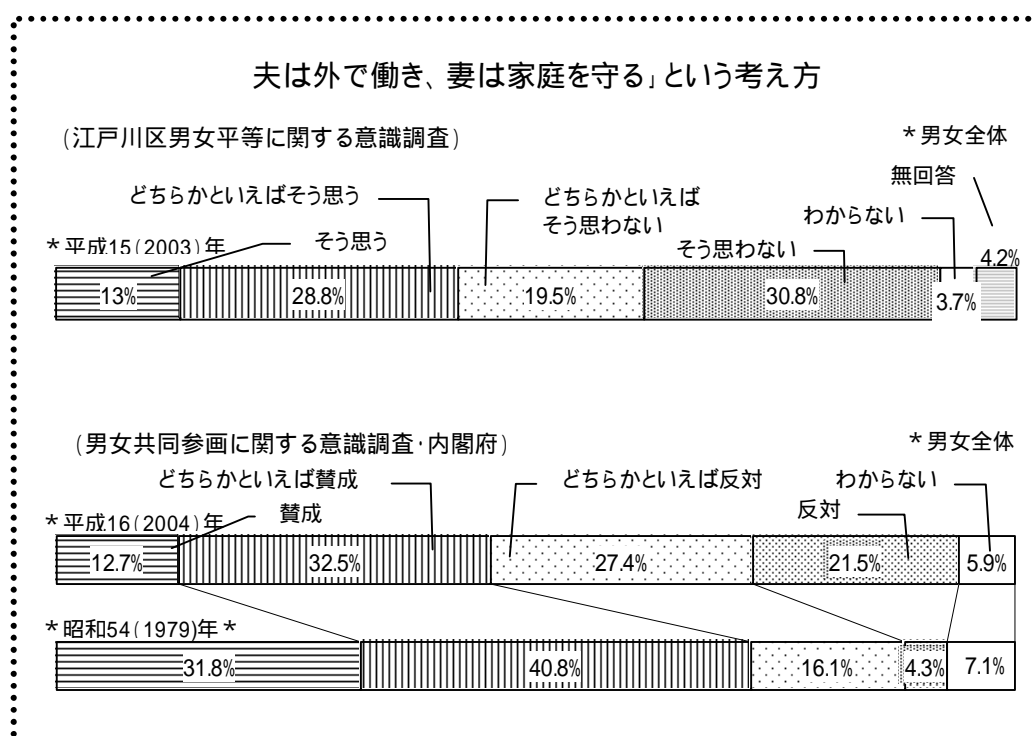
【男女共同参画の周知度】

男女共同参画社会を形成するために必要なことは、まず、「男女共同参画社会」がどのような社会であるのか、そして、解決すべき課題が何であるのかを認識し、理解することが必要です。

男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と規定しています。しかしながら、「男女共同参画社会」という用語の周知度が 52.5%(内閣府・男女共同参画社会に関する世論調査・平成 16(2004)年度、以下「内閣府・世論調査」という。)であることから、まだまだ馴染みが薄く、国民全体に浸透していないことが窺えます。

【年代などの考え方の違いに応じた意識啓発の実施】

区民一人ひとりのライフスタイルや価値観は、世代や性別、生活環境等によって異なります。そうしたなかで、男女共同参画に関する考え方にも差異があります。例えば、前述の内閣府の世論調査では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきであるか」との設問に対し、「賛成」45.2%、「反対」48.9%と、調査以来、初めて賛成と反対が逆転しましたが、世代で見ると、賛成と回答した傾向は、女性の70歳以上や男性の60・70歳代で高く、反対の回答は、女性の20歳代から50歳代が高くなっています。男女共同参画社会のより広い理解のためには、年代や男女間による意識の差を踏まえて啓発活動を実施することが効果的です。



【一人ひとりの個性や能力の重視】

地域や職場、家庭等の多くの場面で女性が活躍しています。しかし、女性は、仕事も、家事も、育児も、介護もといったように何役も担っていたり、職場ではお茶汲みなどの慣習が残っていたりするなど、生活のなかで何気なく行われていることの中に

は、性別によって固定的に役割を決めてしまっている例が見受けられます。役割の分担を性別により決めてしまうのではなく、一人ひとりの個性や適性に基づき、自ら選択できることが重要です。

【男女がともに生きやすい社会の実現】

男女共同参画社会は、女性だけが生きやすい社会ではありません。現代社会は、男性にとっても、長時間労働などによるストレスや家族とのコミュニケーションの不足、地域社会との関わり希薄化などという生きづらい環境になっていると指摘されています。男女が共に責任を担う男女共同参画社会の実現により、こうした現状を改善することも期待されます。

【次世代を担う子ども達への影響】

次世代を担う子ども達にとって、育った環境や教育の内容は、今後の人生観に大きな影響を与えます。躰^{しつけ}、遊び、教育、進路指導などが性別による固定的な役割分担意識に基づくものになっていないかなど、家庭・地域・学校で、男女共同参画の視点に立って子ども達の育成に携わることが必要です。あわせて、教育関係者を対象に、男女共同参画に向けた啓発活動もきめ細かく実施する必要があります。

【国際的視点での男女共同参画の状況】

男女共同参画社会を推進するためには、身の回りの状況だけで判断するのではなく、他国と比較することによって、女性の社会的地位や支援のあり方を見直していくことも大切です。現在の日本は、平均寿命や教育水準等から算出される人間開発指数* (HDI: Human Development Index) は、177 か国中 7 位と高いにもかかわらず、女性の所得や国会議員、管理職、専門職等に占める比率などから算出されるジェンダー・エンパワーメント指数* (GEM: Gender Empowerment Measure) は 75 か国中 42 位(人間開発報告書 2006)と不均衡であり、女性の能力を十分に活用していない状況が窺えます。

「人間開発報告書 2006」から参照

上位 50 개국を掲出

HDI(人間開発指数)				GEM(ジェンダー・エンパワーメント指数)			
順位	国名	順位	国名	順位	国名	順位	国名
1	ノルウェー	26	韓国	1	ノルウェー	26	ナミビア
2	アイスランド	27	スロベニア	2	スウェーデン	27	ラトビア
3	オーストラリア	28	ポルトガル	3	アイスランド	28	チェコ共和国
4	アイルランド	29	キプロス	4	デンマーク	29	ギリシャ
5	スウェーデン	30	チェコ共和国	5	ベルギー	30	ポーランド
6	カナダ	31	バルバドス	6	フィンランド	31	エストニア
7	日本	32	マルタ	7	オランダ	32	スロベニア
8	アメリカ	33	クウェート	8	オーストラリア	33	クロアチア
9	スイス	34	ブルネイ	9	ドイツ	34	スロバキア
10	オランダ	35	ハンガリー	10	オーストリア	35	メキシコ
11	フィンランド	36	アルゼンチン	11	カナダ	36	タンザニア
12	ルクセンブルク	37	ポーランド	12	アメリカ	37	ブルガリア
13	ベルギー	38	チリ	13	ニュージーランド	38	キプロス
14	オーストリア	39	パーレーン	14	スイス	39	ペルー
15	デンマーク	40	エストニア	15	スペイン	40	パナマ
16	フランス	41	リスアニア	16	イギリス	41	ハンガリー
17	イタリア	42	スロバキア	17	アイルランド	42	日本
18	イギリス	43	ウルグアイ	18	シンガポール	43	マケドニア
19	スペイン	44	クロアチア	19	アルゼンチン	44	モルドバ
20	ニュージーランド	45	ラトビア	20	ポルトガル	45	フィリピン
21	ドイツ	46	カタール	21	コスタリカ	46	ベネズエラ
22	香港(中国)	47	セーシェル	22	トリニダード・トバゴ	47	ホンジュラス
23	イスラエル	48	コスタリカ	23	イスラエル	48	エルサルバドル
24	ギリシア	49	アラブ首長国連邦	24	イタリア	49	エクアドル
25	シンガポール	50	キューバ	25	リトアニア	50	ウルグアイ
* 177 개국測定				* 75 개국測定			

【参考資料】『人間開発報告書 2006』
(UNDP: United Nations Development Programme 国連開発計画)



用語解説

* 人間開発指数 (HDI: Human Development Index)

基本的な人間の能力がどこまで伸びたかを測るもので、基礎となる「長寿を全うできる健康的な生活」「知識」「人並みの生活水準」の3つの側面の達成度の複合指数です。平均寿命、教育水準(成人識字率と就学率)、調整済み1人当たり国民所得を用いて算出されます。

* ジェンダー・エンパワーメント指数 (GEM: Gender Empowerment Measure)

女性が、政治・経済分野の意思決定の場で活動できているか、経済的自立ができているかを測るものです。専門職・技術職に占める女性割合、上級行政職・管理職に占める女性割合、国会議員に占める女性割合、女性の所得を用いて算出されます。

こうした情報の収集や発信とともに、本区の姉妹都市 Gosford 市（オーストラリア）や地域に住む外国人との交流などを通じて、多様な文化や価値観に触れることは、視野を広げることにつながるとともに、男女共同参画を進めるうえで重要な役割を果します。

【社会制度や慣行の見直し】

社会の制度や慣行には、性別による区別が明示されていなくても、実質的に、男性が優遇されていたり、女性の参画が阻まれていたりするものがあります。国の調査によると、73.9%の人が「社会全体で見た場合、男性のほうが優遇されている」と回答しています。一例として、夫婦が離婚する場合、扶養されていた配偶者（主に妻）と扶養者（主に夫）の年金受給額に開きが生じていました。（平成 16（2004）年年金制度改正により、平成 19（2007）年 4 月以降に離婚した場合、厚生年金等に加入していた部分の分割が可能となりました。）

このように、男女共同参画社会の形成を阻害するような事例については見直しが適当です。しかし、ひな祭りや端午の節句にひな人形や鯉のぼりを飾るといったことや、トイレの表示を色分けすることは阻害要因とはいえません。社会制度や慣行の見直しを行う際には、社会的な合意を得ながら進めることが重要です。

** Gosford 市 **

- ・人口 約 165,000 人
- ・面積 1,029 平方キロメートル
- ・姉妹都市の盟約締結 昭和 63（1988）年 4 月



Gosford 市はオーストラリア東岸でもっとも魅力的な都市のひとつです。美しいブリスベーン湾に面し、3つの広大な国立公園もあります。シドニーとニューカッスルのほぼ中央に位置し、両市からそれぞれ 80 キロメートル圏内。車や列車で約 1 時間という便利なところにあります。

【メディアから発せられる情報を読み解く力を養う】

新聞やテレビなどのマスメディアから発信される情報は、区民の意識形成に大きく影響を及ぼします。これらの情報が、偏った表現や過激な表現である場合、誤った社会像や女性像が持たれてしまう危険があるばかりか、人権侵害にも繋がります。しかしながら、表現の自由は尊重されなければなりません。人権侵害につながるような表現については、区民一人ひとりや区民団体等が厳しい目を光らせることも大切であり、そのためには、情報を受け取る側が読み解く力を養い、適切に情報を選択し、不適切であると判断したものは受け入れない姿勢を持つことが重要です。



- ▶ 役割の分担を性別で決めない。
- ▶ 一人ひとりの個性や適性を大切にする。
- ▶ 家庭・地域・学校で、男女共同参画の視点に立って人材の育成に携わる。
- ▶ 事業者等は、発信する情報等に人権侵害や男女共同参画の推進の妨げになるような表現がないか配慮する。
- ▶ 人権侵害につながるような表現については、区民一人ひとりや区民団体等が厳しい目を光らせる。
- ▶ 情報を受け取る側が読み解く力を養い、適切に情報を選択し、不適切であると判断したものは受け入れない姿勢を持つ。

目標を達成するための今後 10 年間の取組みの方向性

〔中項目 1 - 1〕男女共同参画の意識づくり

方向性1

区民全体への男女共同参画意識の浸透

性別を問わず、全ての年代に向け、男女共同参画の意識を高める啓発活動を行う。

男女共同参画の視点に気付くきっかけをつくる。

区民、地域、事業者及び区がそれぞれの力を合わせて男女共同参画の意識づくりを進める。

国際的な視点や多様な価値観を知り、より広い視野で男女共同参画の意識を醸成する。

社会制度、慣行などについて、男女共同参画の視点で見直す。

方向性2

男女共同参画の視点に立った学びの充実

男女平等を理解できる学びと体験を充実する。

子どもから大人まで、一人ひとりの個性を生かし、能力を伸ばす教育や学習の機会を充実する。

家庭、地域、学校のそれぞれにおいて、男女が協力して生活を営むことの大切さを学ぶことができるよう、相互の連携を図る。

方向性3

過激な性表現や暴力表現などへの配慮

暴力や性に関する表現等について、行き過ぎた表現がないかどうか改めて確認する。

メディア事業者の自主的な取組みを促す。

区民一人一人が、自ら情報を判断して読み解く力(メディア・リテラシー)を身に付ける。

(2) 意思決定の場面での男女共同参画

目標とする姿

意思決定の場に、男女が平等に参画し、それぞれの立場の考え方を反映する。

《 現状と課題 》

【意思決定の場での女性の参画状況】

あらゆる場面において物事を決定していくにあたっては、男女が平等に参画し、各々の立場によって異なる考え方に配慮するなど、より広い視野を持つことが重要です。

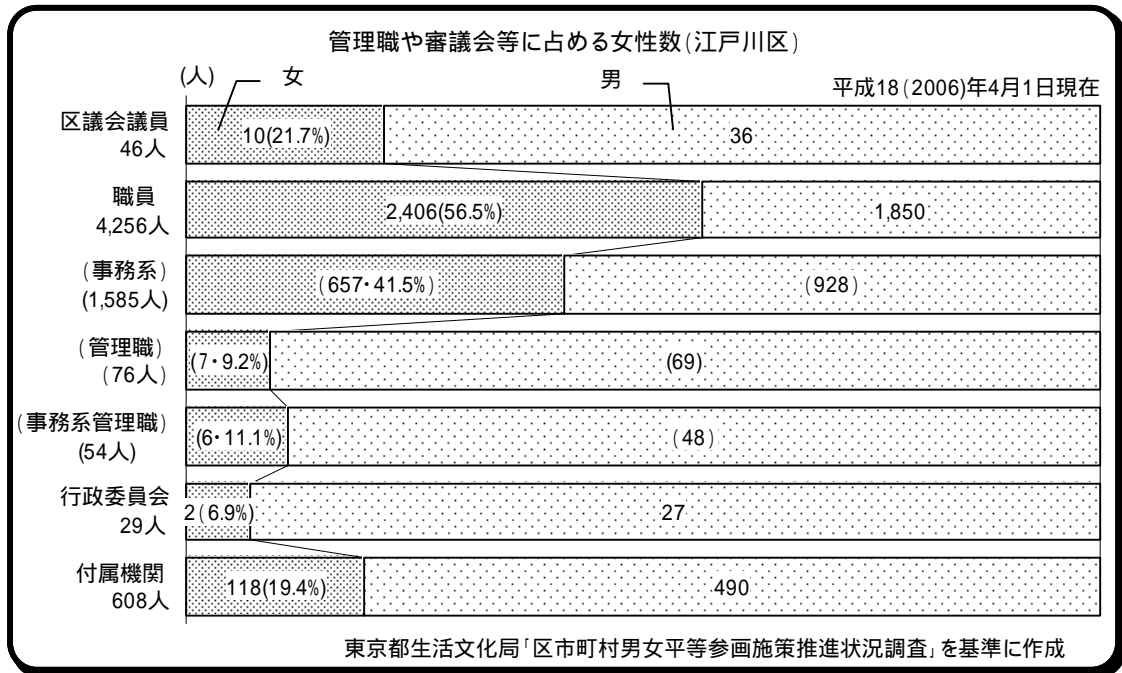
本区の区議会議員の状況を見ると、女性の比率は21.7%であり、国会議員の女性割合(衆議院9.4%、参議院14.2%・平成18(2006)年11月現在)と比較して高い状況にあります。しかし、区に設置している行政委員会や条例で定める防災会議等の附属機関、諮問機関等の委員においては18.3%であり、女性委員がゼロといった委員会も43%あります。

さらに、本区の職員の状況を見ると、意思決定過程に関わる係長級が30.6%、管理職においては9.2%と、職層が上がるにつれて女性の比率が低くなっており、また、職種によっても男女の構成比が偏っている場合もあります。

国が掲げる「2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%になるように期待する」という目標達成に向けて、採用・選考時の働きかけの工夫、選考後の職員配置や職員の能力の活用といった、職員の任用や研修の実施、仕事の管理及び職員の指導をする立場である管理職の意識改革、審議会委員を選定する場合に女性を起用するような配慮など、様々な角度からの取組みが必要です。

【区民の区政への参画】

また、区民に対しては、区の政策・方針決定過程の透明性の確保が重要であり、情報の公開及び、区民が意見を述べる機会の確保が必要です。



目標を達成するための今後10年間の取組みの方向性

〔中項目1 - 2〕意思決定の場面での男女共同参画

方向性4

政策・方針決定過程での男女共同参画

男女それぞれが意思決定の場に加わりやすいよう、選出方法や労働条件の見直しなどの環境整備を進める。

女性の参画促進を支援し、男女の不均衡を是正する。

区は区内の推進役として、率先して取組みを進めるとともに、より幅広い意見を意思決定に反映させる。

重点目標 2 区民と協働し、 あらゆる場面での男女共同参画を進める

(1) 家庭での男女共同参画

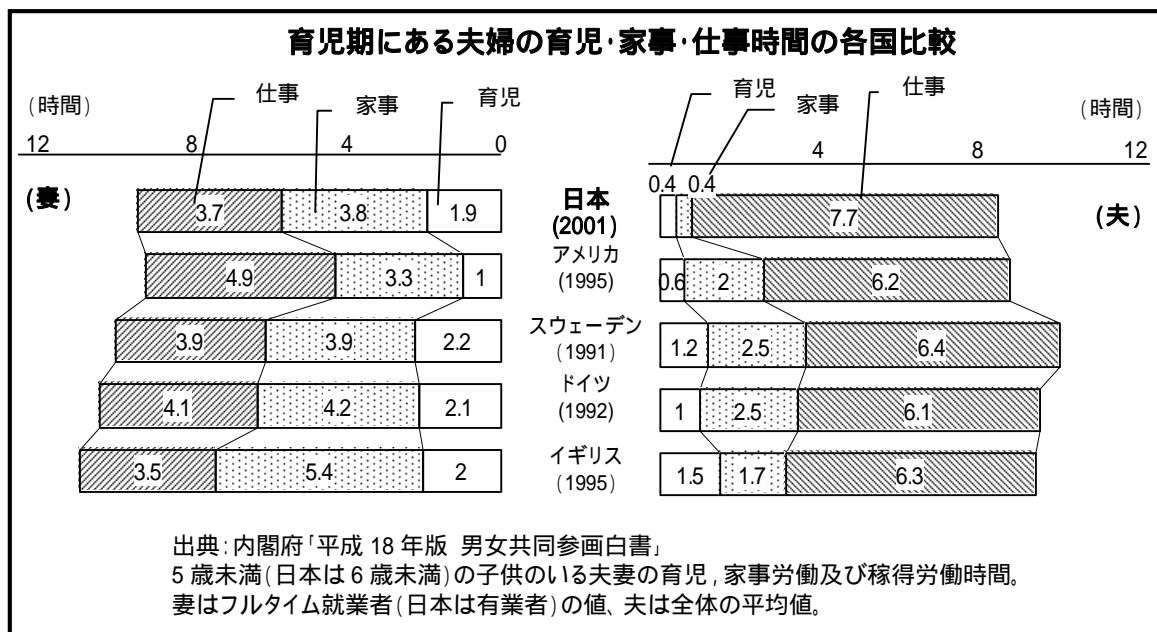
目標とする姿

家庭生活等における男女間の負担の偏りをなくす。
男女がともに、職場、家庭、地域等での様々な活動に積極的にに関わり、いきいきと暮らせる。
熟年者、障害者、子育て中の保護者など、誰もが暮らしやすい環境にする。

《 現状と課題 》

【家庭の状況】

家庭において食事の支度や掃除などは妻の役割であると 77%以上の方が回答(内閣府・世論調査)しています。育児期にある共働き夫婦等の育児時間は、妻が家事・育児に1日平均5.7時間であるのに対し、夫は0.8時間と約7倍の差があります。一方で、共働き世帯が平成4(2002)年頃から専業主婦の世帯数を上まわり始め、平成9(1998)年からは一貫して高くなっている状況です。



【「男は仕事、女は家庭」といった性別による役割分担の意識】

「男は仕事、女は家庭」といった性別による役割分担の意識(内閣府・世論調査)は、調査開始以来、初めて、「反対」が48.9%となり「賛成」の45.2%を上回りました。また、介護の役割分担についても、「男女が共同して受けもつ方がよい」と男女の72.4%(区・意識調査)が回答しています。このように、意識や関心に変化は現れていますが、生活時間の実態をみると、「家事・育児・介護」に費やす時間は男女間に差が出ています。その一因として、例えば、夫が長時間労働であるため、家庭生活の関わりが困難になっているといったことが考えられます。男女が協力して家庭を営んでいくためには、家事や仕事における役割・負担の偏りを見直すとともに、労働環境の整備など、社会的な取組みも必要です。

【地域や行政の支援】

晩婚化や非婚化の進展による未婚者の増加、仕事と家庭の両立の難しさ、医療技術の進歩による長寿命化の進展などの要因により、少子高齢化が急速に進んでいます。このような状況で、共働き世帯、母子家庭世帯の増加など世帯の状況も多様化しており、それぞれの家庭に応じた、多様な支援のあり方が求められています。


【熟年者・障害者への支援】

熟年者の男女の割合は、高齢になるほど女性が多くの割合を占めています。また、熟年者の夫婦のみ世帯及び単独世帯の割合は増加傾向にあり、特に女性では配偶者がいない割合が半数を占めます。さらに、要介護・要支援と認定された熟年者のうち、約7割を女性が占めています。一方で、在宅の介護者の約7割を女性が占めています。介護はする側もされる側も女性が中心となっています。

このような状況の中で、今後、要介護者、認知症熟年者等の増加が見込まれており、できる限り住み慣れた地域で尊厳のある生活が継続できるようなサービス体制の構築が求められています。

また、障害のある人もできる限り住み慣れた地域で生活できるよう、障害のある人の自立した生活を支援するとともに、その介護に当たる家族の介護負担を軽減することが重要です。

そのためには、在宅サービスの充実、地域生活を支える拠点となる施設の整備など障害のある人が多様な可能性に挑むことができる社会の形成に向けた、地域生活支援を一層進めることが求められています。



- ▶ 家事や仕事などにおける役割・負担の偏りを見直す。
- ▶ 労働環境などの整備を進める。
- ▶ 熟年者や障害者が住み慣れた地域で尊厳のある生活が継続できるよう支えあう。
- ▶ 障害のある人の自立した生活を支援する。
- ▶ 介護にあたる家族の負担が軽減されるよう支えあう。

目標を達成するための今後 10 年間の取組みの方向性

〔中項目 2 - 1〕家庭での男女共同参画

方向性5

男女相互の理解と協力の促進

家事や仕事などでの男女間の負担の偏りを見直すとともに、自ら経験することで互いの理解を深め男女双方の協力のもと、それぞれが責任を持って役割を担っていく。

日常生活に関わる様々な物事について、性別で固定的に役割を決めているようなことがないか見直す。

方向性6

少子高齢化における子育て・介護支援

ライフスタイルや家庭の状況に合った様々な支援を行う。

全ての保護者や介護者を対象とした支援を行う。（保育サービス等、経済的支援、精神面の支援）

公的な支援のほか、多様な人的資源やネットワークなどの地域力を活かした支援を行う。

だれもが利用しやすい施設となるよう、バリアフリー化などの整備を進める。

(2) 働く場での男女共同参画

目標とする姿

働く場で男女の待遇を均等にする。

仕事と家庭生活等の両立に無理がなく、男女それぞれの個性と能力が十分に発揮される職場にする。

一人ひとりが自分にあったスタイルで、ゆとりを持って、効率よく働ける。

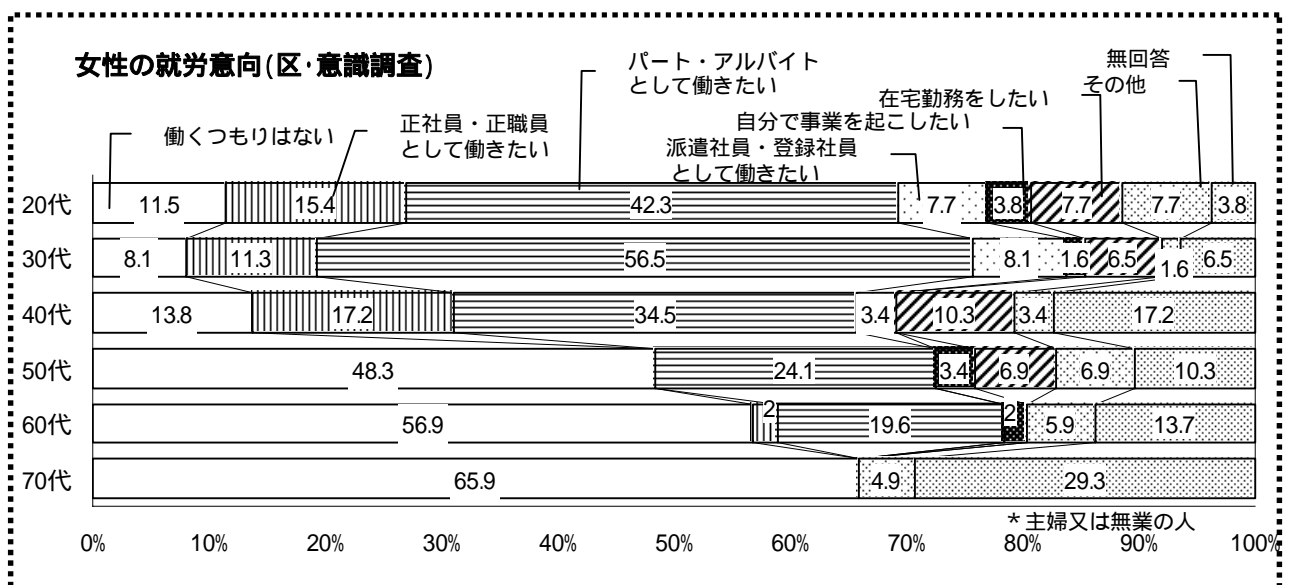
男女それぞれが経済的に自立する。

《 現状と課題 》

【法の整備と就労の状況】

男女雇用機会均等法の施行から20年が経過し、育児・介護休業法、パートタイム労働法や労働者派遣法などが施行され、法制度上は男女の均等な処遇が整いつつあります。しかし、現実的には、1時間あたりの平均給与額は女性は男性の67.1%であり、パート労働においても賃金の男女差が生じています。また、正規雇用者も男性82.4%に対し、女性は47.6%(平成17(2005)年)です。

女性の労働力人口を年代別に見ると、妊娠・出産によって就業が途切れてしまう状況から、30代が落ち込んでいます。20代半ばから50代半ばの就業を希望する女性は約245万人であり、求職活動をしていない理由をみると、「家事・育児のため続



けられそうにない」と回答する割合が高くなっています。このことから、女性が働きやすい環境を整えることが求められています。本区の男女平等意識調査においても、30代を中心に20代、40代で就労意向を示す割合が極めて高くなっています。

【企業の社会的責任】

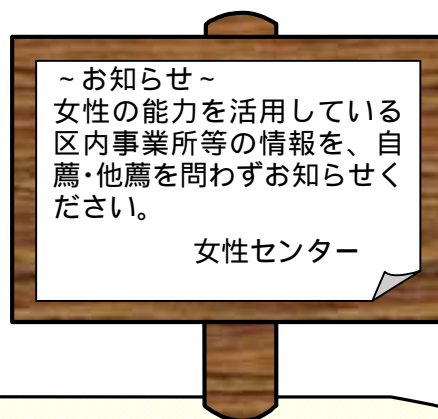
国の第2次基本計画や雇用機会均等法等においても、企業における女性の能力発揮のための積極的改善措置*（ポジティブ・アクション）や女性の再チャレンジ支援などが推進されています。

また、企業は、社会的責任*（CSR:Corporate Social Responsibility）を果さなければ、信頼を失うことになり、利益損失につながる恐れがあります。社会的責任には、当然のことながら人権への配慮や女性の積極的活用などが含まれています。

【区内事業所の状況】

区内には、約23,000の事業所があり、区内事業所に就労する従業者約22万人のうち約15万人が区民です。事業所の約7割は従業者が4人以下の少人数の中小企業が多く、そこでの従業者のうち6割が女性です。

小規模の事業所では、男女共同参画社会の推進が困難な状況もありますが、各事業所の理解を深める機会を設けたり、女性が積極的に参画している企業のメリットを周知する必要があります。



.....用語解説.....

* 積極的改善措置(ポジティブ・アクション)

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するもので、個々の状況に応じて実施していくものです。


* 社会的責任(CSR:Corporate Social Responsibility)

社会における企業の影響力の拡大に伴い、企業の社会的責任とは、法規制の遵守、経済的責任はもとより、企業倫理の重視、情報開示、社会への貢献などに自主的に取り組むことをいいます。

【仕事と生活の調和】

男女がともにいきいきと暮らすためには、仕事と家庭生活、また、地域活動、趣味等をバランスよく両立していくことが大切です。そのためには、男性の30%は帰宅時間が10時以降であるという労働環境等が改善されないと、女性の家事・育児等への負担が重くなり、仕事と生活の調和*（ワーク・ライフ・バランス）を図ることは難しいでしょう。また、悩み事があっても相談する家族がいない状況下にある場合もあります。

厚生労働省が推進しているファミリー・フレンドリー企業*のように、仕事と育児・介護とが両立できるような様々な制度や、多様で柔軟な働き方を選択できるような仕組みをつくるための企業側の取組みも必要です。



協働

- ▶ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が図れるよう、改善できないか点検する。
- ▶ 仕事と育児・介護とが両立できるような様々な制度や、多様で柔軟な働き方を選択できるような仕組みをつくる。
- ▶ 再就職等の再チャレンジの可能性を検討する。



用語解説

* 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

働く人が仕事と生活のどちらか一方のみではなく、ともに充実感を持てるように双方の調和を図ること。

* ファミリー・フレンドリー企業

仕事と育児・介護とが両立できるような様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組みを行う企業をいいます。

目標を達成するための今後 10 年間の取組みの方向性

〔中項目 2 - 2〕働く場での男女共同参画

方向性7

男女平等で働きやすい職場づくり

待遇、職務内容等について性別による差をなくす。
一人ひとりの適性や意向に配慮し、個性と能力を発揮しやすくする。
労働時間等に無理がなく、自分にあった柔軟な働き方を選択できる。
仕事と家庭生活・地域活動等との両立を促進する。

方向性8

女性の就労へのチャレンジ支援

女性の就労へのチャレンジを支援することで、女性の経済的な自立を促進する。
働く女性、働こうとしている女性の悩みを解消し、能力を向上する。
女性が活躍しにくい状況を踏まえ、女性自身の意思や意欲を尊重して、積極的かつ具体的な支援に取り組む。

(3) 学校での男女共同参画

目標とする姿

一人ひとりの能力や個性を尊重した指導を行う。
多様な進路選択が可能となるよう学習内容を充実する。

《 現状と課題 》

【学校生活の状況】


次世代を担う子ども達に、学び、遊び、育つさまざまな環境のなかで男女共同参画の意識が根づくことは、男女共同参画社会を実現するための礎となります。そのためには、子どもと関わる大人が、男女共同参画意識を十分に持つことが重要です。

保育園・幼稚園・小中学校においては、保育指針や教育要領、学習指導要領により、教育課程等の基準に基づき指導が行われています。特に男女平等意識を育むために身近な生活の中で工夫する喜びを体験しつつ、男女で協力して生活することの重要性や家庭観の健全な醸成などに取り組んでいます。

また、カリキュラム以外の学校生活において、教職員が無意識・無自覚に行う行為も、子どもたちの価値観の形成に大きな影響をおよぼすことがあります。男女共同参画社会を推進するため、教職員のみならず、教育に関わる関係者への意識啓発を充分に実施することが重要です。

【進路指導の状況】

進路指導は、その後の人生を決めてしまうほど大きな影響を持つことがあります。例えば、看護師や保育士等を希望する男子、パイロットや科学技術者を希望する女子に対して、「男だから、女だから」と性別で方向性を決めてしまわずに、個々の希望と能力から進路を導きだすことが重要です。あわせて、子ども達が、広い視野で進路選択できるような情報提供の体制を整えることも必要です。



- ▶ 子どもと関わる大人が、男女共同参画意識を十分に持つ。
- ▶ 個々の希望と能力から進路を捉える。
- ▶ 子ども達が、広い視野で進路選択できるよう情報提供をする。

目標を達成するための今後 10 年間の取組みの方向性

〔中項目 2 - 3〕学校での男女共同参画

方向性9

学校教育・学習機会の充実

教育活動全般での男女平等教育の充実を図る。

多様な進路を選択できるよう、適切な進路指導を行うとともに、様々な学習内容・学習機会の充実を図る。

方向性10

教育関係者等への理解の促進

性別にとらわれることなく学習機会の提供や進路の指導を行う。

教育関係者に対して男女共同参画の意識の浸透を図る。

(4) 地域での男女共同参画

目標とする姿

男女ともに積極的に地域活動に参加する。

男女が地域の活動の中でそれぞれの力を十分に発揮できる。

地域活動での様々な経験を通して、一人ひとりが力を伸ばしていく。

より多くの地域人材を活かして、地域活動を活性化し、地域力を高める。

《 現状と課題 》

【地域の力】

本区においては、長年にわたって町会、自治会、各団体、ボランティアなどによってさまざまな場面で地域をより良くしようという区民の力が発揮されてきました。こうした地域の力は、長期計画の基本理念「共育・協働」を具体化するための土壌であり、また、多くの課題を解決する活動の源泉とも言えます。

地域で活動する人材が、一部の人に偏ることなく、ある場面では支える側であり、ある場面では支えられる側になれるような状況が望ましいことです。

【活動の担い手】

地域活動にも、町会、自治会、地域の安全安心、地域まつり、すくすくスクールなどの子育て支援、少年野球の指導などの健全育成や、公園ボランティア等数えきれないほどの活動の場があります。

こうした活動の担い手に目を向けると、日常的な活動を支えるような場面では、女性が多く、会長や役員などの責任ある立場は男性である場合が多く見受けられます。また、男女ともに就労しているなかで、平日や日中の活動には参加しづらいといった状況もあります。多くの方が参加できるような日時の設定や、参加者が限定されない工夫などをしていく必要があります。

【災害時や緊急時】


災害はいつどのような規模で発生するか予測が不可能です。いざという時には、日頃からの訓練が効果を上げますが、発災時に実動できる人々の力をいかに結集できるかが、被害を最小限に食い止める鍵を握っていると言っても過言ではありません。そのためには、災害に備え、日頃から男女ともに様々な訓練等に参加するとともに、男女双方の視点で災害時における必需品や緊急時における対応などを検討し準備しておくことが必要です。また、地域の事などを熟知している女性の知恵抜きには実効性のあるものにはなりません。

【熟年者・障害者の社会参加】

平成 19(2007)年から、いわゆる「団塊の世代」(昭和 22～24 年に生まれ)の方々が、一般的な定年年齢である 60 歳に到達し始めます。このことは、いわゆる「2007 年問題」として、労働力不足や技能の継承など様々な分野への影響が懸念されています。しかし、多くの熟年者は、働くことや社会参加活動を通じて、自らの能力や経験を発揮し続けたいとの意欲や希望を有しており、今までも地域の貴重な人的資源として、様々な分野で活躍しています。

人口減少社会の到来を鑑み、今後も、熟年者自身が地域の担い手の一員としてその能力や経験をいかせるよう、ボランティアの育成支援、活動機会の提供等の取組みが一層求められています。

また、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う地域社会の実現のためには、障害のある人が、地域を構成する一員として、積極的に地域活動等に参加する機会を提供するとともに、必要に応じ一定の配慮を講じることも求められています。



- ▶ 地域で活動する人材が一部の人に偏ることなく、共に支えあえるよう、個人の力に応じて、できることは積極的に担う。
- ▶ 熟年者や障害のある方が積極的に地域活動に参加できる機会を設ける。
- ▶ 地域活動に多くの方が参加できるよう、日時の設定等の工夫をする。
- ▶ 災害に備え、日頃から男女ともに様々な訓練等に参加する。
- ▶ 男女双方の視点で災害時における必需品や緊急時における対応などを検討し準備する。

目標を達成するための今後 10 年間の取組みの方向性

〔中項目 2 - 4〕地域での男女共同参画

方向性 11

男女が地域活動に積極的に取り組むことができる社会づくり

地域の活動に、より多くの人に参加しやすいよう配慮する。

人材の育成、活躍する機会の提供など、性別に関わらずより多くの人を十分に活かしていく。

地域活動の様々な場面で、男女それぞれが能力を発揮するためのきっかけづくりを進める。

熟年者や障害者の社会参画を進める。

熟年者や障害者への理解を促進し、人権を尊重する。

重点目標 3

暴力を根絶し、男女が健康的な生活を送ることができる社会を実現する

(1) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

目標とする姿

男女が互いの人権を尊重し、あらゆる暴力(特に女性に対する暴力)をなくす。

《 現状と課題 》

【女性に対する暴力】

配偶者等からの暴力(DV/ドメスティック・バイオレンス)、セクシュアル・ハラスメント*、痴漢行為、ストーカー、性犯罪など、女性の弱い立場を狙った行為や犯罪が起きています。特に、家庭内で行われる暴力は、外部からの発見が困難であるうえ、暴力を受けても、加害者から報復されることに怯えて助けをもとめることができなかつたり、経済的に自立していないために別れることができなかつたりすることで、深刻化しやすい傾向にあります。

用語解説

* DV/ドメスティック・バイオレンス(domestic violence)

直訳すると、「家庭内の暴力」で、法令等で明確に定義された言葉ではありませんが、女性問題では、「配偶者や恋人などの親密な関係にある、又はあった人からの身体的・精神的・性的な暴力や虐待」を示します。身体的な暴力だけでなく、侮辱や脅迫などの心理的暴力や性関係を強要するなどの性暴力のほか、経済的、社会的な暴力が含まれます。

* セクシュアル・ハラスメント(sexual harassment)

「性的いやがらせ」の意味で、略して「セクハラ」と言われています。相手(女性)の心を傷つけたり、不快感を感じさせたり、さらには相手に不利益を与えたりするような性的な言動を指します。

内閣府が実施した「男女間における暴力に関する調査」(平成 17(2005)年)(以下「暴力に関する調査」という。)によると、26.7%の女性が配偶者から身体に対する暴力を受けていると回答しています。

近年では、「デートDV」と言われる若年層における交際相手からの暴力が問題化しており、暴力に関する調査によると、13.5%の女性と 5.2%の男性が「10～20 歳代に交際相手から何らかの暴力を受けたことがある」と回答しています。

さらに、これらの暴力は、子どもに及ぼす影響も大きいといわれ、子どもに対しても暴力が振るわれていたり、被害者である母親が精神的に不安定な状況等のために、子どもへの暴言やネグレクト* (親としての義務を果さない) が起こったりするなどの事例があります。

セクシュアル・ハラスメントは、男女雇用機会均等法の改正により平成 19(2007)年 4 月から措置を講じることが義務付けられるなどより強い対策が必要となりますが、加害者の意識が無いままに被害が発生している事も多くあります。また、非正規社員の増加により、正社員によるパートや派遣労働者へのセクシュアル・ハラスメントなども目立つようになりました。加害者が、同じ職場であったり、上司や指導者であったりするため、一人で悩んでいることも多い状況です。

【区民等の認識】

配偶者への暴力に関しては、家庭内のもめごととして見られ、犯罪としての認識に欠けている傾向がありました。しかし、その被害の深刻さが認識され、配偶者暴力防止法が制定されてからは、犯罪として、被害者から保護を求めることができるようになりました。

暴力を受けた被害者は、自力で解決する能力が損なわれることが多くあります。犯罪であるという認識を被害者も周囲の人々も持って、暴力が大きくならないうちに解決することが重要です。




.....用語解説.....

* ネグレクト(neglect)

親などが、保護者として行わなければならない乳幼児や児童の養育を放棄することです。

あらゆる暴力をなくしていくには、被害者が安心して相談を受けられる体制の整備や、周囲が暴力を見逃さない目を養うような啓発活動等が必要です。

協働



- ▶ 配偶者間の暴力や、セクシュアル・ハラスメント等に対して、犯罪であるという認識を被害者も周囲の人々も持つ。
- ▶ 暴力を見逃さない目を養う。

目標を達成するための今後 10 年間の取組みの方向性

〔中項目 3 - 1〕女性に対するあらゆる暴力の根絶

方向性 12

暴力が起こりにくい風土づくり

家庭、職場、地域など多方面にわたって、女性に対する暴力について理解を深め、暴力根絶の意識を高める。

地域でのパトロール等の取組みや警察等関係機関との連携を深める。

方向性 13

暴力被害に対する相談及び自立支援

早期発見のため相談窓口を強化するとともに、あらゆる機会を通じて情報を収集する。

被害者の保護、こころのケア等の支援に努めるとともに、被害の拡大や再発を防止する。

対応にあたる職員の意識を高める。

(2) 生涯を通じた健康支援

目標とする姿

女性・男性それぞれが、生涯を通じて健康を保ち、安心して生活できる。
性と生殖に関することについて、女性が自らの意思に基づいて選択できる。
妊娠・出産・乳幼児期を通して、親子ともに安全で、心身ともに健康に過ごせる。

《 現状と課題 》

【性と生殖の健康・権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)】

男女は、身体的な特徴が異なります。互いにその特質を十分に理解し、尊重していくことは、男女共同参画社会を築くための根底に関わることです。特に女性は、妊娠・出産の可能性があり、生涯を通じて男性とは異なる疾病や更年期障害等、健康上の問題に直面することが多くあります。

平成6(1994)年にカイロで開かれた国際人口開発会議において、女性が生涯にわたって身体的、精神的、社会的に良好な状態であることを享受する権利「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ*」が提唱され、性と生殖に関する健康や生命の安全を女性

用語解説

*リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(reproductive health/rights)

平成6(1994)年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っています。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

のライフサイクルを通して権利として捉えようという概念のもとに、20年間の行動計画が採択されました。女性自身が妊娠することについて決定する権利をもつこと、安全な妊娠・出産ができること、生まれてくる子が健全な小児期を享受できること、性感染症の恐れが無いことの4項目を基本としています。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考えには、不妊に関わる人工授精や、代理出産、また、性感染症、HIV/エイズ、性暴力、買売春、中絶など、さまざまな問題を幅広く含んでいます。男女が性の知識を正しく身に付けることが大切であり、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの観点からの性教育を推進していく必要があります。

【女性特有の疾病等】

これまで、疾病に関する女性のデータは収集が難しく、男性を中心とした臨床結果等から治療や投薬が行われてきましたが、1990年代の米国で、性差に注目した疾病の診断・治療、予防措置を行うようになってきました。例えば、女性のがん罹患率の一番高い乳がんの治療では、かつては、がん細胞を取り除くために、乳房をすべて切除する方法を選択していましたが、女性の立場からすると、病は治っても心の傷が大きく残ることがありました。その後、再建手術や温存手術なども行われるようになり、大きく前進しました。

女性特有の疾病に関する研究は取組みが始まったばかりですが、女性自身が自らの身体の状態を把握し、正しい情報を入手することも必要です。

【性感染症(HIV感染など)】


性感染症には、クラミジア感染症や HIV * (ヒト免疫不全ウイルス: Human Immunodeficiency Virus) 感染症などがあり、性行為による感染のほか、出産時に母子感染を起こすことがあります。また、現在若者の間で感染が増えているクラミジア感染症は、不妊症の原因として問題となっています。正しい知識を持って感染を予防し、検査や相談を受けやすい体制を整えることが必要です。

また、性感染症に対しては、予防策や、感染者に対する差別や偏見をもたないよう正しい理解が重要です。


【性教育】

近年においては、若年層の性的な成熟の早期化等により、性と生殖に関する安易な意識が強く、リスクに対する認識が十分ではない状況があります。その結果、人工中絶や性感染症などの低年齢化が問題となっています。

学校教育においても、思春期に向かって起きる身体的・精神的な変化や異性に対する理解を深め、お互いの人格を尊重する態度や行動を身に付けるよう指導することが重要です。



- ▶ 男女の身体的な特徴を互いに理解し、尊重する。
- ▶ 男女が性の知識を正しく身に付ける。
- ▶ 女性自身が自らの身体の状況を把握し、正しい情報を入手する。
- ▶ 性感染症に対する予防策や、感染者に対する差別や偏見をもたないよう正しく理解する。
- ▶ 思春期に向かって起きる身体的・精神的な変化や異性に対する理解を深め、お互いの人格を尊重する態度や行動を身に付けるよう指導する。



用語解説

* HIV (ヒト免疫不全ウイルス: Human Immunodeficiency Virus)
エイズの原因となるウイルスで、このウイルスが性行為等により身体に進入し、標的となる細胞に取り付き、増殖することで感染をします。潜伏期間が平均で約 10 年と長いことが特徴で、その間は自覚症状がほとんどありません。

* エイズ (AIDS) (後天性免疫不全症候群: Acquired Immunodeficiency Syndrome)
生まれて後にかかる (後天性)、免疫の働きが低下すること (免疫不全) により生じるいろいろな症状の集まり (症候群) という意味になります。

目標を達成するための今後 10 年間の取組みの方向性

〔中項目 3 - 2〕生涯を通じた健康支援

方向性 14

こころと身体 の健康を守るための支援

男女が互いにそれぞれの身体の特徴を理解し合い、相手への思いやりを持つ。
年代等に応じた、適切な性の理解の推進を図る。

こころと身体 の両面による健康づくりの取組みを支援する。

女性・男性それぞれに特有の疾病(子宮がん・乳がん・前立腺がん・骨粗しょう症・更年期障害等)について理解を深め、予防や早期発見等に努める。

性感染症(HIV感染など)について理解を深め、予防や早期発見等に努める。

方向性 15

妊娠・出産期における母子の健康支援

夫婦が思いやりを持って協力し、安心して妊娠・出産ができる環境を作る。

妊娠・出産期の母子を、健康面・精神面の両面から支える母子保健サービスを充実する。

計画の推進

区民等と区との協働による計画の推進

(1) 区民等との協働の促進

男女共同参画を社会のあらゆる場面で実現するためには、行政だけの力では限界があります。

区が率先して男女共同参画の推進に取り組むことはもちろんですが、区民・事業者・関係機関等の主体的な取り組みも欠かせません。そのため、区は様々な機会を通じて情報提供や意識啓発などの働きかけを行うとともに、相談・支援などの必要なサービスを充実させつつ、区民等と力をあわせて男女共同参画を一層推進していきます。

そのため、(仮称)江戸川区男女共同参画区民アクション会議を設置し、区民・事業者・各団体等での推進の状況や、課題の解決に向けての取り組みの状況などの報告や意見交換などを実施します。

また、区民意見や生活の実態などを照らしあわせ、国や都へ法整備や施策の実施について要望することも本区の果たす役割です。

本区に培われている地域の力を原動力に、意識の高揚を大きくゆるぎないものにしていくためにも、区内事業所、各団体等から地道な実践が行われるよう取り組んでいきます。

(2) 区の推進体制の充実

本区では、平成 11 年 4 月に女性センターを設置し、相談、啓発、図書の貸し出し、資料の収集を行ってきました。

この間、関係機関との連携事業や男性向け講座や時代に即した講座の開催、女性に対する暴力相談事業の拡大などを実施してきました。今後も男女共同参画推進の拠点として各種事業を一層充実していきます。

また、本計画の推進にあたっては企画課が中心となり、男女共同参画の視点から施策を点検するとともに、計画の実効性の確保に取り組めます。

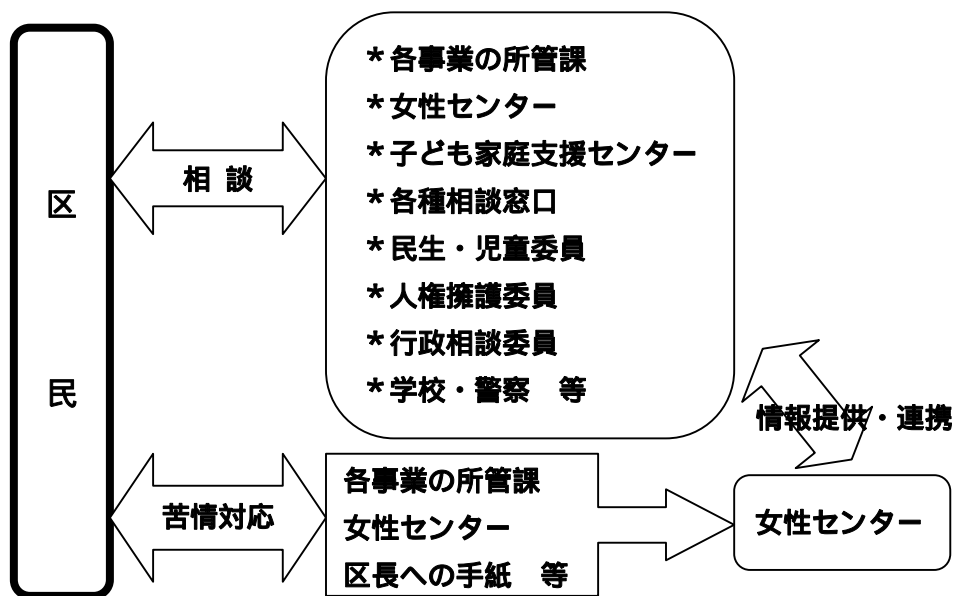
そのため、庁内の横断的組織として(仮称)男女共同参画推進連絡会議を設置し、取組み状況等を把握し評価します。

区を挙げて、課題解決に取り組んで行くには、本区の職員一人ひとりが、男女共同参画の意識を高めていかなければなりません。男女共同参画社会の推進は区政全般に関わります。職員は、自己研鑽を重ねるとともに、職員研修を活用するなどして、課題の状況や取組みの状況などを改めて認識していくことが必要です。

(3) 相談及び苦情対応

男女共同参画の推進を阻む問題に関しての区政への苦情や、区民生活のなかで起きた悩みや苦情などについては、関連部署との連携を図りながら、女性センターが対応します。

男女共同参画に関する相談・苦情対応体制



推進体制

区 長

〔庁内の推進〕
（仮称）江戸川区男女共同参画
推進連絡会議

- ・ 庁内の推進状況のチェック
- ・ 計画の進捗状況評価・公表
- ・ 苦情の把握

全庁での推進

協働



〔区民等を中心とした推進〕
（仮称）江戸川区男女共同参画
区民アクション会議

- ・ 各団体等の推進の状況の報告
- ・ 課題の解決に向けての取組みの状況
などの報告や意見交換
- ・ 各団体間の連携による活動 等

それぞれの取組み

区民
区内事業所
各団体
関係機関（学校・幼稚園・
保育園・ 等）

報告・意見

推進の拠点：子ども家庭部 児童女性課
女性センター

計画の推進：経営企画部 企画課



区民や事業者等と

協働して進める事業

(平成19年度～平成23年度実施事業)

*** 掲出事業について ***

- ▶ 掲出事業は、事業の担い手が区民・事業者等である事業です。
- ▶ 目標ごとに、

平成23年度までの主要な取組み

として、今後5年間(平成19(2007)年度～平成23(2011)年度)に取り組む主要な事業を掲出しました。

- ▶ 「 」は、掲出した事業の通し番号です。
- ▶ 「再(番号)」は、前の項目に掲出した事業の再掲です。
- ▶ 「実施区分」は、「新規」「推進」「継続」「検討」の4区分です。
 - 「新規」は、今後5年間に実施する事業です。
 - 「推進」は、今後事業の拡大を含めてより推進していく事業です。
 - 「継続」は、今後事業の実施内容を見直しながらか引き続き実施していく事業です。
 - 「検討」は、実施の可能性を検討する事業です。



重点目標 1

男女共同参画の意識を社会全体に広げる

〔中項目 1 - 1〕男女共同参画の意識づくり

平成 23 年度までの主要な取組み

	具体的な取組み	平成 18 年中の事業量 (参考)	実施 区分
熟年者、障害者と子どもの交流、理解を深める機会の充実			
1	出前ボランティア講習 ➤ ボランティアが小中学校へ出向いて車椅子介助・手話等の体験講習を実施する	・44 回 6,114 人参加 ・ボランティア 446 人	継続
2	総合人生大学の学生が主体的に地域活動に取組む	・社会活動体験(年 40 時間以上) ・大学祭での交流 1,300 人 来場 など	推進
3	指定管理者は、管理する施設(文化・スポーツ施設等)の事業を充実させる	各種公演等	継続
4	私のまちの知恵袋 ➤ 熟年者がすすくすくスクールにボランティアとして参加し、経験や知恵を子ども達へ伝える	・登録者 61 名 ・17 回実施	継続
5	お背中流し隊 ➤ 中学生が敬老の日に、区内の銭湯で熟年者の背中を流し、交流を深める	61 か所・小学生 288 人・ 中学生 198 人参加	継続
6	心身障害者(児)作品展示会の実施 ➤ 障害者団体が中心となって、障害者の生きがいの向上と障害への理解を深めるため実施	・参加 28 団体・5 人 ・来場 2,500 人 ・作品(絵画・陶芸・七宝・ レーザー・書道・写真等)1,800 点 ・助成金 450,000 円	継続
7	地域ミニデイサービス ➤ ファミリーヘルス推進員が中心となりボランティアと協働して、虚弱及び閉じこもりがちな熟年者を対象に実施している介護予防活動を支援する	27 団体・279 回	継続

	具体的な取組み	平成 18 年中の事業量 (参考)	実施 区分
多様な学習機会の充実及び能力開発の促進			
8	共育パートナー ➤ 区民やボランティア、教員志望の区内在住の大学(院)生が教育活動に参加する	延べ 3,577 人	継続
9	クラブ・部活動外部指導員等派遣 ➤ 地域の方が、小・中学校のクラブ・部活動の指導を行う	・小学校 13 クラブ ・中学校 126 クラブ	継続
10	チャレンジ・ザ・ドリーム ➤ 学区域を中心とした事業所で、区立中学校の 2 年生が、5 日間の職場体験を行う	・中学校全 33 校 ・生徒 4,797 人 *平成 17 年度協力事業所 1,305 事業所	継続
11	江戸川区少年少女合唱団	年 2 回公演・団員 127 人	継続
12	子ども会(年少)指導者養成講習会	6 回	継続
13	文化教養講座 ➤ 文化団体等が区民向けの講座を開催	10 講座・422 人参加	継続
14	総合人生大学の運営 ➤ 区民が共育・協働の学びの理念のもと、大学運営に積極的に参画する	・4 学科 2 年コース ・168 名在籍	継続

〔中項目 1 - 2〕意思決定の場面での男女共同参画

平成 23 年度までの主要な取組み

	具体的な取組み	平成 18 年中の事業量 (参考)	実施 区分
区政への積極的な参加			
15	(仮称)江戸川区男女共同参画区民アクション会議 ➤ 区民・事業者・各団体等の推進状況や課題への取組状況を報告し、意見交換を行う		新規
16	江戸川区外部評価委員会 ➤ 区民で構成する委員会が、区が実施している事業に関して、必要性・効率性等の視点から事業を評価する	39 事業	継続

重点目標2 区民と協働し、 あらゆる場面での男女共同参画を進める

〔中項目2 - 1〕家庭での男女共同参画

平成23年度までの主要な取組み

	具体的な取組み	平成18年中の事業量 (参考)	実施 区分
多様な保育サービスの充実			
17	保育ママ ➢ 保育ママである区民が、保護者が就労等で養育できない家庭の生後9週目から1歳未満の乳児を家庭的環境で育てるための制度	・保育ママ 215人 ・受託児 362人 (平成18年12月1日現在)	継続
18	グループ保育 ➢ 区民の子育てグループによる活動		検討
19	延長保育事業	・区立13園 ・私立21園	推進
20	病後児保育事業 ➢ 事業者が、病気の回復期にあって集団生活が困難なお子さんを預る事業	民間病後児保育施設 1か所へ助成	継続
地域子育て支援サービスの充実			
21	区が実施する事業にボランティアが参加し、保育サービスを実施する	機会を捉えて実施する	推進
22	子育てひろば事業 ➢ ボランティア等が運営を担い、親子(乳幼児)が自由に遊び、交流しながら、子育ての仲間づくりや情報交換を行う	19か所 (子ども家庭支援センター、共育プラザ、健康サポートセンター、民間子育てひろば等)	継続
23	ファミリー・サポート事業 ➢ 区民が育児支援を行う人(協会員)と受けたい人(依頼会員)となり、会員組織化して子育て家庭を支援する	活動件数 16,765回	継続

	具体的な取組み	平成 18 年中の事業量 (参考)	実施 区分
24	私立幼稚園の預かり保育	30 園	継続
25	子育てサポートひろば事業 ➤ ファミリーサポート協力会員が担い手となり、短時間子どもを預かることで、育児ストレス等の軽減を図る	(平成 19 年度新規事業) ・場所: 共育プラザ南篠崎 子育てひろば ・利用者: 子育てひろば利用者 ・利用料: 1時間 800 円	新規
26	すくすくスクールを活用した地域ぐるみの子育て支援の推進 ➤ 放課後等の教室・校庭・体育館などを活用し様々な活動を行う	小学校全 73 校	継続
再 2	総合人生大学の学生が主体的に地域活動に取り組む	・社会活動体験(年 40 時間以上) ・大学祭での交流 1,300 人 来場 など	推進
再 22	子育てひろば事業 (インターナショナルクラス)	清新町健康サポートセンターで実施	継続
地域のネットワークによる子育て、見守り等の仕組みづくり			
27	安全・安心まちづくり運動 ➤ 区民・区・警察等の関係団体が協力して犯罪を減少させ、安全で安心して暮らせるまちを目指す活動	418 団体・30,939 人	継続
28	青少年育成地区委員会の活動	18 地区委員会	継続
29	子ども会の活動	・136 団体 ・会員 11,462 人 ・育成者 6,533 人	継続
子育てバリアフリー環境の整備			
30	鉄道駅のエレベーター設置 ➤ 鉄道事業者による設置	1 駅・3 基設置	継続
31	ノンステップバスの導入 ➤ バス事業者による導入	70%導入 (平成 18 年 10 月現在)	継続
32	バリアフリーマップホームページ掲載	随時更新	継続
熟年者への支えあい事業等			
33	65 歳以上で食事づくりが困難なひとり暮らしの熟年者への配食サービス	8,789 人	継続

	具体的な取組み	平成 18 年中の事業量 (参考)	実施 区分
34	ふれあい訪問員 ➤ 訪問員として委嘱された区民が、60 歳以上のひとり暮らし世帯へ事故防止や安否確認、話し相手として訪問	委嘱者 170 人	継続
35	安心生活応援ネットワーク	民生・児童委員、地域包括支援センター及び区による目配り体制の充実	継続
36	福祉サービス苦情解決相談等	相談 598 件	継続
37	安心生活サポーター派遣 ➤ 日常生活に不安のある高齢者等の福祉サービスの利用支援、金銭管理支援	平成 19 年度新規事業	新規

〔中項目 2 - 2〕働く場での男女共同参画

平成 23 年度までの主要な取組み

	具体的な取組み	平成 18 年中の事業量 (参考)	実施 区分
区内事業所の支援			
38	産業ときめきフェア inEDOGAWA	・120 社(団体) ・15,500 人来場	継続
39	えどがわコラボ産学交流プラザ	交流会 2 回	継続
40	産業振興センターの運営		継続
41	えどがわ伝統工芸産学公プロジェクトの実施	・参加大学 230 名 (多摩美術大学・ 女子美術大学・ 東京造形大学) ・参加工芸者 11 名	継続
就労に関する相談対応又は情報提供の実施			
42	ほっとワークえどがわの運営 ➢ ハローワーク木場と連携し、仕事に関する相談・紹介を実施 ・マザーズセミナー等の情報提供(出産などで退職後、再就職を希望する女性を対象とした講座)	就職率 ・フルタイム 15.8% ・パート就職 27.2% ・家庭内就労 61.3%	継続
43	ヤングほっとワークえどがわの運営 ➢ おおむね 35 歳以下の方を対象とした就労支援	利用者 1,365 人	継続
44	若年者就職面接会 ➢ おおむね 35 歳以下の方を対象	採用者 20 人	継続

〔中項目 2 - 3〕 学校での男女共同参画

平成 23 年度までの主要な取組み

	具体的な取組み	平成 18 年中の事業量 (参考)	実施 区分
進路指導における男女平等			
再 10	チャレンジ・ザ・ドリーム(職場体験)	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校全 33 校 ・生徒(中学 2 年生)4,797 人 ＊平成 17 年度 協力事業所 1,305 事業所 	継続
様々な学習機会の提供			
再 1	出前ボランティア講習	<ul style="list-style-type: none"> ・44 回 6,114 人参加 ・ボランティア 446 人 	継続
再 8	共育パートナー	延べ 3,557 人	継続
再 9	クラブ・部活動外部指導員等派遣	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校 13 クラブ ・中学校 126 クラブ 	継続
性教育の取組みについての事例研究や情報交換と学校間での情報の共有化			
45	PTA や NPO の協力		検討
子どもをねらう性犯罪等に対する児童・生徒の意識の向上			
46	セーフティー教室、不審者情報の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・区立小学校全 73 校 ・区立中学校全 33 校 ・公立・私立幼稚園・保育 園、子ども家庭支援センタ ー、共育プラザ(不審者情 報の周知のみ実施) 	継続

〔中項目 2 - 4〕 地域での男女共同参画

平成 23 年度までの主要な取組み

	具体的な取組み	平成 18 年中の事業量 (参考)	実施 区分
ボランティア立区の推進			
47	ボランティアセンターの事業	<ul style="list-style-type: none"> ・登録数 258 団体(12,040 人) 個人 2,161 人 ・入門・養成講座 ・体験の機会提供 261 人 ・相談・問い合わせ 990 件 ・ボランティア募集・紹介 409 件 ・ホームページ(えどがわボランティアnet) 	継続
48	アダプト制度*の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・まちかどボランティア ・緑のボランティア ・水辺のボランティア ・公園ボランティア 	5,223 人 (161 団体・個人 90 人)	継続
49	環境をよくする運動 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 区内一斉美化運動等環境をよくする地区協議会の活動 	(春)29,669 人参加 (秋)47,091 人参加	継続
再 14	総合人生大学の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・4 学科・2 年コース ・168 名在籍 	継続
再 27	安全・安心まちづくり運動	418 団体・30,939 人	継続
コミュニティ活動の推進			
50	町会・自治会活動	285 町会	継続
51	各団体の活動		継続
52	区民まつりの開催	550,000 人参加	継続
53	地域まつりの開催	14 会場・691,000 人参加	継続
54	区民運動会の開催	20 会場・59,300 人参加	継続
55	江戸川区総合防災訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・37 機関 ・2 協力団体 ・1,486 人参加 	継続

用語解説

* アダプト制度 (Adopt System)

国や自治体が管理している道路や公園等の公共施設の一部を地域の方や企業、団体が、公共施設や花壇の管理、清掃等を通じ、環境美化活動をする制度です。

	具体的な取組み	平成 18 年中の事業量 (参考)	実施 区分
障害者の社会参加			
56	福祉タクシー事業	・福祉タクシー券助成 65,674 冊 ・リフト付きタクシー運行委託 2,513 件	継続
57	スポーツ大会への参加	ボウリング大会 531 人参加	継続
再 6	心身障害者(児)作品展示会への参加	・参加 28 団体・5 人 ・来場 2,500 人 ・作品(絵画・陶芸・七宝・ レザー・書道・写真等)1,800 点 ・助成金 450,000 円	継続
子どもと熟年者・障害者との交流の促進			
再 1	出前ボランティア講習	・44 回 6,114 人参加 ・ボランティア 446 人	継続
再 2	総合人生大学の学生が主体的に地域活動 に取組む	・社会活動体験(年 40 時間 以上) ・大学祭での交流 1,300 人 来場 など	推進
再 4	私のまちの知恵袋	登録者 61 名・17 回実施	継続
再 5	お背中流し隊	61 か所・小学生 288 人・ 中学生 198 人参加	継続
再 7	地域ミニデイサービス	27 団体・279 回	継続
子どもの健全育成			
58	健全育成のための地域活動 ➢ 区内各地域で、あいさつ運動・地域キャ ンプ・ナイトウォーク等を実施	教育委員会後援名義 使用承認 18 件	継続
59	共育プラザの運営 ➢ 中・高校生の活動の拠点	6 か所・243 団体登録	継続
再 26	すくすくスクール	小学校全 73 校	継続
60	青少年委員の活動	61 人	継続
61	体育指導委員の活動	51 人	継続
窓口や開館時間の延長			
62	指定管理施設での柔軟な対応	機会を捉えて実施する	継続
バリアフリーの推進			
63	福祉のまちづくりの推進(バリアフリー新 法、東京都福祉のまちづくり条例、区住宅 等整備条例に基づく届出等)	145 件	継続
再 30	鉄道駅のエレベーター設置	1 駅・3 基設置	継続
再 31	ノンステップバスの導入	70%導入 (平成 18 年 10 月現在)	継続
再 32	バリアフリーマップホームページ掲載	随時更新	継続

重点目標 3

暴力を根絶し、男女が健康的な生活を送ることができる社会を実現する

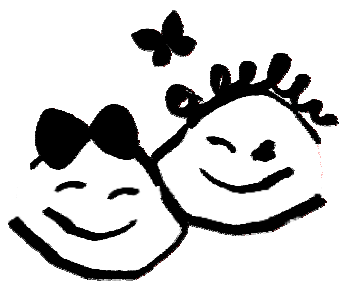
〔中項目 3 - 1〕女性に対するあらゆる暴力の根絶

平成 23 年度までの主要な取組み

	具体的な取組み	平成 18 年中の事業量 (参考)	実施 区分
子どもをねらう性犯罪等に対する児童・生徒の意識の向上			
再 46	セーフティー教室、不審者情報の周知	・小学校全 73 校 ・中学校全 33 校 ・幼稚園全 6 園 (不審者情報のみ)	継続
虐待防止			
64	児童虐待防止対策 「江戸川区子どもの保護に関する地域協 議会」の開催	・代表者会議 1 回 ・実務者会議 2 回 ・ケース検討会議 39 回	継続
65	民生・児童委員の活動	429 人	継続
環境の整備			
再 27	安全・安心まちづくり運動	418 団体・30,939 人	継続
再 49	環境をよくする運動 (区内一斉美化運動)	(春)29,669 人参加 (秋)47,091 人参加	継続

〔中項目3 - 2〕生涯を通じた健康支援

	具体的な取組み	平成18年中の事業量 (参考)	実施 区分
多様な手法と機会を活用した情報提供・意識啓発			
66	ファミリーヘルス推進員活動 ➢ 地域の健康づくりを推進するため、健康ウォーキング大会や健康講座の開催、地域ミニデイの運営等を実施	・ファミリーヘルス推進員 373人 ・地域健康講座の開催 69回 延べ3,355人参加	継続
67	薬の相談事業 ➢ 薬剤師会が病院の処方薬や市販薬の飲み合わせ等の相談と講演会を実施	・相談者 259人 (平成19年度新規事業) ・おくすりホットライン(フリーダイヤル) ・おくすり相談窓口(事前予約制) ・講演会(年2回程度実施予定)	推進
68	薬物乱用防止推進江戸川地区協議会の活動	区立中学校を対象に、ポスター・標語コンクールの実施と、入選作品を用いた区民まつりでのPR活動	継続
69	薬物乱用教室の開催 ➢ 警察や経営者の地域奉仕団体が、小・中学校に出向いて薬物乱用による健康被害について授業を実施	・小学校 49校 ・中学校 28校 (平成17年度)	推進
介護予防の推進			
再 7	地域ミニデイサービス	・27団体・279回実施	継続
健康診断・診療の充実			
70	区医師会等の関係機関と連携した区民健(検)診事業の実施	基本健診・がん検診・成人歯科健診等	継続
71	休日・夜間等診療事業の実施	48,580人受診	継続
72	在宅訪問歯科診療・在宅訪問歯科保健指導	・診療 44人 ・保健指導 7人	継続
スポーツやサークル活動の促進のための支援の充実			
73	コミュニティスポーツリーダーの活動	38種目・317人登録	継続
74	スポーツ講座の開催	20講座、体力テスト4か所	継続
75	区民総合体育祭等大会の開催	春秋 45,420人参加	継続
76	サークル団体の施設利用における優遇	3,373団体 (平成18年10月末現在)	継続
77	文化祭等の開催	総合芸能祭ほか、4展・6大会	継続
性教育の取組みについての事例研究や情報交換と学校間での情報の共有化			
再 45	PTAやNPOの協力		検討

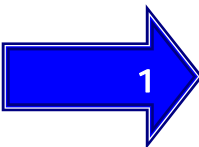


区が中心となって 進める事業

(平成19年度～平成23年度実施事業)

*** 掲出事業について ***

▶ 掲出事業は、区が中心となって進めていく事業です。

▶  **方向性1** : 各方向性(方向性1～15・推進体制)ごとに、

平成23年度までの主要な取組み

として、今後5年間(平成19(2007)年度～平成23(2011)年度)に取り組む主要な事業を掲出しました。

- ▶ 「 」は、掲出した事業の通し番号です。
- ▶ 「再(番号)」は、前項目に掲出した事業の再掲です。
- ▶ 「実施区分」は、「新規」「推進」「継続」「検討」の4区分です。
 - 「新規」は、今後5年間に実施する事業です。
 - 「推進」は、今後事業の拡大を含めてより推進していく事業です。
 - 「継続」は、今後事業の実施内容を見直しながら引き続き実施していく事業です。
 - 「検討」は、実施の可能性を検討する事業です。
- ▶ 「区の担当部署」は、事業を所管している、区の組織名(課単位)を示しました。



重点目標 1

男女共同参画の意識を社会全体に広げる

〔中項目 1 - 1〕男女共同参画の意識づくり



平成 23 年度までの主要な取組み

	具体的な取組み	平成 18 年中の事業量 (参考)	実施 区分	区の担当部署	
区の広報等を活用した意識啓発の実施					
78	広報「えどがわ」の活用	・月 3 回発行 ・各号 224,400 部発行	継続	広報課	
79	区公式ホームページの活用	アクセス数 2,489,606 件	継続	広報課	
80	くらしの便利帳による各種事業等の周知 (隔年発行)	345,000 部作成	継続	広報課	
81	ビデオ広報の活用	年間 24 本制作	継続	広報課	
82	区民世論調査の実施(隔年実施)	対象者 満 18 歳以上 2,000 人	継続	広報課	
83	女性センター情報誌の発行	1 回 3,000 部 (18 年度新規事業)	継続	児童女性課	
男女共同参画の意識形成に係る啓発活動					
84	人権尊重啓発(講演と映画のつどいの実施)・関連啓発冊子などの配布	年1回(定員 500 人)	継続	総務課	
85	女性センター における	講演・セミナー等の実施	・7 講座(全 17 回) 共催:2 講座 4 回	推進	児童女性課
		図書の間覧及び貸出し	・蔵書 2,143 冊 ・利用者 2,709 人	継続	児童女性課
		情報収集及び提供	随時	継続	児童女性課
86	男女共同参画に係るロゴマークの作成及び周知の実施		検討	企画課 児童女性課	

	具体的な取組み	平成 18 年中の事業量 (参考)	実施 区分	区の担当部署
87	男女共同参画に関する意識・実態調査の実施		新規	企画課 児童女性課
88	人権教育だより「しあわせ」発行 (全教職員)	年 3 回	継続	指導室
89	区立図書館 における	蔵書及び視聴覚資料の整備	継続	区立図書館
		教育・文化サービス事業	継続	区立図書館
90	視聴覚ライブラリーの運営 ➤ 学校・幼稚園・保育園・団体への 16 ミリフィルム・ビデオカセットの貸し出し	3,716 本	継続	教育研究所
国際的な状況など、区民への情報提供				
再 85	女性センターにおける情報収集及び提供	随時	継続	児童女性課
男女共同参画の視点も含めた国際交流事業等の充実				
91	「青少年の翼」派遣事業 ➤ 国際感覚を持った人材の育成を 目指して、中学 2 年生から高校 3 年生を 外国へ派遣	4 か国・100 名参加	継続	文化課
92	姉妹都市 Gosford 市との交流事業	10 件(来訪 4 件・訪問 6 件)	継続	文化課
92	国際交流事業	13 回(21 か国 1 地域)	継続	文化課
熟年者、障害者と子どもの交流、理解を深める機会の充実				
再 6	心身障害者(児)作品展示会への助成	・参加 28 団体・5 人 ・来場 2,500 人 ・作品(絵画・陶芸・七 宝・レザー・書道・写真 等)1,800 点 ・助成金 450,000 円	継続	障害者福祉課
制度や慣行の見直し				
再 85	女性センターにおける情報収集及び提供	随時	継続	児童女性課
94	男女の役割や処遇の差異について区 の取組みの見直し	随時	継続	全庁



男女共同参画の視点に立った学びの充実

平成 23 年度までの主要な取組み

	具体的な取組み	平成 18 年中の事業量 (参考)	実施 区分	区の担当部署
国際社会に対する理解の促進				
再 91	「青少年の翼」派遣事業	4 か国・100 名	継続	文化課
多様な学習機会の充実及び能力開発の促進				
95	おもいきり表現してみようコンクール ➢ 自己表現力を高めるため、朗読・群読、パソコンを使った作品づくり等のコンクール	【発表】 ・小学校 14 校 ・中学校 14 校 (個人 7 人・21 団体) 【展示】 ・小学校 25 校 ・中学校 8 校 (個人 13 人・20 団体)	継続	指導室
再 14	総合人生大学の運営 ➢ 共育・協働の学びと実践の場	・4 学科 2 年コース ・168 名在籍	継続	文化課
96	くすのきカルチャー教室 ➢ 60 歳以上を対象とした学習・交流活動の場	422 教室・9,484 人	継続	すこやか熟年課
97	福寿大学 ➢ 60 歳以上を対象とした日常生活に関する問題、健康・歴史等を学習する講座	・10 講座 ・194 人卒業	継続	(社会福祉協議会実施)
98	子ども会(成人)指導者養成講習会	45 回	継続	生涯学習課
99	子ども未来館の開設 ➢ 篠崎図書館跡施設を活用し、子どもの創造力を培う学習プログラム等を提供する	21 年度中開設予定	新規	子育て支援課
子どもの頃からのわかりやすい男女共同参画教育				
100	研究奨励校・教育課題実践推進校等 (確かな学力の向上、豊かな心を育む教育、体育・健康教育、授業改善等)	8 校・4 グループ	推進	指導室

方向性3 → **過激な性表現や暴力表現などへの配慮**

平成 23 年度までの主要な取組み

	具体的な取組み	平成 18 年中の事業量 (参考)	実施 区分	区の担当部署
101	違反広告物の取締り	撤去 50,247 枚	継続	土木部庶務課
区の広報を活用した意識啓発				
再 78	広報「えどがわ」の活用	・月 3 回発行 ・各号 224,400 部発行	継続	広報課
再 79	区公式ホームページの活用	アクセス数 2,489,606 件	継続	広報課
再 80	くらしの便利帳による各種事業等の 周知(隔年発行)	345,000 部作成	継続	広報課
再 85	女性センター における 講演・セミナー等の実施 図書の閲覧及び貸出し	7 講座全 17 回実施 共催:2 講座 4 回実施 ・蔵書 2,143 冊 ・利用者 2,709 人	継続	児童女性課
区民のメディア・リテラシー*を養成するための啓発や学習機会を充実する				
再 85	女性センターにおける情報収集及び提供 ▶ メディアの自主規制の取組み等の紹介	随時	継続	児童女性課
102	小中学校における情報教育の充実	・小学校全 73 校 ・中学校全 33 校	継続	指導室
103	区の発行物において、性別に関する表 現等には十分に配慮する	随時	継続	全庁



用語解説

*メディア・リテラシー

メディアによって伝えられる情報を読解・活用する能力と、メディアを使って表現する能力をさします。性別役割を固定化した表現や女性に対する差別を含めて差別を見抜き、読み解く力のことです。

〔中項目 1 - 2〕意思決定の場面での男女共同参画



平成 23 年度までの主要な取組み

	具体的な取組み	平成 18 年中の事業量 (参考)	実施 区分	区の担当部署
区職員の女性管理・監督者の割合を増やすための取組み				
104	職員の能力開発(研修)の活用	48 研修・延べ 7,044 人	継続	職員課
105	人事配置の配慮	異動希望調査の実施	継続	職員課
区民、区内事業所、各種団体等に対する意識啓発				
106	機会を捉え、実状を踏まえた働きかけを行う	約 23,000 事業所 その他各団体 等	継続	全庁
幅広い意見を取り入れる意思決定の仕組みづくり				
再 16	行政評価の実施	39 事業	継続	企画課
107	審議会等における区民委員等の公募	必要に応じて実施	継続	全庁
108	意見募集(パブリック・コメント*)等の実施	3 件	推進	全庁
審議会等の委員に占める男女それぞれの割合が 3割を下回らないようにするための配慮				
109	区内部組織への働きかけと、毎年度調査を 実施し、実態を把握する		推進	企画課 児童女性課
110	委員選出時の配慮及び選出基準の見直し	機会を捉えて実施する	推進	全庁



用語解説

*パブリック・コメント

区の基本的な計画等を策定する際に、広く公表し、区民等からの意見等を募集し、その意見等を考慮して意思決定していく制度です。

重点目標 2

区民と協働し、あらゆる場面での男女共同参画を進める

〔中項目 2 - 1〕 家庭での男女共同参画



平成 23 年度までの主要な取組み

	具体的な取組み	平成 18 年中の事業量 (参考)	実施 区分	区の担当部署
男女が協力して役割を担うようにするための取組み				
111	熟年男性料理栄養教室	6 回・150 人	継続	健康サービス課
112	ハローベビー教室 ▶初めて妊娠した方を対象とした講座	・72 回・5,183 人 ・父親の参加率 31.2%	推進	健康サービス課
再 85	女性センター における	講演・セミナー等の実施 共催:2 講座 4 回実施 ・蔵書 2,143 冊 ・利用者 2,709 人	推進	児童女性課
113	男女ともに参加しやすい親子教室などの事業の実施	各部署で機会を捉えて実施する	継続	全庁

方向性6 少子高齢化における子育て・介護支援

平成 23 年度までの主要な取組み

	具体的な取組み	平成 18 年中の事業量 (参考)	実施 区分	区の担当部署
多様な保育サービスの充実				
114	保育園の定員拡大等	・定員 9,418 名 ・区立 53 園・私立 28 園 平成 21 年度(仮称)小松川第三保育園の新設	推進	保育課
115	私立保育園等への支援等	・私立保育園の助成 ・認証保育所の設置誘導・運営助成 ・認定保育室の運営助成	継続	子育て支援課
116	育成室の機能充実 ➢ 就学前の心身に障害のある幼児を対象に生活指導・機能発達訓練等を実施	・小岩育成室 77 人 ・葛西育成室 90 人	継続	保育課
117	認定こども園 *「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」 (平成 18 年 10 月 1 日施行)	事業者への制度周知	新規	子育て支援課
	* 認定こども園 保護者が働いている、働いていないにかかわらず、就学前の子どもの教育・保育を一体的に行う すべての子育て家庭を対象に相談や親子の集いの場の提供を行う			
118	保育所サービス第三者評価	認証保育所への補助 7か所	推進	子育て支援課
地域子育て支援サービスの充実				
再 21	区が実施する事業にボランティア等を活用した保育サービスを実施する	機会を捉えて実施する	推進	全庁
119	公立幼稚園のショートサポート保育 ➢ 在園児を対象として一時的に教育時間外の保育を実施	延べ 3,184 人利用	継続	学務課
120	子育て短期支援事業(ショートステイ)		検討	子育て支援課
121	訪問型一時保育事業		検討	子育て支援課

	具体的な取組み	平成 18 年中の事業量 (参考)	実施 区分	区の担当部署
122	育児支援ヘルパー派遣事業 ➤ 育児ストレスや親の疾病、多胎出産等による養育困難家庭へ育児支援ヘルパーを派遣する * NPO 法人との協定により実施	(平成 19 年度新規事業) ・3 か月(40 時間以内) ・派遣1回 400 円 (事業者事務手数料) ・利用料無料	新規	児童女性課
123	子ども家庭支援センターの運営		推進	児童女性課
124	区立保育園における「子育て安心パスポート」事業 ➤ 親子 de チャレンジ(保育体験)、保育園に遊びにきませんか、園庭・プール開放、育児相談等の実施	・登録 1,390 件 ・親子 de チャレンジ実施 872 組	継続	保育課
125	中高生等の乳幼児ふれあい体験の充実		継続	子育て支援課 保育課 児童女性課
126	安全・安心マップの作成	小学校 全 73 校	継続	指導室
子育て期にある外国人への支援				
再 47	ボランティア活動の情報提供等	・窓口での相談 ・ホームページ(えどがわボランティアnet)	継続	文化課
127	外国人学校保護者負担軽減	・6 校 ・1,318 人	継続	総務課
IT等を活用した情報提供の実施				
128	子育て情報交換サイトの運営		検討	子育て支援課
129	区ホームページや各課のホームページを活用しやすくするための工夫や迅速な情報提供		推進	全庁
子育てバリアフリー環境の整備				
130	歩道巻き込み部の段差解消	234 か所施行	継続	保全課
131	公園・児童遊園等出入口部分の段差解消	平成 18 年度 28 園施行 (区内全園施行完了)	継続	計画課
132	公共施設の改修にあわせた誰でもトイレの整備(おむつ交換シート、チャイルドシートの設置)	機会を捉えて実施する	継続	全庁
133	公共施設の改修等にあわせた授乳室の整備	機会を捉えて実施する	継続	全庁

重点目標2 区民と協働し、あらゆる場面での男女共同参画を進める
 (中項目 2 - 1) 家庭での男女共同参画

	具体的な取組み	平成 18 年中の事業量 (参考)	実施 区分	区の担当部署
子育て家庭への経済的支援				
134	乳児養育手当 ➤ 1歳未満の乳児を養育している家庭 へ支給	4,141 人(認定数) 〔平成 19 年度拡大〕 助成額を 1 万 3 千円に統 一、所得制限の緩和	推進	児童女性課
135	子ども医療費助成 ➤ 通院:就学前まで自己負担分全額 助成 入院:中学校 3 年生まで自己負担全 額助成	45,244 人 〔平成 19 年度通院の助 成範囲拡大〕 ・小学校 6 年生まで全額 ・中学校 3 年生まで 1 割	推進	児童女性課
136	児童手当 ➤ 小学校 6 年生まで支給	50,919 人 〔平成 19 年度拡大〕 0~2 歳の支給額を一律 10,000 円に拡大	推進	児童女性課
137	私立幼稚園等保護者負担軽減補助 ➤ 入園料 80,000 円 保育料 月額 26,000 円を限度に補助	・入園料 延べ 4,858 人 ・保育料 延べ 154,848 人 (平成 17 年度)	継続	子育て支援課
138	幼稚園就園奨励費補助金 ➤ 保護者の所得に応じて保育料等を 減免	8,165 人(平成 17 年度)	継続	子育て支援課
139	学校給食費保護者負担軽減 ➤ 給食費のうち、約 1/3 を区立小中学 校在籍者へ補助	・小学校 26,384 人 ・中学校 9,602 人 (平成 18 年 12 月 1 日)	継続	学務課
ひとり親・母子家庭への支援				
140	ひとり親家庭休養ホーム事業 ➤ 指定施設等の 1 泊 2 日の宿泊費用 の助成	344 世帯	継続	児童女性課
141	児童扶養手当の支給 ➤ 離婚・死別などで父親と生計が別等 の児童の母親・養育者が対象	5,818 人 (平成 18 年 12 月末受給 者数)	継続	児童女性課
142	児童育成手当の支給 ➤ 離婚・死別などで父親または母親と 生計が別等の児童の養育者が対象	8,232 人 (平成 18 年 12 月末受給 者数)	継続	児童女性課
143	母子家庭自立支援給付金 ➤ 母子家庭の就労支援事業	21 件	継続	児童女性課

	具体的な取組み	平成 18 年中の事業量 (参考)	実施 区分	区の担当部署
144	母子福祉生活一時資金貸付等	・一時資金貸付 89 件 ・母子福祉資金貸付 315 件 ・女性福祉貸付 9 件	継続	児童女性課
145	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	44 件	継続	児童女性課
146	ひとり親家庭民間賃貸住宅家賃等助成	2 件	継続	児童女性課
147	ひとり親家庭医療費等助成	5,486 世帯、12,317 人	継続	児童女性課
148	母子・女性相談・指導(母子自立支援員、婦人相談員による指導、助言)	5,527 人	継続	児童女性課
149	母子生活支援施設の運営	20 世帯	継続	児童女性課
介護を行う家族への支援				
150	介護者激励事業 ➤ 熟年者激励手当受給者を家庭で介護している家族を対象	・激励メッセージの送付 1,393 人 ・映画鑑賞招待 1,974 人 ・三療券(はり、きゅう、マ ッサージ券) 1,565 枚	継続	福祉推進課
151	介護者激励事業 ➤ 在宅重度障害者(児)の家族を対象	・激励メッセージの送付 631 人 ・映画鑑賞招待 933 人	継続	障害者福祉課
152	介護者交流教室	57 回	継続	介護保険課
153	熟年者激励手当の支給	1,540 人	継続	福祉推進課
熟年者の自立支援				
154	バリアフリー住宅の普及・啓発	住宅改修ガイド作成 (平成 19 年 3 月)	継続	住宅課
155	紙おむつ等介護用品の支給・おむつ使用料の助成	・紙おむつ支給 42,397 件 ・おむつ使用料助成 2,036 件	継続	福祉推進課
156	徘徊探索サービス(探索機貸し出し及び利用料助成)	・助成者数 244 人	継続	福祉推進課
157	訪問介護(軽度生活援助)サービス	・86 世帯・334 回	継続	福祉推進課
158	自立支援機器等の給付・貸与	・給付 868 件 ・貸与 15 件	継続	福祉推進課
159	寝具乾燥消毒等サービス	・乾燥消毒 3,257 件 ・水洗いクリーニング 466 件	継続	福祉推進課
160	福祉理美容サービス	2,473 件	継続	福祉推進課
161	民間緊急通報システムの設置	921 台	継続	すこやか熟年課

重点目標2 区民と協働し、あらゆる場面での男女共同参画を進める
 (中項目 2 - 1) 家庭での男女共同参画

	具体的な取組み	平成 18 年中の事業量 (参考)	実施 区分	区の担当部署
162	住いの改造助成 ➤ 介護を必要とする熟年者が車いすなどを使用して暮らしやすいよう住いを改造する場合、その費用を全額助成	101 件	継続	すこやか熟年課
163	家庭廃棄物の戸別訪問収集 ➤ 高齢者・障害者で、集積所へ出すことが困難な方を対象に実施	328 件	継続	清掃計画課 清掃事業課
164	自立支援セミナー(リハビリ教室) ➤ 脳卒中等の後遺症の患者と家族を対象にグループ指導を実施	130 回・延べ 1,456 人参加	継続	健康サービス課
165	リハビリ相談	・随時相談 322 件 ・訪問リハビリ 219 回・154 人	継続	健康サービス課
166	生活福祉資金の貸付 (障害者、低所得者等)		継続	(社会福祉協議会実施)
熟年者が安心してサービスを利用できる支援				
再 36	福祉サービス苦情解決相談等	相談 598 件	継続	福祉推進課
権利擁護のしくみづくり				
167	成年後見制度区長申立て	6 件	継続	福祉推進課
168	法人後見 ➤ 資金力が不十分で、かつ、他に適切な監護が受けることができない場合に社会福祉協議会が後見人を受任	平成 19 年度新規事業	新規	(社会福祉協議会実施)
介護保険制度の適正な運用				
169	第 3 期介護保険事業計画及び熟年しあわせ計画の推進	平成 18 年度～20 年度を目標として実施	継続	介護保険課
障害者自立支援制度の適正な運用				
170	障害福祉計画の推進	平成 19 年度～23 年度を目標として実施	新規	障害者福祉課
障害者の自立支援・就労支援				
再 154	バリアフリー住宅の普及・啓発	住宅改修ガイド作成 (平成 19 年 3 月)	継続	住宅課
171	住まいの改造助成 ➤ 介護を必要とする身体障害者(児)が車いすなどを使用して暮らしやすいよう住いを改造する場合、その費用を全額助成	23 件	継続	障害者福祉課
172	巡回入浴サービス	4,962 件	継続	障害者福祉課

	具体的な取組み	平成 18 年中の事業量 (参考)	実施 区分	区の担当部署
173	紙おむつ、おむつカバー、防水シートの支給・おむつ使用料の助成	・紙おむつ支給延べ 6,954 人 ・おむつカバー支給延べ 24 人 ・防水シート支給延べ 190 人 ・おむつ使用料助成 141 件	継続	障害者福祉課
174	緊急通報システム・火災安全システムの設置	・緊急通報システム 16 台 ・火災安全システム 11 台	継続	障害者福祉課
再 163	家庭廃棄物の戸別訪問収集	328 件	継続	清掃計画課 清掃事業課
175	重度脳性まひ者介護事業	延べ 4,624 日	継続	障害者福祉課
176	緊急一時保護事業	延べ 58 日	継続	障害者福祉課
177	自動車燃料費の助成	延べ 1,559 人	継続	障害者福祉課
178	自動車改造費の助成	7 件	継続	障害者福祉課
179	自動車教習費の助成	6 件	継続	障害者福祉課
再 164	自立支援セミナー(リハビリ教室) ➢ 脳卒中等の後遺症の患者と家族を対象にグループ指導を実施	130 回・延べ 1,456 人参加	継続	健康サービス課
再 165	リハビリ相談	・随時相談 322 件 ・訪問リハビリ 219 回・154 人	継続	健康サービス課
180	障害者雇用優良事業所の表彰	1 社	継続	障害者福祉課
181	障害者就労支援センターの運営	就職者 28 人	継続	障害者福祉課

〔中項目2-2〕働く場での男女共同参画



平成23年度までの主要な取組み

	具体的な取組み	平成18年中の事業量 (参考)	実施 区分	区の担当部署
区内事業所の支援				
182	(仮称)NPO 伝の支援 ➢ 伝統工芸品や特産品などを活用し 区内産業の振興を図る NPO 法人の 活動支援	平成19年度新規事業	新規	産業振興課
183	特産品ショッピングモールの開設 ➢ インターネット上に電子市場を開設 し、伝統工芸品や特産品などを販売	平成19年度新規事業	新規	産業振興課
184	展示会等出展助成 ➢ 国内外で行う展示会等への新規出 展に対する助成	4社 (平成19年度拡大) 上限を15万円に引き上げ	推進	産業振興課
185	中小企業等への各種資金融資等	融資件数 4,107件	継続	産業振興課
186	商工相談・指導	6,493件	継続	産業振興課
187	都市農業育成事業補助	企業の経営農家 197戸 中 108戸へ助成等	継続	産業振興課
188	産業情報ネットワーク「Ei-net」	アクセス数 56,065件	継続	産業振興課
189	江戸川区産業賞	・精励従業員表彰 218人 ・優良企業表彰 17企業 ・優良商店表彰 6店 ・優良農業表彰 3人等	継続	産業振興課
190	経営相談・指導等 (経営パワーアップ相談等)	118件	継続	産業振興課
191	研修会等(講師派遣)	商工経営研究会 24件	継続	産業振興課
区内事業所において男女共同参画を推進するための取組み				
192	男女共同参画の考え方など企業への 啓発の実施		新規	児童女性課 産業振興課
193	モデル事業及び先進事業の周知		新規	児童女性課 産業振興課

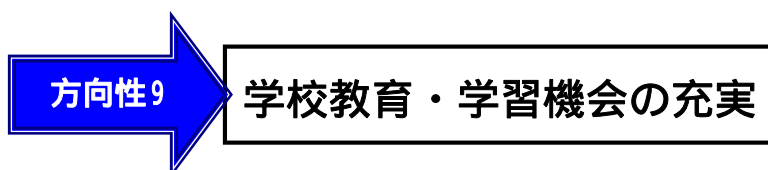
	具体的な取組み		平成 18 年中の事業量 (参考)	実施 区分	区の担当部署
194	育児休業制度の周知			継続	児童女性課 産業振興課
195	積極的に取り組んでいる企業等の広報等の実施			新規	児童女性課 産業振興課
196	女性の活躍や両立支援についての取組み企業の表彰			新規	産業振興課
197	入札参加資格審査申請時等に事業者の男女共同参画推進に係る取組み状況の報告を求める			新規	用地経理課
ワーク・ライフ・バランスの意識啓発の実施					
再 85	女性センターにおける	講演・セミナー等の実施	7 講座全 17 回実施 共催:2 講座 4 回実施	継続	児童女性課
		図書の閲覧及び貸出し	・蔵書 2,143 冊 ・利用者 2,709 人		
区内事業所の推進役としての、区の実施					
198	性別による差のない職員採用・各選考の実施			継続	職員課
199	区内企業の取組み状況調査			新規	児童女性課 産業振興課

方向性8 → **女性の就労へのチャレンジ支援**

平成 23 年度までの主要な取組み

	具体的な取組み	平成 18 年中の事業量 (参考)	実施 区分	区の担当部署
再チャレンジのための機会の提供				
200	生活保護被保護者に対する就労支援	・対象者 266 人 ・就労決定者 146 人	継続	生活援護 第一課・二課
再 143	母子家庭自立支援給付金	21 件	継続	児童女性課
起業環境の整備				
201	えどがわ起業家ゼミナール	受講生 29 名	継続	産業振興課
202	起業家ネットワーク支援		継続	産業振興課
203	ビジネスプランコンテスト		継続	産業振興課
204	起業家支援アドバイザー派遣	1 回	継続	産業振興課
205	異業種交流		継続	産業振興課
企業への働きかけ				
206	企業に対し、ポジティブ・アクションの可能性の検討を促す		新規	児童女性課
207	働く女性の実態調査(現状と課題等の把握)		新規	企画課 児童女性課

〔中項目 2 - 3〕 学校での男女共同参画



平成 23 年度までの主要な取組み

	具体的な取組み	平成 18 年中の事業量 (参考)	実施 区分	区の担当部署
子どもの頃からのわかりやすい男女平等教育				
208	男女が協力して生活することの重要性 や家庭観の健全な醸成	*幼稚園・保育園・小中学 校における学習指導要 領等に基づく適正なカリ キュラムの実施	継続	保育課 指導室
209	男女平等の視点での指導		継続	保育課 指導室
性教育の取組みについての事例研究や情報交換と学校間での情報の共有化				
210	性教育	・小学校全 73 校 ・中学校全 33 校	継続	指導室
様々な学習機会の提供				
211	授業力アップ推進委員会	・小学校 67 人 ・中学校 44 人	継続	指導室
212	江戸川区教育改革プラン検討会議	平成 19 年度新規事業	新規	指導室
213	食育推進委員会	平成 19 年度新規事業	新規	指導室
再 95	おもいっきり表現してみようコンクール	【発表】 ・小学校 14 校 ・中学校 14 校 (個人 7 人・21 団体) 【展示】 ・小学校 25 校 ・中学校 8 校 (個人 13 人・20 団体)	継続	指導室
再 100	研究奨励校・教育課題実践推進校等 (確かな学力の向上、豊かな心を育む 教育、体育・健康教育、授業改善等)	8 校 4 グループ	推進	指導室
214	奨学金の貸付等	・313 人 ・入学資金の 融資あっせん 186 件 (うち、融資実行 126 件)	継続	教育委員会 庶務課
215	木全育英資金の給付	11 人	継続	教育委員会 庶務課

重点目標2 区民と協働し、あらゆる場面での男女共同参画を進める
 (中項目 2 - 3) 学校での男女共同参画

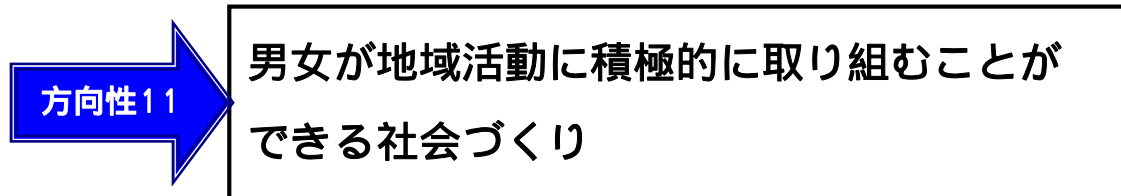
	具体的な取組み	平成 18 年中の事業量 (参考)	実施 区分	区の担当部署
不登校等の児童・生徒への相談及び支援				
216	スクールカウンセラーの配置	・中学校全 33 校 ・小学校 28 校(派遣は 73 校)	継続	指導室
217	教育相談	面接相談 535 件 等	継続	教育研究所
218	学校復帰に向けた児童・生徒への支援	メンター等活動 1,021 回	継続	教育研究所
子どもをねらう性犯罪等に対する児童・生徒の意識の向上				
219	児童・生徒にかかわる支援委員会	平成 19 年度新規事業	新規	指導室

方向性10 → **教育関係者等への理解の促進**

平成 23 年度までの主要な取組み

	具体的な取組み	平成 18 年中の事業量 (参考)	実施 区分	区の担当部署
220	教職員研修の活用	・132 回実施 ・異業種体験派遣 14 人	継続	指導室
221	授業の達人表彰 ➢ 卓越した指導力で模範となる授業を 実践している教諭の表彰	・小学校 8 名 ・中学校 7 名	継続	指導室
222	教育広報「ふれあい」の活用	年 7 回	継続	指導室
再 88	人権教育だより「しあわせ」発行 ➢ 全教職員へ配付	年 3 回	継続	指導室
223	PTA 研修会の活用	・講師派遣 24 件 ・基礎研修会等 16 コース	継続	生涯学習課

〔中項目 2 - 4〕地域での男女共同参画



平成 23 年度までの主要な取組み

	具体的な取組み	平成 18 年中の事業量 (参考)	実施 区分	区の担当部署
コミュニティ活動の推進				
再 51	各団体の活動支援		継続	全庁
熟年者の生きがいづくりへの支援				
224	くすのきクラブに対する助成 ➤ 熟年者の地域社会との交流や健康 生活を送るため、活動費を助成	・211 団体 ・20,430 人	継続	すこやか熟年課
225	リズム運動 ➤ 熟年者を対象に、健康増進や仲間 づくりのため、マンボ・ルンバ等をリズ ム運動として実施	241 団体・10,000 人参加	継続	すこやか熟年課
226	さわやか体育祭	8,000 人	継続	すこやか熟年課
227	熟年文化祭	6,000 人参加	継続	すこやか熟年課
228	くつろぎの家の運営 ➤ 健康増進・交友活動の場	170,630 人利用	継続	すこやか熟年課
229	熟年人材センター(高齢者事業団)に 対する支援	会員 3,872 人	継続	すこやか熟年課
再 96	くすのきカルチャー教室	・442 教室・9,484 人	継続	すこやか熟年課
再 97	福寿大学	・10 講座 ・194 人卒業	継続	(社会福祉協 議会実施)

	具体的な取組み	平成 18 年中の事業量 (参考)	実施 区分	区の担当部署
障害者の社会参加				
230	障害者講座・講習会の実施	・4 回 ・330 人参加	継続	障害者福祉課
231	フレンドリースクール ➤ 区立中学校特別支援学級や都立白鷺養護学校等の卒業生で、働いている方を対象に毎月 1 回、ペン字、スポーツ等を行う	・12 回 ・入級者 102 人 ・講師 10 人	継続	生涯学習課
232	リハビリ自主グループへの支援・助成	6 回・延べ 550 人	継続	健康サービス課
再 6	心身障害者(児)作品展示会への助成	・参加 28 団体・5 人 ・来場 2,500 人 ・作品(絵画・陶芸・七宝・レーザー・書道・写真等) 1,800 点 ・助成金 450,000 円	継続	障害者福祉課
再 57	スポーツ大会への助成	ボウリング大会 531 人参加	継続	障害者福祉課
再 164	自立支援セミナー(リハビリ教室) ➤ 脳卒中等の後遺症の患者と家族を対象にグループ指導を実施	130 回・延べ 1,456 人参加	継続	健康サービス課
再 165	リハビリ相談	・随時相談 322 件 ・訪問リハビリ 219 回・154 人	継続	健康サービス課
再 179	自動車教習費の助成	6 件	継続	障害者福祉課
運動やスポーツなどの機会と場の充実				
233	スポーツ・レクリエーションを楽しむ場や設備の充実	・スポーツ施設 6 ・文化施設 3 ・宿泊施設 3	継続	文化課
働いていても地域活動等に参加しやすい配慮				
234	学校施設の開放	・区立幼稚園・小学校・中学校で実施	継続	スポーツ振興課
235	区民館・コミュニティ会館の設置・運営	27 か所 (平成 19 年度中開設予定) (仮称)松江区民プラザ (松江図書館と併設)	推進	地域振興課

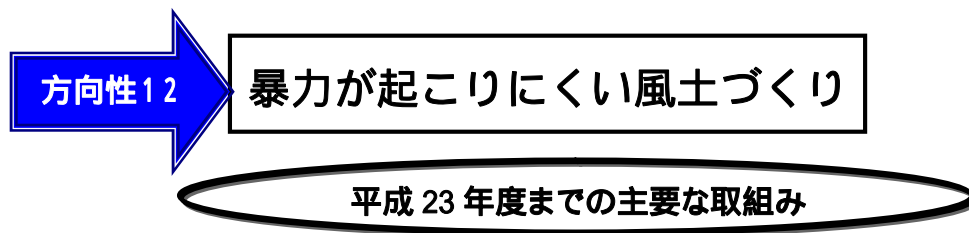
重点目標2 区民と協働し、あらゆる場面での男女共同参画を進める
 (中項目 2 - 4) 地域での男女共同参画

	具体的な取組み	平成 18 年中の事業量 (参考)	実施 区分	区の担当部署
誰でも利用しやすい公共サービスの実施				
236	東京電子自治体共同運営による電子申請の運用実施	11 手続	推進	情報政策課
237	自動交付機設置(住民票・印鑑証明) ➤ 区役所・各区民館・タワーホール船堀・コミュニティ会館(清新町・北小岩)	9 か所	継続	地域振興課
238	コンビニエンスストアでの収納受付	国民健康保険料 軽自動車税	推進	国民健康保険課 納税課
窓口や開館時間の延長				
239	区民課等窓口の延長等	・年度末・始めの休日開庁 (区民課・葛西事務所) ・本庁区民課窓口で、第1・3 水曜日(祝祭日を除く)の午後7時30分まで窓口を開設 (平成 19 年 3 月から実施)	推進	地域振興課
バリアフリーの推進				
240	公共施設のエレベーター設置	4 か所	継続	施設課
241	投票所のバリアフリー化	全 61 投票所	継続	選挙管理委員会事務局
再 130	歩道巻き込み部の段差解消	234 か所施行	継続	保全課
再 131	公園・児童遊園等出入口部分の段差解消	平成 18 年度 28 園施行 (区内全園施行完了)	継続	計画課

重点目標 3

暴力を根絶し、男女が健康的な生活を送ることができる社会を実現する

〔中項目 3 - 1〕女性に対するあらゆる暴力の根絶



	具体的な取組み	平成18年中の事業量 (参考)	実施 区分	区の担当部署
意識啓発				
再 84	人権尊重啓発(講演と映画のつどいの実施)・関連啓発冊子などの配布	年1回(定員500人)	継続	総務課
再 85	女性センターにおける講演・セミナーの実施	7講座全17回実施 共催:2講座4回実施	継続	児童女性課
子どもをねらう性犯罪等に対する児童・生徒の意識の向上				
再 219	児童・生徒にかかわる支援委員会	平成19年度新規事業	新規	指導室
虐待防止				
242	高齢者虐待防止対策	・事例検討会4回 ・公演・研修2回	継続	介護保険課
環境の整備				
243	安心して歩ける道づくり	指定3路線・延長1,560m (区内17路線・ 延長8,860m)	継続	保全課
244	私道防犯灯の助成	310団体・7,765基	継続	土木部庶務課

方向性13 → **暴力被害に対する相談及び自立支援**

平成23年度までの主要な取組み

	具体的な取組み	平成18年中の事業量 (参考)	実施 区分	区の担当部署
相談事業				
245	女性センターにおける相談及びカウンセリング	女性総合相談 1,318件 カウンセリング 280件 女性に対する暴力相談 296件	継続	児童女性課
246	子ども家庭支援センターにおける相談	子ども・家庭相談 3,126件 母子・女性相談指導 5,527件	継続	児童女性課
247	DV被害者支援ネットワーク連絡会	平成18年度設置	継続	児童女性課
DV加害者を対象とした事業				
248	男性相談等のカウンセリングの充実		検討	児童女性課
249	DV加害者の更生に向けた先進事例等の情報収集		継続	児童女性課
自立支援				
再143	母子家庭自立支援給付金	21件	継続	児童女性課
再144	母子福祉生活一時資金貸付等	・一時資金貸付 89件 ・母子福祉資金貸付 315件 ・女性福祉貸付 9件	継続	児童女性課
再149	母子生活支援施設の運営	20世帯	継続	児童女性課
事業者対象のセクハラ研修の実施				
250	講座等のパンフレット・チラシ配布等支援	随時	継続	産業振興課
再85	女性センターにおける講演・セミナーの実施	7講座全17回実施 共催:2講座4回実施	継続	児童女性課
区の職員や学校の教職員、及び医療従事者への啓発・研修				
再88	人権教育だより「しあわせ」発行(全教職員)	年3回	継続	指導室
再104	職員の能力開発(研修)の活用	48研修・延べ7,044人	継続	職員課
再220	教職員研修の活用	・132回、 ・異業種体験派遣14人	継続	指導室

〔中項目 3 - 2〕生涯を通じた健康支援



平成 23 年度までの主要な取組み

	具体的な取組み	平成 18 年中の事業量 (参考)	実施 区分	区の担当部署
多様な手法と機会を活用した情報提供・意識啓発				
251	8020運動の推進 ➢ 「80 歳になっても 20 本以上自分の歯を保とう」という運動	フッ素塗布 3,790 人 成人歯科健診 8,035 人	継続	健康サービス課
252	禁煙の啓発 ➢ ハローベビー教室での妊婦を対象にした講話や禁煙週間等のパネルによる啓発	・ハローベビー教室受講者 1,608 人 ・パネル展示 各健康サポートセンター	継続	健康サービス課
253	禁煙支援事業	平成 19 年度新規事業	新規	健康サービス課
254	ホームページ「健康おうえん隊」での情報提供及び啓発 ➢ 乳幼児から熟年者までの健診・健康情報等	平成 18 年末 67,739 件 (年間 39,690 件)	継続	健康サービス課
255	江戸川保健所ホームページでの情報提供及び啓発 ➢ こころの健康・感染症 等(保健予防課) ➢ 食品・環境・薬事 等(生活衛生課)	18 年末 151,162 件 (年間 31,839 件)	継続	保健予防課 生活衛生課
健康増進のための食生活についてのPR				
256	食育連絡会議開催	平成 19 年度新規事業	新規	健康サービス課
257	食育普及啓発講演会	平成 19 年度新規事業	新規	健康サービス課
258	食育の普及啓発 (食生活情報リーフレットの配布)	4 回 5,100 部	継続	健康サービス課
259	成人への食育の推進	141 回 3,219 人	継続	健康サービス課
生活習慣病予防の対策				
260	生活習慣病アクションプラン (健康江戸川21)の推進	計画期間 平成 17～23 年度	継続	健康サービス課
261	生活習慣病予防講演会	8 回・444 人参加	継続	健康サービス課

重点目標3 暴力を根絶し、男女が健康的な生活を送ることができる社会を実現する
 (中項目 3 - 2) 生涯を通じた健康支援

	具体的な取組み	平成 18 年中の事業量 (参考)	実施 区分	区の担当部署
262	メタボリックシンドロームの普及啓発 ➢ 健康リボンの配布	配布数 11,000 個	継続	健康サービス課
263	生活習慣病予防(区民健診結果相談会)	24 回・448 人参加	継続	健康サービス課
264	健康ウォーキング大会の実施	8 回・3,203 人参加	継続	健康サービス課
265	骨粗しょう症予防教室	14 回・389 人参加	継続	健康サービス課
相談事業				
266	随時相談 ➢ 保健師・栄養士・歯科衛生士・理学療法士・作業療法士による健康や生活習慣に関する個別相談の実施	・保健師 37,369 件 ・栄養士 2,191 件 ・歯科衛生士 609 件 ・理学・作業療法士 322 件	継続	健康サービス課
267	一般健康相談 ➢ 一般区民や中小企業従業員を対象に健康相談と有料による健康診断を実施	・一般区民 674 人 ・中小企業従業員 3,720 人	継続	健康サービス課
268	精神保健に関する相談支援	・相談延べ 19,178 人 ・社会復帰指導 472 回 4,886 人 ・こころの健康相談 156 回 392 人 ・酒害相談 69 回 414 人 ・思春期家族の集まり 12 回 36 人	継続	健康サービス課 保健予防課
269	性感染症相談及び HIV、クラミジア抗体検査の実施 ➢ 電話や面談による性感染症相談と HIV 及びクラミジア抗体検査を実施 ➢ HIV 抗体検査は即日検査も実施 ➢ クラミジア抗体検査のみの単独検査は不可	・性感染症相談 電話 933 件 来所 1,812 件 ・来所相談者のうち検査を実施した人数 HIV 抗体検査 1,416 人 (うち、クラミジア抗体検査同時実施 529 人)	継続	保健予防課
熟年者の健康支援				
270	高齢者の口腔ケアの普及 ➢ 健口体操ビデオを利用して、ファミリヘル健康講座・健康長寿塾・シルバー健康教室などでの講話を実施	1,916 人	継続	健康サービス課
271	三療サービスの推進	35,462 人	継続	すこやか熟年課
再 224	くすのきクラブに対する助成	・211 団体 ・20,430 人	継続	すこやか熟年課

	具体的な取組み	平成 18 年中の事業量 (参考)	実施 区分	区の担当部署
再 225	リズム運動	・241 団体 ・10,000 人参加	継続	すこやか熟年課
再 226	さわやか体育祭	8,000 人	継続	すこやか熟年課
介護予防の推進				
272	介護予防事業 ➤ シルバー健康教室・健康長寿塾の実施	・シルバー健康教室 5 日制 7 回 97 人 ・健康長寿塾 16 回 87 人延べ 610 回開催	継続	健康サービス課
273	健康長寿協力湯の推進	1,194,487 回利用	継続	すこやか熟年課
274	介護予防パンフレットの作成	9,000 部	継続	健康サービス課
275	認知症予防に対する啓発活動	広報「えどがわ」、 リーフレット、冊子等	推進	介護保険課
276		講演会 2 回 772 人	継続	健康サービス課
277	熟年ふれあいセンター	3 か所 (平成 19 年度開設) 小松川ふれあいセンター	推進	福祉推進課
278	熟年いきいきトレーニング	2,401 人	継続	福祉推進課
279	在宅リハビリ技術講習会(技術支援) ➤ リハビリに携わる方に、在宅療養者の 自立に向けた援助技術講習を実施	2 回 69 人	継続	健康サービス課
再 164	自立支援セミナー(リハビリ教室) ➤ 脳卒中等の後遺症の患者と家族を 対象にグループ指導を実施	130 回・延べ 1,456 人参加	継続	健康サービス課
再 165	リハビリ相談	・随時相談 322 件 ・訪問リハビリ 219 回・154 人	継続	健康サービス課
再 225	リズム運動	・241 団体 ・10,000 人参加	継続	すこやか熟年課
再 264	健康ウォーキング大会	・8 回 ・3,203 人参加	継続	健康サービス課

重点目標3 暴力を根絶し、男女が健康的な生活を送ることができる社会を実現する
 (中項目 3 - 2) 生涯を通じた健康支援

	具体的な取組み	平成 18 年中の事業量 (参考)	実施 区分	区の担当部署
心の健康づくり				
再 268	精神保健に関する相談支援	・相談延べ 19,178 人 ・社会復帰指導 472 回 4,886 人 ・こころの健康相談 156 回 392 人 ・酒害相談 69 回 414 人 ・思春期家族の集まり 12 回 36 人	継続	健康サービス課 保健予防課
280	こころの健康ホットラインの実施	857 件	継続	保健予防課
281	精神障害者共同作業所への助成	6 か所	継続	保健予防課
282	精神障害者グループホームへの助成	2 施設・定員 8 名	継続	保健予防課
283	地域活動支援センター(型)への助成	2 か所	継続	保健予防課
284	福祉ホームへの支援	1 施設・定員 9 名	継続	保健予防課
285	学校保健表彰	・学校医等永年勤続表彰 20 人 ・健康努力児童・生徒表彰 325 人	継続	学務課
性教育の取組みについての事例研究や情報交換と学校間での情報の共有化				
再 210	性教育	・小学校全 73 校 ・中学校全 33 校	継続	指導室

方向性 15

妊娠・出産期における母子の健康支援

平成 23 年度までの主要な取組み

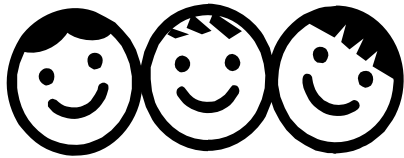
	具体的な取組み	平成 18 年中の事業量 (参考)	実施 区分	区の担当部署
286	栄養指導・相談(乳児、親子)(乳幼児期の食育の推進)	・離乳食講習会 96 回 ・親子栄養教室 子 7 回 ・栄養相談 6,511 人	継続	健康サービス課
再 259	成人への食育の推進	141 回 3,219 人	継続	健康サービス課
287	母子保健措置医療給付 ▶ 未熟児養育医療、障害のある 児童への育成医療等給付	・養育医療 328 件 ・育成医療 400 件 ・保健指導 281 人	継続	健康サービス課
288	妊婦健康診査	延べ 12,314 人	継続	健康サービス課
289	妊婦歯科健診	延べ 997 人	継続	健康サービス課
290	乳幼児歯科健診(3歳まで)	3歳児のむし歯罹患率 19.86%	継続	健康サービス課
291	母子手帳の交付	7,061 冊	継続	健康サービス課
再 112	ハローベビー教室	72 回・5,183 人 ・父親の参加率 31.2%	推進	健康サービス課
292	妊産婦訪問指導	719 人	継続	健康サービス課
293	新生児訪問指導	1,230 人	継続	健康サービス課
294	乳幼児健康診査	乳児健診 6,555 人 6ヶ月児健診 5,937 人 9ヶ月児健診 5,782 人 1歳6ヶ月児健診 6,066 人 3歳児健診 5,679 人	継続	健康サービス課
295	予防接種	B C G 6,503 人 DPT・DT 27,622 人 麻疹・風疹・MR 14,263 人 日本脳炎 193 人 ポリオ 12,639 人	継続	健康サービス課
296	妊娠から出産、乳児期まで一貫したサービスの提供 (健診、医療、保健指導、相談などの連携や情報提供など)		検討	健康サービス課

計画の推進

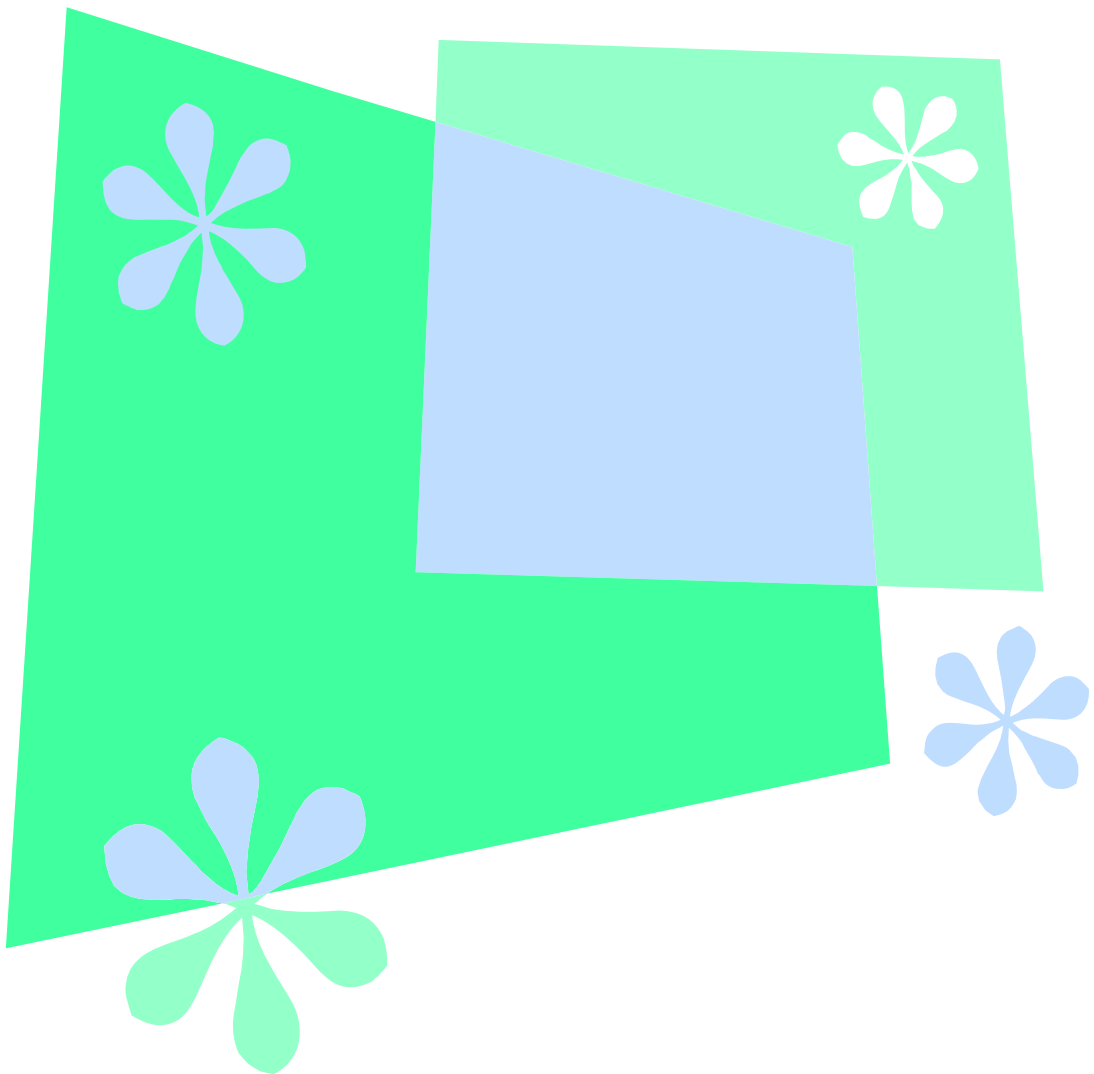
区民等と区との協働による計画の推進

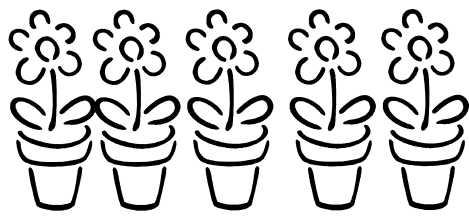
平成 23 年度までの主要な取組み

	具体的な取組み	平成 18 年中の事業量 (参考)	実施 区分	区の担当部署
区民の積極的な参画				
再 15	(仮称)江戸川区男女共同参画区民 アクション会議の設置		新規	企画課 児童女性課
全庁をあげた推進体制				
297	(仮称)江戸川区男女共同参画推進連 絡会議の設置		新規	企画課 児童女性課
298	担当部署と各所管課との連携・調整		継続	企画課 児童女性課
299	男女共同参画の視点での施策の点検 調査		新規	企画課 児童女性課
300	目標及び方向性との合致状況等進捗 状況調査		新規	企画課 児童女性課
301	計画の進捗状況の評価及び公表		新規	企画課 児童女性課
再 104	職員の能力開発(研修)の活用	48 研修・延べ 7,044 人	継続	職員課
再 220	教職員の研修等の活用	・132 回 ・異業種体験派遣 14 人	継続	指導室
区民の意見を聞く機会の活用				
302	区長への手紙	1,683 件	継続	広報課
303	問合せメール	1,038 件	継続	広報課
304	各種団体との意見交換	120 回・14,916 人	継続	全庁
様々な窓口等を活用した早期対応				
再 245	女性センターにおける相談事業	女性総合相談 1,318 件	継続	児童女性課
再 246	子ども家庭支援センターにおける相談	子ども・家庭相談 3,126 件 母子・女性相談指導 5,527 件	継続	児童女性課
地域人材を活用した相談対応				
305	人権擁護委員、行政相談員との連携強化	・人権擁護委員 13 人 ・行政相談委員 9 人	継続	総務課
再 65	民生・児童委員との連携強化	429 人	継続	福祉推進課



資料





1 計画策定までの経過

(1) 区民会議

「江戸川区男女共同参画推進区民会議」 検討経過

回数	会議開催日	主な検討内容
第1回	平成16年7月28日	・ 区民会議の概要 ・ 男女共同参画をとりまく現況
第2回	平成16年9月7日	・ 計画策定にあたっての基本的考え方 ・ いろいろな場面での男女共同参画の促進
第3回	平成16年10月15日	・ 労働の場での男女共同参画の促進 ・ 仕事と家庭の両立
第4回	平成16年11月12日	・ 男女の人権の尊重 ・ 社会全体の意識づくり
第5回	平成16年12月20日	・ これまでの議論の補足
第6回	平成17年1月31日	・ 提言案の検討
第7回	平成17年3月1日	・ 提言案の検討
第8回	平成17年3月22日	・ 提言案の検討
第9回	平成17年4月26日	・ 提言案最終まとめ
提言	平成17年5月9日	「男女共同参画推進のための計画に盛り込むべき内容について」(提言)

(2) 庁内検討会
 「江戸川区男女共同参画推進計画策定検討会」
 検討経過

回数	会議開催日	主な検討内容
第1回	平成17年7月19日	・ 計画策定の趣旨及び概要説明
第2回	平成18年3月28日	計画案(素案1)の検討 ・ 検討経過の報告 ・ 今後のスケジュールの確認 ・ 検討事項の確認
第3回	平成18年4月26日	計画案(素案1)の検討 ・ 理念及び重点目標案について ・ 全編を通しての意見交換
第4回	平成18年6月14日	・ 理念及び重点目標案の確認 ・ 取組みの体系図の確認 ・ 男女共同参画推進計画タイトル(案) ・ 各部事業の体系確認
第5回	平成18年7月12日	・ 区の実践(事業の案)に関する検討 ・ 各目標及び方向性の確認
第6回	平成18年12月27日	・ 計画案の検討
第7回	平成19年3月6日	・ 計画案の最終確認

2 男女共同参画に関する年表 (国際婦人年以降)

年次	国連の動き	国・東京都	江戸川区
昭和50年 (1975年)	・国際婦人年世界会議 (第1回世界女性会議) 「世界行動計画」採択		
昭和52年 (1977年)		・「国内行動計画」策定	
昭和53年 (1978年)		・婦人問題解決のための 東京都行動計画策定(都)	
昭和54年 (1979年)	・国連第34回総会 「女子差別撤廃条約」採択		
昭和55年 (1980年)	・「国連婦人の10年」中間年世界会議(第2回世界女性会議)「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択		
昭和56年 (1981年)	・ILO第67回総会 ILO第156号条約採択 (家族的責任を有する労働者条約)	・「国内行動計画後期重点目標」策定	
昭和57年 (1982年)			・江戸川区婦人総合計画策定
昭和58年 (1983年)		・婦人問題解決のための新東京都行動計画「男女の平等と共同参加へのとうきょうプラン」策定(都)	
昭和60年 (1985年)	・「国連の婦人の10年」ナイロビ世界会議(第3回世界女性会議) (西暦2000年に向けての) 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・男女雇用機会均等法制定 ・女子差別撤廃条約批准	・長期計画の基本的施策に 「婦人の自立と社会参加」を位置付け
昭和62年 (1987年)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	
平成2年 (1990年)	・国連婦人の地位委員会拡大会期 国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		
平成3年 (1991年)		・育児休業法制定 ・女性問題解決のための東京都行動計画 「21世紀へ男女平等推進とうきょうプラン」策定(都)	
平成7年 (1995年)	・第4回世界女性会議 「北京宣言及び行動綱領」採択	・育児休業法改正(介護休業制度の法制化) ・ILO第156号条約批准	

年次	国連の動き	国・東京都	江戸川区
平成8年 (1996年)		・男女共同参画2000年プラン 策定	
平成9年 (1997年)		・介護保険法制定	
平成10年 (1998年)		・男女平等推進のための 東京都行動計画 「男女が平等に参画するまち 東京プラン」策定(都)	
平成11年 (1999年)		・男女共同参画社会基本法 制定	・女性センター設置
平成12年 (2000年)	・国連特別総会 女性2000年会議(北京+5)	・東京都男女平等参画基本 条例制定(都) ・男女共同参画基本計画策定	
平成13年 (2001年)		・配偶者暴力防止法制定	
平成14年 (2002年)		・男女平等参画のための 東京都行動計画 「チャンス&サポート東京プラン 2002」策定(都)	・長期計画「えどがわ新世紀デザイン」の基本的施策に「男女共同参画社会の推進」を位置付け
平成15年 (2003年)			・男女平等に関する意識調査 実施
平成16年 (2004年)			・男女共同参画推進区民会議 設置
平成17年 (2005年)	・第49回国連婦人(女性)の地位 委員会(北京+10)	・男女共同参画基本計画 (第2次)策定	・「男女共同参画推進ための計画に盛り込むべき内容について」(提言) ・男女共同参画推進計画策定 検討会(庁内)設置
平成18年 (2006年)		・「男女平等参画のための 東京都行動計画の改定にあ たっての基本的考え方について」(答申)(都)	
平成19年 (2007年)	・第51回国連婦人(女性)の地位 委員会	・男女平等参画のための東京 都行動計画改定(都)	・男女共同参画推進計画(案) パブリック・コメント実施 ・男女共同参画推進計画 「ともに輝き 明日を拓く 区民 とあゆむ えどがわプラン」策定

～ 男女共同参画週間～
(毎年6月23日から29日)

男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けた「男女共同参画社会基本法」が平成11年6月23日に公布・施行されたことを踏まえて実施されます。第1回男女共同参画週間は、平成13(2005)年に実施されました。

平成18年度の標語「参画で 職場に活気 家庭にゆとり」

*毎年「男女共同参画週間」には、講演会など様々な催しが開催されます。
ぜひご参加ください。

3 関連法令

(1) 女子差別撤廃条約

(女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約)

この条約の締約国は、国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、国際的平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国(社会体制及び経済体制のいかなる問わない。)の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なであることを認識し、女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

(a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。

(b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置(適当な場合には制裁を含む。)をとること。

(c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。

(d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。

(e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。

(f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとること。

(g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

第4条

1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置(この条約に規定する措置を含む。)をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

(a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。

(b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び教育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

(a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利

(b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利

(c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。

(b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会

(c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。

(d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会

(e) 継続教育計画(成人向けの及び実用的な識字計画を含む。)特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会

(f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。

(g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会

(h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報(家族計画に関する情報及び助言を含む。)を享受する機会

第11条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
- (b) 同一の雇用機会(雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。)についての権利
- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練(見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。)を受ける権利
- (d) 同一価値の労働についての同一報酬(手当を含む。)及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
- (e) 社会保障(特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障)についての権利及び有給休暇についての権利
- (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全(生殖機能の保護を含む。)についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
- (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
- (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
- (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス(家族計画に関連するものを含む。)を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス(必要な場合には無料にする。)並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割(貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。)を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス(家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。)を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類(正規であるかないかを問わない。)の訓練及び教育(実用的な識字に関するものを含む。)並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件(特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件)を享受する権利

第4部

第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書(種類のいかんを問わない。)を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親(婚姻をしているかないかを問わない。)としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利(姓及び職業を選択する権利を含む。)

(h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置(立法を含む。)がとられなければならない。

第5部

第17条

1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会(以下「委員会」という。)を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後には23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。

3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿(これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。)を作成し、締約国に送付する。

4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。

5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。

8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内

(b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。

2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条

1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条

1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。

2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。

3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条

1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。

3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

(2) 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

改正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二号
同 十一年十二月二十二日同 第六十号

目次

前文

第一章 総則(第一条 第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条 第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条 第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則(平成十一年六月二三日法律第七八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則(平成十一年七月十六日法律第一百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日 = 平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則(平成十一年十二月二十二日法律第一百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

(3) 配偶者暴力防止法

(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)

平成十三年四月十三日法律第三十一号

(総理・法務・厚生労働大臣署名)

平成一六年 六月 二日号外法律第六四号(第一次改正)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律をここに公布する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び基本計画(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条 第五条)

第三章 被害者の保護(第六条 第九条の二)

第四章 保護命令(第十条 第二十二條)

第五章 雑則(第二十三条 第二十八条)

第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び基本計画

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第四項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条及び次条第一項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(基本計画)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 都道府県は、基本計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 主務大臣は、都道府県に対し、基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにすることができる。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。)の一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、前項第一号の

規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(被害者及び当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

(管轄裁判所)

- 第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力が行われた地

(保護命令の申立て)

- 第十二条 第十条の規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
- 一 配偶者からの身体に対する暴力を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
 - 三 第十条第二項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 四 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、配偶者からの身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力を含む。)に関して前三号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第四号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第三号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

- 第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第四号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項の規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項の規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項の規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第四号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第四号中「前三号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第三号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にとっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二條 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三條 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七條 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八條 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第六章 罰則

第二十九條 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第四条 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則(平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

江戸川区男女共同参画推進計画
「ともに輝き 明日を拓く 区民とあゆむ えどがわプラン」

平成 19 (2007) 年 3 月発行

* - * - * 編集・発行 * - * - *

江戸川区 経営企画部 企画課

〒132-8501 江戸川区中央 1-4-1

電話 03-3652-1151 (代表)

<http://www.city.edogawa.tokyo.jp/>



江戸川区

計画策定スケジュール

	平成28年 7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成29年 1月	2月	3月
全体スケジュール				区民からの意見聴取 (ホームページ)			素案の検討	パブリックコメント	策定・公表
男女共同参画 推進区民会議		8/26 10時~ 第1回区民会議 (会議の進め方、 重点目標に沿って議論)		10/28 10時~ 第2回区民会議 (重点目標に沿って議論)	11/18 14時~ 区民会議(予備)		1/20 14時~ 第3回区民会議 (素案の確認、 提言のまとめ)		
男女共同参画推進 計画策定検討会 (庁内会議)		(各部調査) 第1回策定検討会 (計画策定の概要等) ・現行計画の事業評価				(各部調査) 第2回策定検討会 (区民会議の意見報告、 区民意見の報告、 計画体系の検討)		第3回策定検討会 (素案の検討)	

次期「江戸川区男女共同参画推進計画」の方針について

1 計画策定に向けた諸条件

(1) 勘案すべき各種計画・法律(資料 参照)

(国) 第4次男女共同参画基本計画(平成27~31年度)

(都) 男女共同参画のための東京都行動計画(平成24~28年度)

(国) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV法)

国・都道府県の計画を踏まえた市区町村基本計画の策定が努力義務化(平成20年改正)

(都) 東京都配偶者暴力対策基本計画(平成24~28年度) 東京都行動計画に包含

(国) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)(平成27年成立)

国・都道府県の方針・計画を踏まえた市区町村推進計画の策定が努力義務化

江戸川区基本計画(後期)(平成24~33年度)

基本目標2「学びと協働で 区民文化はぐくむ ふれあいのまち」

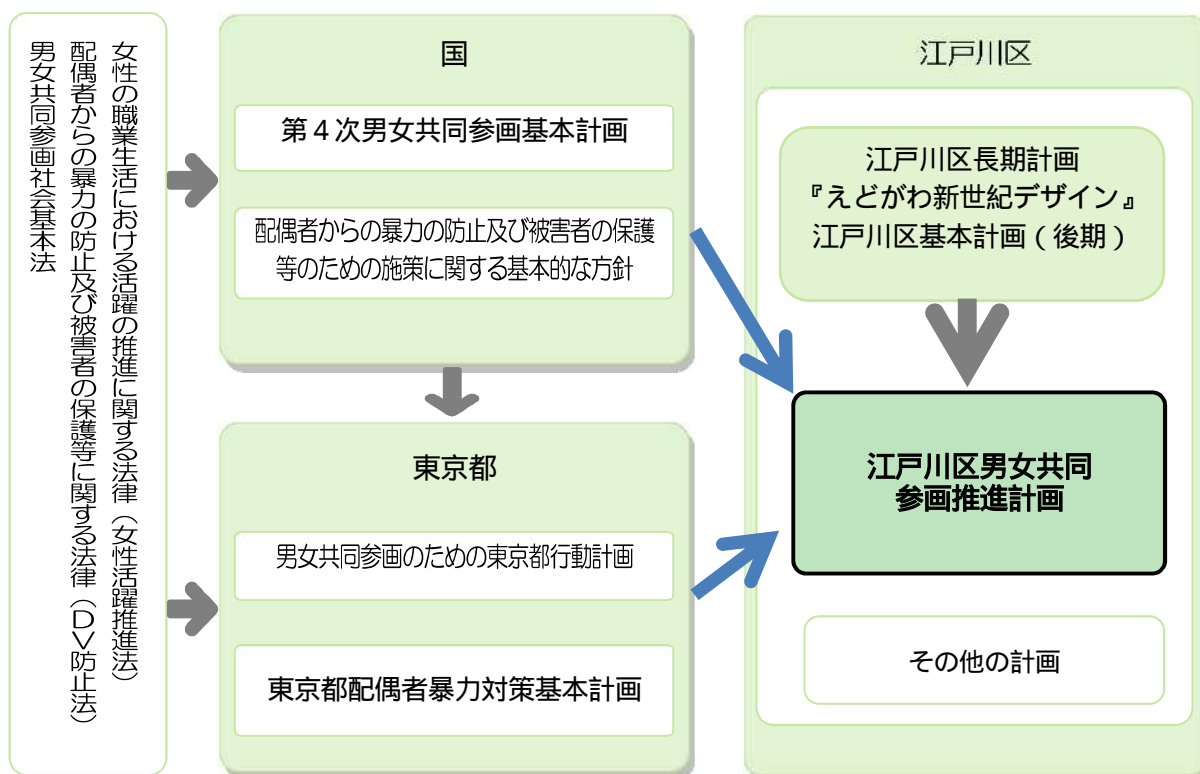
施策の柱(4)男女共同社会の推進 施策 性別に関係しない機会平等の社会づくり

(1)江戸川区男女共同計画の推進 (2)男女平等の意識づくり

(3)あらゆる分野への女性の参画

(4)男女が仕事と家庭生活を両立できるような就業環境の整備

(5)配偶者などからの暴力(DV)被害の拡大防止



(2) 江戸川区の男女共同参画社会を取り巻く現状

女性の就労状況(区)

- ・生産年齢人口(15~64歳)就業率の変遷 国勢調査(平成12年 17年 22年)
区:54.3% 52.5% 51.4% 都:54.7% 53.0% 53.2% 国:55.7% 56.7% 57.5%
- ・年齢別就業率:M字カーブかつ各年代で全国より低い就業率
- ・未就労者(母親)の就労意向:71.9% 江戸川区子ども・子育てニーズ調査(平成25年)

女性が職業を持つことに対する認識(都:平成27年男女平等参画に関する世論調査)

- ・「育児・介護等にかかわらず、職業をもち続ける方がよい」:51.7%
- ・「子供ができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」:29.2%

男女における家事・育児参画状況

- ・育児休業取得率(区:子ども・子育てニーズ調査):母親28.9% 父親2.1%
取得しない理由
母:「退職した(子育てや家事に専念)」:46.1% 「職場に育児休業制度がない」:19.6%
父:「仕事が多忙」:41.7% 「育児休業をとりにくい職場の雰囲気」:36.4%
- ・女性が担当する家事・育児の割合:67%(都:女性活躍推進に関する意識調査)

男女共同参画における認識(都:平成27年男女平等参画に関する世論調査)

- ・各分野での男女の地位の平等感
全体:「男性の方が優遇」60.4% 「平等」29.2% 「女性の方が優遇」3.5%
家庭生活:「男性の方が優遇」44.0% 「平等」40.4% 「女性の方が優遇」8.8%
学校教育:「男性の方が優遇」10.8% 「平等」76.3% 「女性の方が優遇」3.1%
職場:「男性の方が優遇」62.7% 「平等」22.9% 「女性の方が優遇」5.8%
地域活動:「男性の方が優遇」26.2% 「平等」46.2% 「女性の方が優遇」6.8%
- ・男女平等参画社会における行政への要望
「保育・介護の施設やサービスの充実」60.6%、「仕事を辞めた人への再就職支援」50.6%

社会活動・地域活動への参加状況(都:平成27年男女平等参画に関する世論調査)

- 男性:参加している29.6%、参加できていない30.9%、参加意思がない38.8%
- 女性:参加している40.5%、参加できていない29.1%、参加意思がない30.0%

ひとり親世帯数(区:平成22年国勢調査)

平成22年:8,571件(母子世帯:7,551件、父子世帯:1,020件)

DV相談件数の推移(区)

平成23年:2,342件(女性2,306件、男性36件)

平成27年:4,971件(女性4,550件、男性421件)

2 次期計画の計画体系(案)

(1) 計画の基本理念<将来のあるべき姿>

男女が平等で、互いに尊重し、喜びも責任も分かち合い、家庭、職場、学校、地域などのあらゆる分野において、性別にとらわれることなく、その能力と個性を發揮できる地域社会（現行計画の継続）

(2) 重点目標の検討（次期計画の方向性）

仕事と生活の調和した暮らしやすいまち
 男女共同参画への理解を深め幅広く活躍できるまち
 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち
 区民等と区との協働による計画の推進

次期計画の体系化設定方法

目的を明確化し効果的な推進を図るため、政策領域別の重点目標を設定
 現行計画からの課題や新たな課題を整理し、重点目標の中項目として体系化
 中項目の課題から「具体的な課題」を設け、実施事業を明確に設定

次期計画の体系（案）

【重点目標1】仕事と生活の調和した暮らしやすいまち		
課題1 (中項目)	（具体的な課題）	1 男性中心型労働慣行
		2 家事、子育て、介護における女性の負担軽減
		3 男女共同参画に関する男性の理解
		4 女性の活躍推進
		女性活躍推進法 ←
課題2	ライフステージに応じた男女共同参画の推進	
	1	男女の多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備
	2	子育てや介護等の理由による退職者の再就職支援 ←
【重点目標2】男女共同参画への理解を深め幅広く活躍できるまち		
課題1	男女共同参画の理解促進と教育の充実	
課題2	社会・地域活動への参画促進	
【重点目標3】男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち		
課題1	困難を抱えた人達への支援	
課題2	生涯を通じた健康支援	
課題3	すべての暴力の根絶 ←	
配偶者暴力防止法 ←		
* 区民等と区との協働による計画の推進		

第4次男女共同参画基本計画(概要)

第2部 施策の基本的方向と具体的な取組

政策領域Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍	① 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍	<ul style="list-style-type: none"> 働き方等の改革(長時間労働削減・ICT利活用など、家事・育児・介護等への参画に向けた環境整備) 男女共同参画に関する男性の理解の促進、ポジティブ・アクションの推進による男女間格差の是正 女性の活躍に影響を与える社会制度・慣行の見直し(税制、社会保障制度等)
	② 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	<ul style="list-style-type: none"> 「30%」達成に向け、さらに踏み込んだポジティブ・アクションの推進 政治・司法・行政・経済分野における女性の参画拡大 各分野(地域、農山漁村、科学技術・学術、医療、教育、メディア、防災・復興、国際)における女性の参画拡大
	③ 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和	<ul style="list-style-type: none"> M字カーブ問題解消等に向けたワーク・ライフ・バランス等の実現 均等な機会・待遇の確保対策の推進(マタハラ等の根絶含む)、ポジティブ・アクションの推進等による男女間格差の是正 非正規の処遇改善、再就職・起業支援等
	④ 地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> 地域における女性の活躍推進に向けた環境の整備 農山漁村における女性の参画拡大や女性が働きやすい環境の整備
	⑤ 科学技術・学術における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> 女性研究者・技術者が働き続けやすい研究環境の整備 女子学生・生徒の理工系分野の選択促進及び理工系人材の育成
政策領域Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現	⑥ 生涯を通じた女性の健康支援	<ul style="list-style-type: none"> 生涯を通じた健康支援、性差に応じた健康支援、妊娠・出産等に関する健康支援 医療分野における女性の参画拡大
	⑦ 女性に対するあらゆる暴力の根絶	<ul style="list-style-type: none"> 予防と根絶のための基盤整備、配偶者等からの暴力、ストーカー事案、性犯罪、子どもに対する性的な暴力、売買春、人身取引、メディアにおける性・暴力表現への対策
	⑧ 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 貧困など生活上の困難に直面する女性等への支援(ひとり親家庭、子供・若者の自立) 高齢者・障害者・外国人等が安心して暮らせる環境の整備
政策領域Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	⑨ 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備	<ul style="list-style-type: none"> 働きたい人が働きやすい中立的な税制・社会保障制度・慣行、家族に関する法制等の検討 育児・介護の支援基盤の整備
	⑩ 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> 国民的広がりを持った広報・啓発の展開 男女共同参画等の教育・学習の充実等
	⑪ 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> 防災施策への男女共同参画の視点の導入 東日本大震災からの復興施策への男女共同参画の視点の導入 国際的な防災協力
	⑫ 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献	<ul style="list-style-type: none"> 女子差別撤廃条約等の国際的な規範、国際会議等における議論への対応 男女共同参画に関する分野における国際的なリーダーシップの発揮
Ⅳ推進体制の整備・強化	<ul style="list-style-type: none"> 国内本部機構の強化、男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案及び実施(予算編成に向けた調査審議等) 地方公共団体や民間団体等における取組の強化 	

配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護等に関する法律 の概要

1 公布及び施行

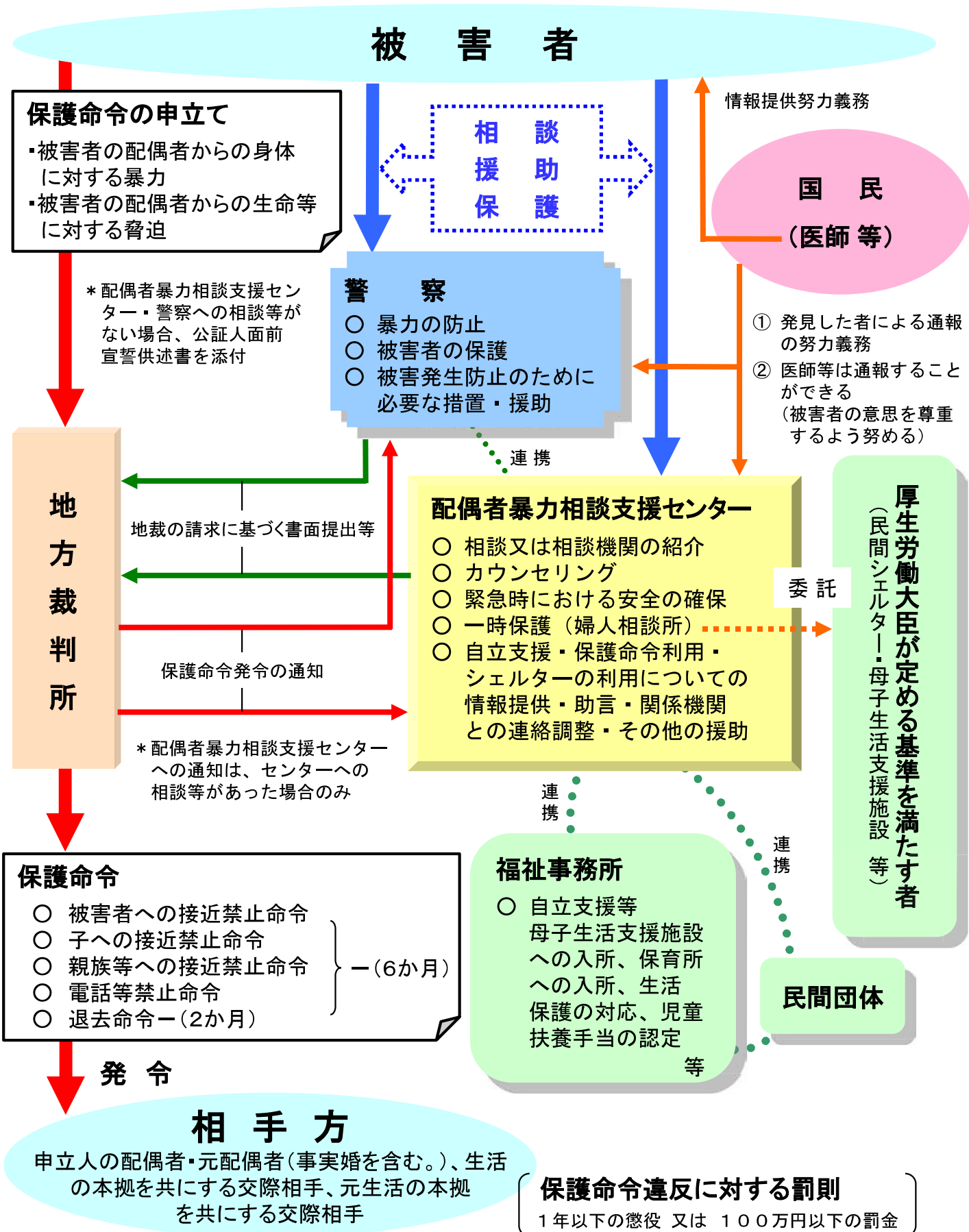
平成13年4月13日公布、平成13年10月13日施行（一部は平成14年4月1日施行）
平成16年6月 2日改正法公布、平成16年12月 2日改正法施行
平成19年7月11日改正法公布、平成20年 1月11日改正法施行
平成25年7月 3日改正法公布、平成26年 1月 3日改正法施行

2 平成25年改正法のポイント

生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力及びその被害者について、この法律を準用することとなりました。



配偶者暴力防止法の概要（チャート）



国や地方公共団体は・・・

- 主務大臣（内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣、厚生労働大臣）による基本方針の策定
- 都道府県・市町村による基本計画の策定（市町村については努力義務）

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の概要

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要。このため、以下を基本原則として、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図る。

- 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること
- 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

基本方針等の策定

- 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定(閣議決定)。
- 地方公共団体(都道府県、市町村)は、上記基本方針等を勘案して、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定(努力義務)。

事業主行動計画の策定等

- 国は、事業主行動計画の策定に関する指針を策定。
- 国や地方公共団体、民間事業主は以下の事項を実施。
(労働者が300人以下の民間事業主については努力義務)
 - 女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析
【参考】状況把握する事項： ①女性採用比率 ②勤続年数男女差
③労働時間の状況 ④女性管理職比率 等
 - 上記の状況把握・分析を踏まえ、定量的目標や取組内容などを内容とする「事業主行動計画」の策定・公表等(取組実施・目標達成は努力義務)
 - 女性の活躍に関する情報の公表
(省令で定める事項のうち、事業主が選択して公表)
- 国は、優れた取組を行う一般事業主の認定を行うこととする。

女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

- 国は、職業訓練・職業紹介、啓発活動、情報の収集・提供等を行うこととする。地方公共団体は、相談・助言等に努めることとする。
- 地域において、女性活躍推進に係る取組に関する協議を行う「協議会」を組織することができることとする(任意)。

その他

- 原則、公布日施行(事業主行動計画の策定については、平成28年4月1日施行)。
- 10年間の時限立法。

江戸川区の現状

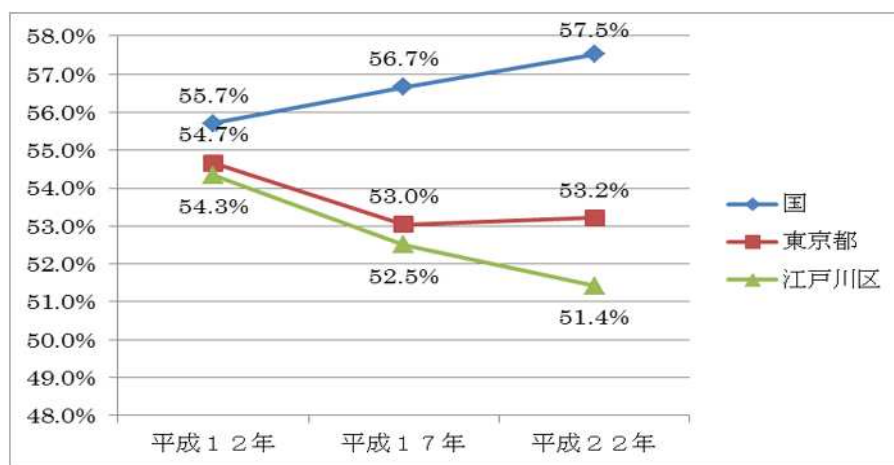
～ 重点目標 1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち ～

(1) 女性の就労状況

女性就業率の推移

本区における生産年齢人口（15～64歳）における女性就業率は年々減少しており、国や都の平均水準を下回っています。

【15歳～64歳の女性の就業率の推移】

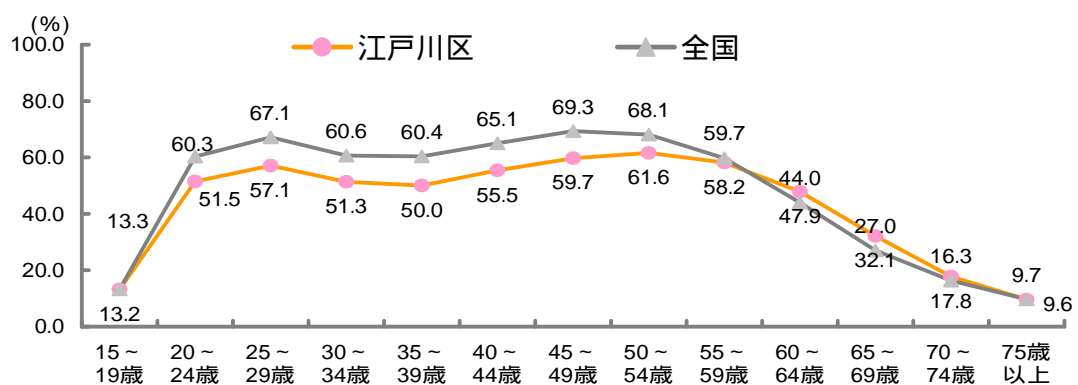


資料：国勢調査

年齢別就業率

本区の女性の年齢別就業率は、35～39歳を底とするM字カーブ¹を描いており、15歳～55歳の各年代において就業率は全国より低くなっています。

【女性の年齢別就業率（平成22年）】



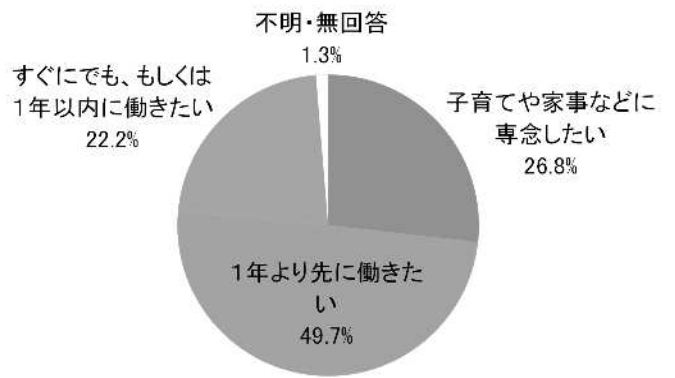
資料：国勢調査

¹ 結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという傾向。

未就労者（母親）の就労意向

現在働いていない母親の就労希望についてみると、就学前児童の母親では、“働きたい”と考えている割合が71.9%と7割が就労を希望しています。

【母親の就労希望】

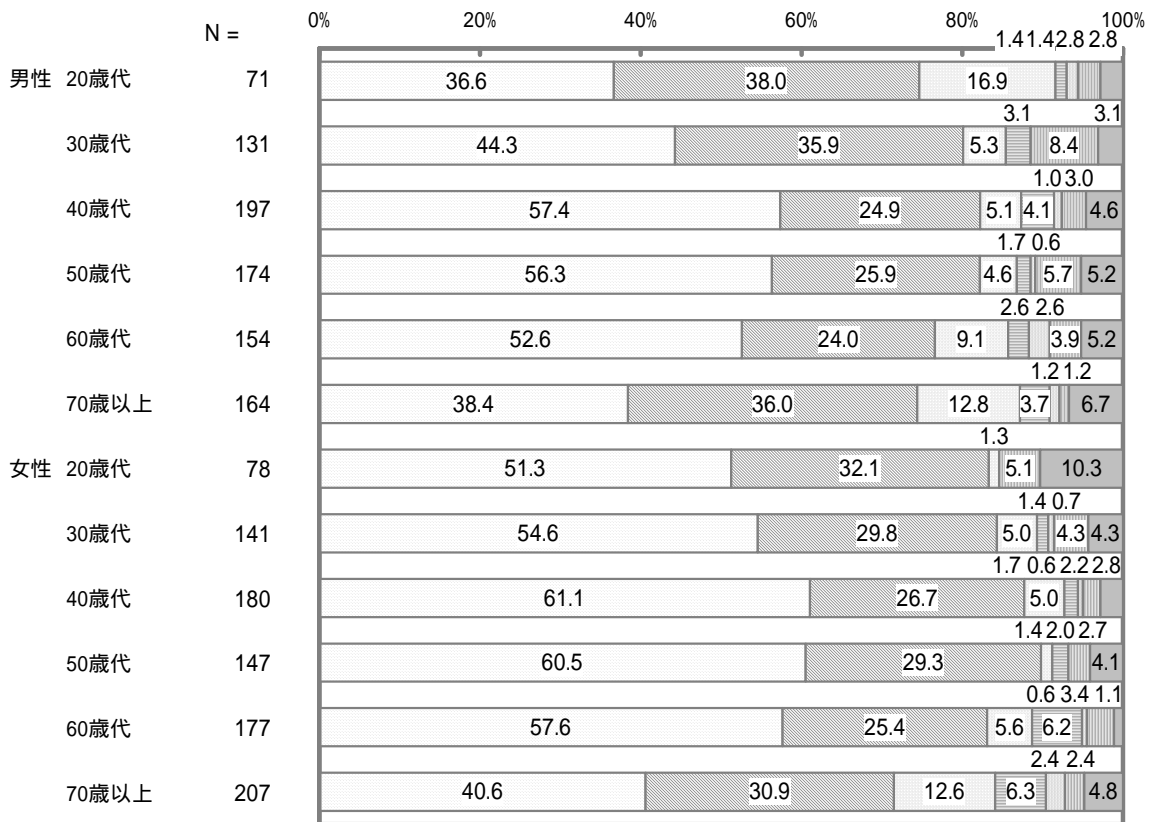


資料：江戸川区子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査（平成25年）

（2）女性が職業をもつことへの考え方

男女ともに40歳代から50歳代で「育児・介護等にかかわらず、職業をもち続ける方がよい」の割合が高くなっています。

女性が職業をもつことについて



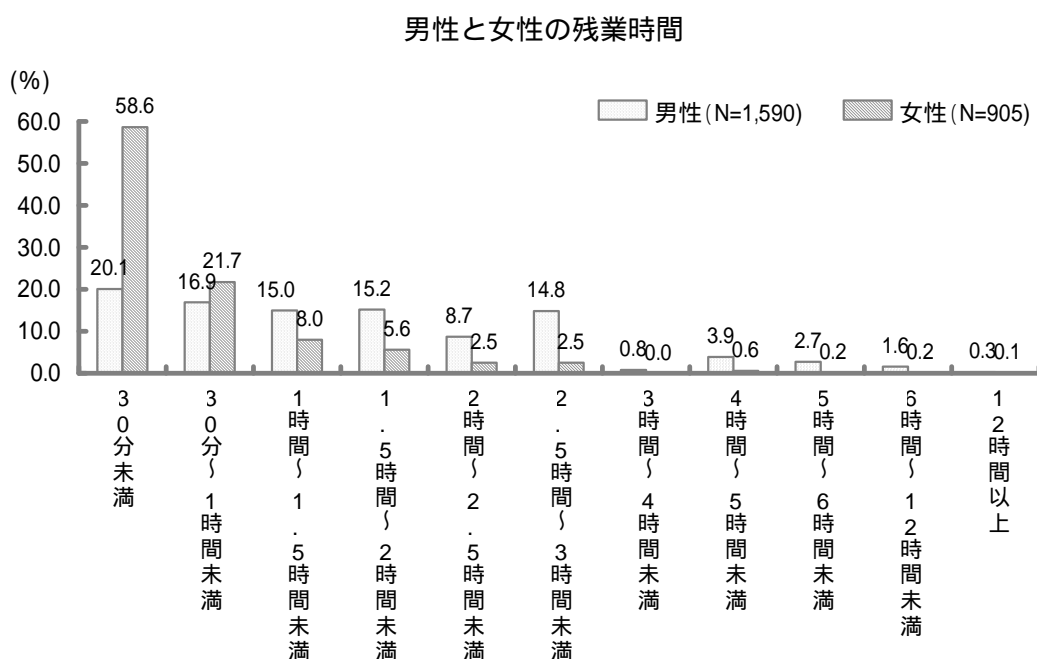
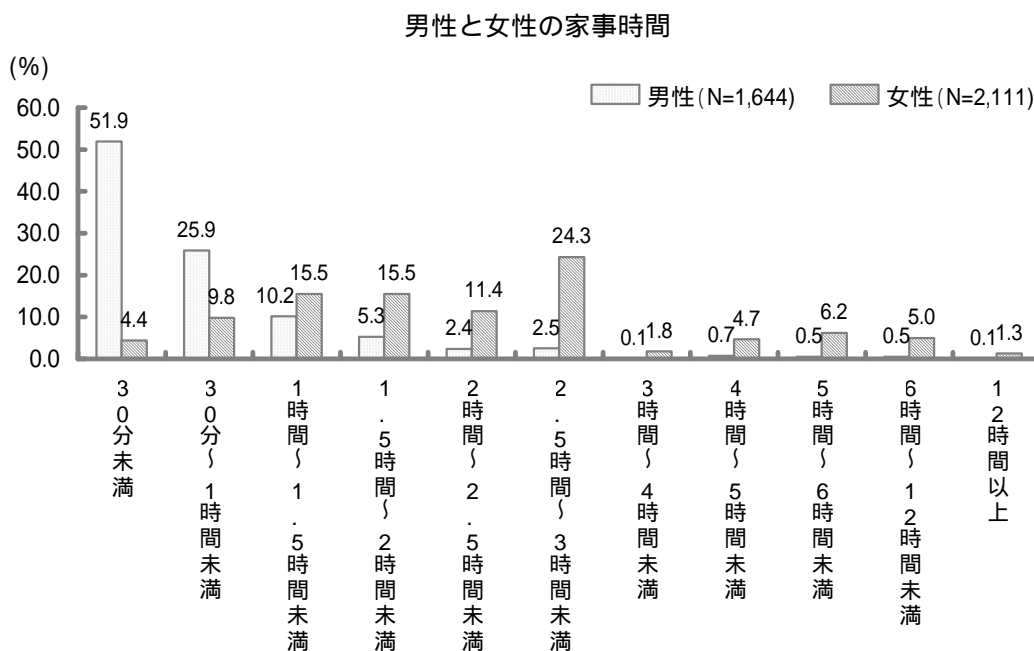
- 育児・介護等にかかわらず、職業をもち続ける方がよい
- ▨ 子供ができれば職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい
- ▨ 子供ができるまでは職業をもつ方がよい
- ▨ 結婚するまでは職業をもつ方がよい
- ▨ 職業をもたない方がよい
- ▨ その他
- ▨ わからない

資料：東京都「男女平等参画に関する世論調査」（平成27年）

(3) 男女の家事・仕事の状況

男性と女性の家事時間の分布では、男性では家事に費やす時間が1時間未満の割合が80%近くに上ります。一方、女性の家事時間として最も多かったのが2.5時間以上～3時間未満で、約24%となっています。

一日の残業時間の分布では、日常的に1時間以上の残業をしている男性が60%以上となっている一方、女性では30分未満の割合が約59%で最も多く、家事・残業時間は男女間で大きな差があることがうかがえます。

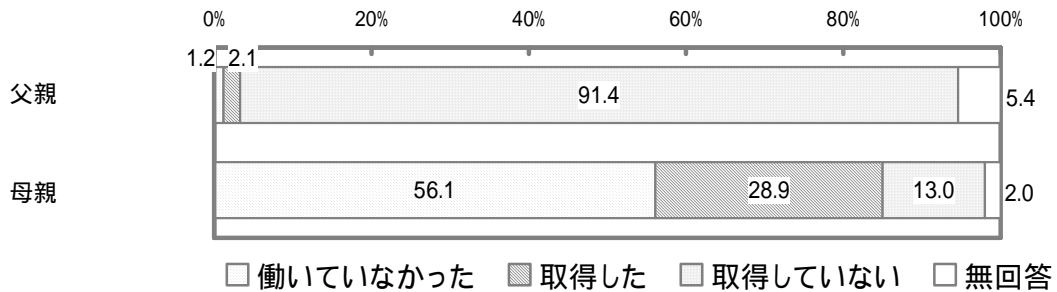


資料：東京都「女性の活躍推進に関する都民の意識調査」(平成26年)

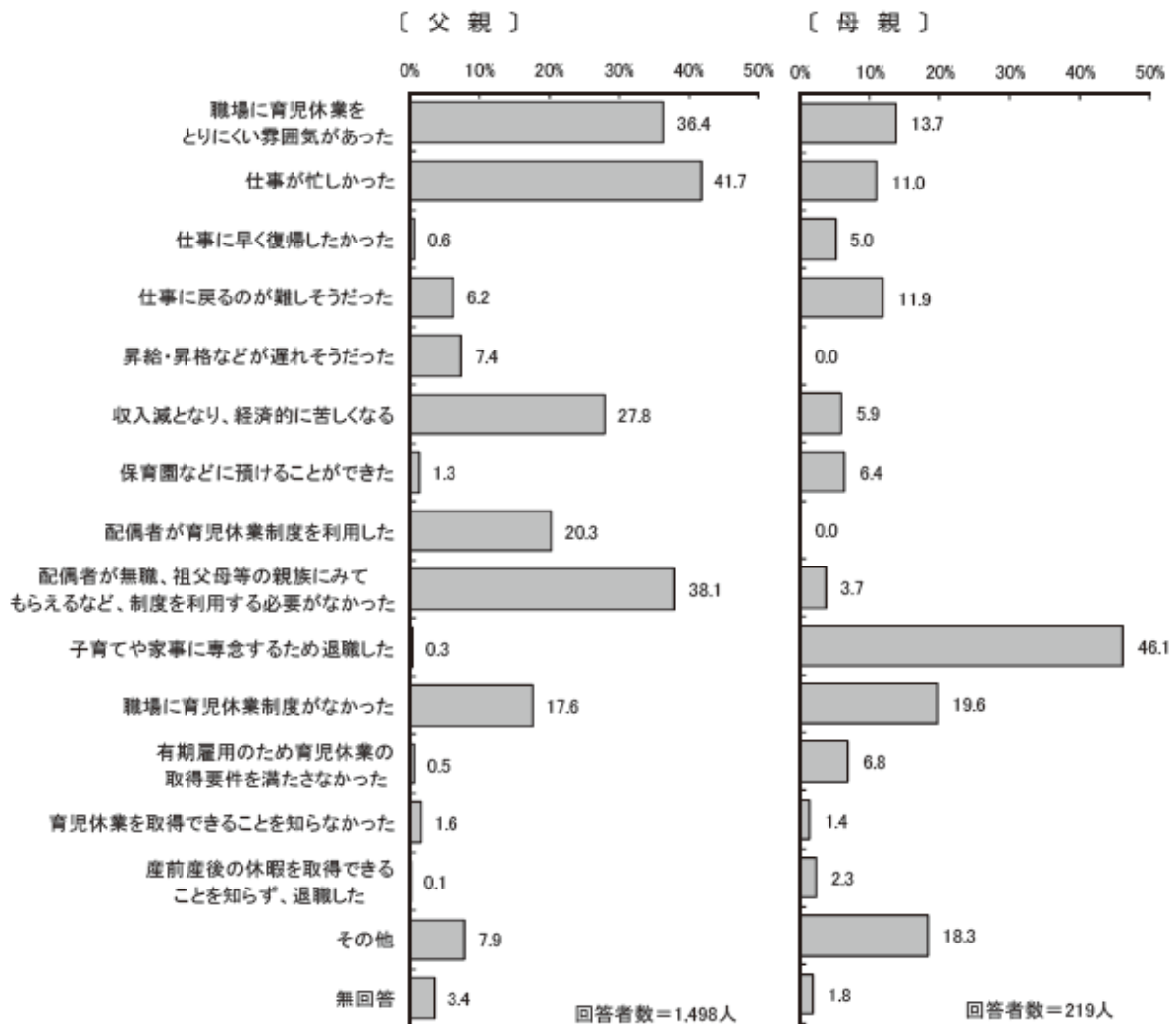
(4) 育児休暇取得状況

女性の取得率に比べ、男性の取得率は低い状況にあり、「取得していない」が9割以上となっています。

育児休業の取得状況



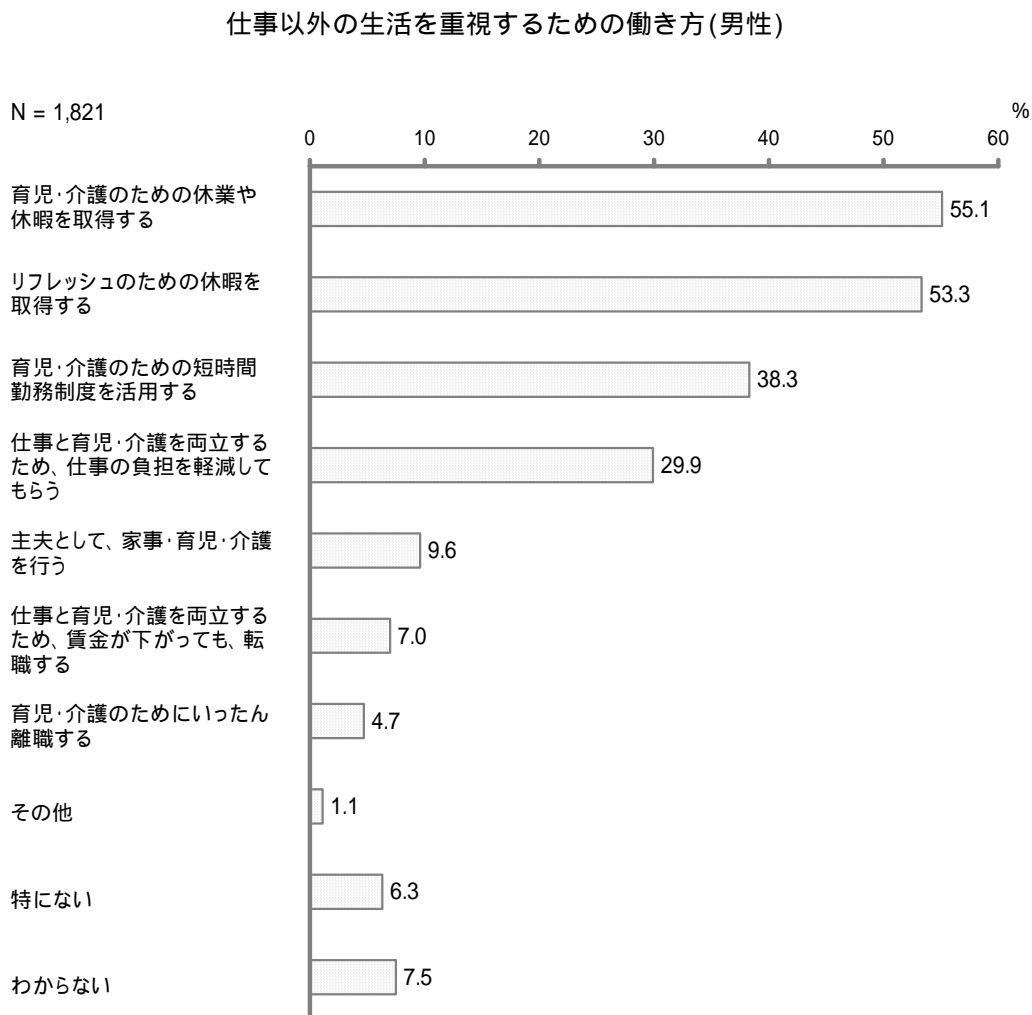
図表2-35 育児休業を取得しなかった理由(複数回答)



資料：江戸川区子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査（平成25年）

(5) 仕事以外の生活を重視するための働き方(男性)

男性が考える仕事以外の生活を重視する働き方としては、「育児・介護のための休業や休暇を取得する」の割合が55.1%と最も高く、次いで「リフレッシュのための休暇を取得する」の割合が53.3%、「育児・介護のための短時間勤務制度を活用する」の割合が38.3%となっています。



資料：東京都「男女平等参画に関する世論調査」(平成27年)

(6) 管理職に昇進することへのイメージ

男性の20歳代、30歳代、女性の20歳代、40歳代、50歳代で「責任が重くなる」、女性の30歳代から60歳代で「仕事と家庭の両立が困難になる」の割合が高くなっています。

管理職に昇進することへのイメージ

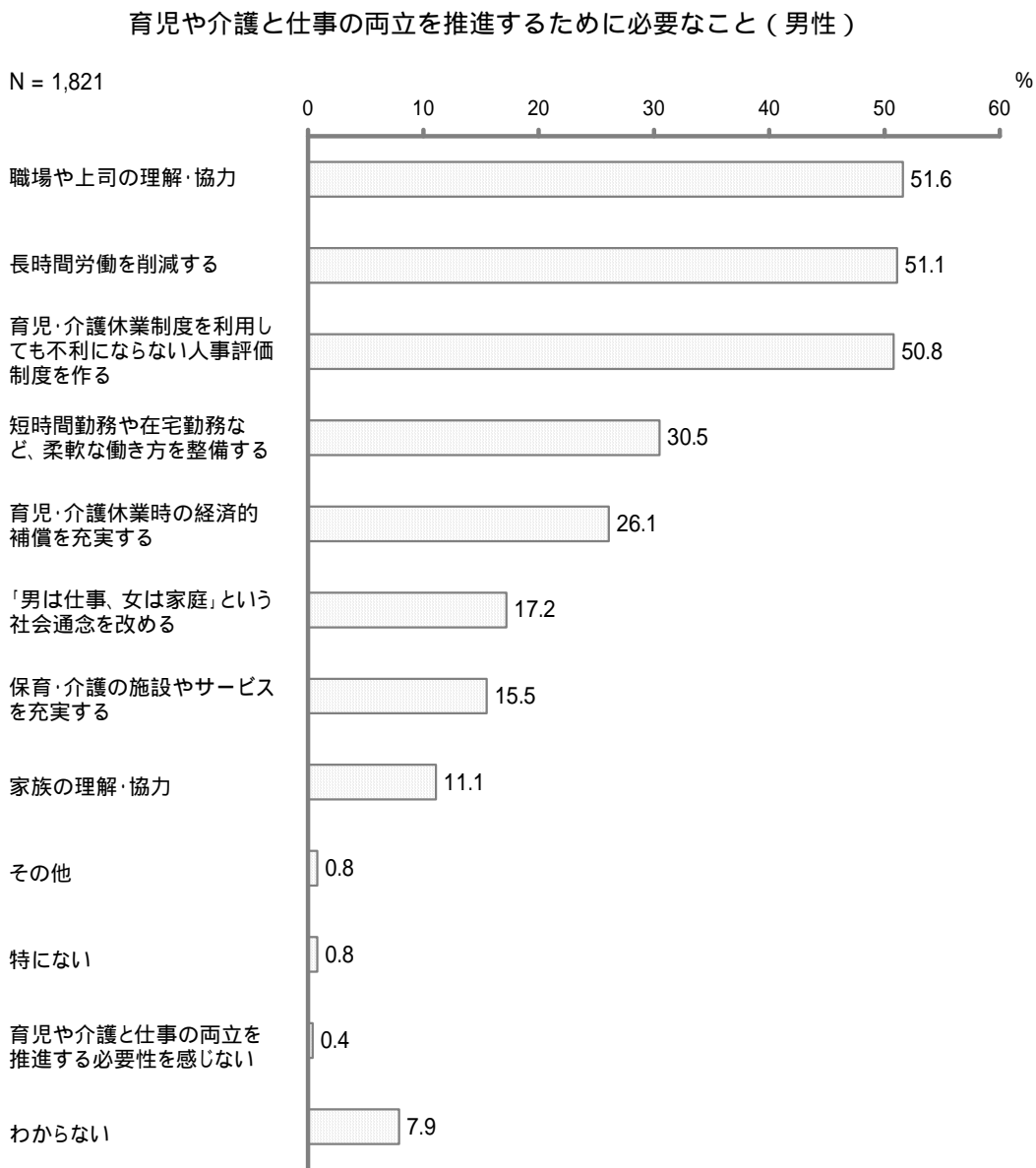
単位：%

区分	有効回答数(件)	責任が重くなる	能力が認められた結果である	やりがいのある仕事ができる	賃金上がる	やるべき仕事が増える	自分自身で決められる事柄が多くなる	仕事と家庭の両立が困難になる	家庭から評価される	引っ張られる	やっかみが出て足を引く	その他	特になし	わからない
男性 20歳代	71	70.4	46.5	33.8	45.1	23.9	25.4	12.7	8.5	5.6	1.4	1.4	-	
30歳代	131	70.2	39.7	20.6	42.0	38.2	34.4	18.3	12.2	8.4	1.5	2.3	3.8	
40歳代	197	66.0	43.1	32.5	44.2	36.0	34.5	14.2	7.6	2.0	0.5	4.1	3.6	
50歳代	174	67.2	47.7	33.9	39.7	31.6	33.9	9.8	10.9	4.0	2.9	4.0	2.9	
60歳代	154	62.3	44.8	42.2	30.5	29.9	33.8	15.6	10.4	7.8	0.6	2.6	3.9	
70歳以上	164	51.8	43.3	42.7	22.0	27.4	29.9	15.9	14.0	4.9	0.6	6.7	9.8	
女性 20歳代	78	71.8	56.4	29.5	39.7	37.2	21.8	24.4	2.6	5.1	-	-	5.1	
30歳代	141	68.8	56.0	36.9	46.1	39.7	31.2	43.3	4.3	9.2	1.4	0.7	4.3	
40歳代	180	73.9	48.3	33.3	36.7	37.8	17.8	40.0	2.2	13.9	1.1	1.1	2.2	
50歳代	147	75.5	55.1	44.2	42.2	36.7	23.1	41.5	10.2	17.0	-	3.4	1.4	
60歳代	177	62.1	53.7	46.3	24.3	29.9	29.4	37.9	11.3	14.1	-	2.3	2.8	
70歳以上	207	43.0	33.8	38.2	17.9	21.7	20.8	23.2	8.2	8.7	0.5	4.3	16.4	

資料：東京都「男女平等参画に関する世論調査」(平成27年)

(7) 育児や介護と仕事の両立を推進するために必要なこと

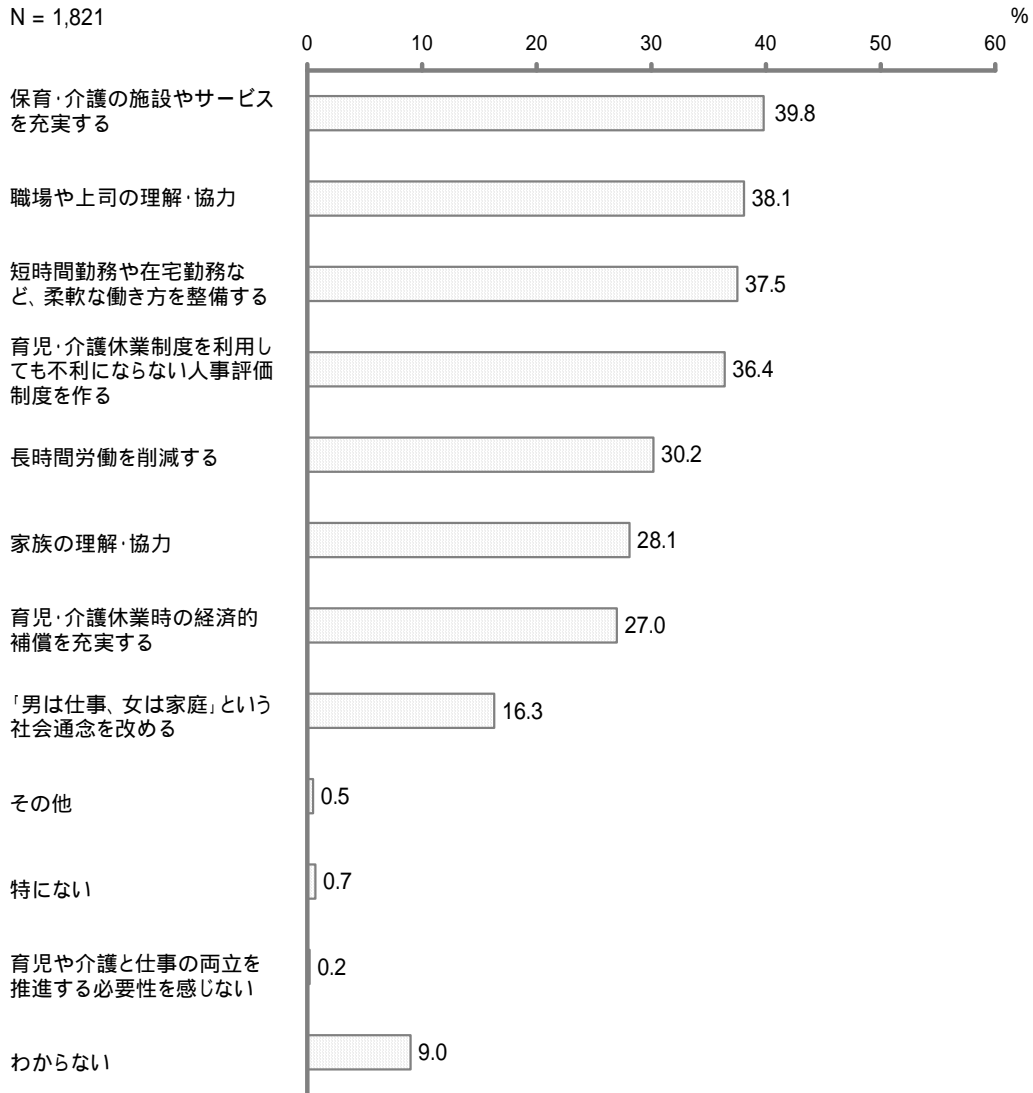
男性では「職場や上司の理解・協力」の割合が51.6%と最も高く、次いで「長時間労働を削減する」の割合が51.1%、「育児・介護休業制度を利用して不利にならない人事評価制度を作る」の割合が50.8%となっています。



資料：東京都「男女平等参画に関する世論調査」(平成27年)

女性では「保育・介護の施設やサービスを充実する」の割合が39.8%と最も高く、次いで「職場や上司の理解・協力」の割合が38.1%、「短時間勤務や在宅勤務など、柔軟な働き方を整備する」の割合が37.5%となっています。

育児や介護と仕事の両立を推進するために必要なこと（女性）



資料：東京都「男女平等参画に関する世論調査」(平成27年)

(8) 男女平等参画社会の形成に向けた行政への要望

女性の30歳代、50歳代で「保育・介護の施設やサービスの充実」、女性の20歳代で「育児や介護等でいったん仕事を辞めた人への再就職支援」の割合が高くなっています。

男女平等参画社会の形成に向けた行政への要望

単位：%

区分	有効回答数(件)	保育・介護の施設やサービスの充実	育児や介護等でいったん仕事を辞めた人への再就職支援	法律や制度の見直し	育児や介護中の人への就業継続支援	地方公共団体の審議会委員や管理職など、政策決定の場への女性の積極的な登用	民間企業・団体等の管理職への女性の積極的な登用支援	労働時間の短縮やテレワークの普及など男女の働き方の見直し	従来、女性が少なかった分野(理系・土木、研究者等)への女性の進出支援	女性や男性の生き方や悩みに関する相談の場の提供	男女平等や女性活躍推進に関する学習機会の充実	男女平等や女性活躍推進に関する広報・PR	その他	特になし	わからない	
全体	1,821	60.6	50.6	43.1	42.6	36.7	35.6	30.7	26.4	24.5	17.7	16.5	2.0	4.0	8.5	
男性	20歳代	71	43.7	49.3	43.7	38.0	26.8	26.8	38.0	36.6	25.4	14.1	11.3	2.8	4.2	7.0
	30歳代	131	59.5	52.7	50.4	45.0	27.5	29.0	32.1	26.7	22.1	8.4	9.9	3.8	3.8	2.3
	40歳代	197	61.9	45.2	47.2	42.6	32.5	32.0	28.9	23.4	24.4	17.3	13.2	2.5	3.6	6.6
	50歳代	174	59.2	45.4	41.4	41.4	33.3	28.7	29.3	22.4	23.6	14.9	14.4	1.7	4.0	6.3
	60歳代	154	62.3	51.3	42.2	39.6	41.6	36.4	24.7	36.4	27.3	27.3	25.3	3.2	5.8	6.5
	70歳以上	164	44.5	37.8	31.7	32.9	42.7	36.0	24.4	26.2	25.6	21.3	20.1	0.6	7.3	19.5
女性	20歳代	78	64.6	70.5	43.6	44.9	41.0	38.5	42.3	35.9	24.4	15.4	15.4	1.3	6.4	6.4
	30歳代	141	75.2	61.7	42.6	54.6	36.9	39.7	33.3	24.8	17.7	14.2	16.3	1.4	0.7	7.1
	40歳代	180	64.4	57.8	48.9	47.2	32.2	41.1	36.1	22.8	21.1	15.0	11.1	2.8	3.9	4.4
	50歳代	147	78.2	61.2	47.6	55.1	51.7	45.6	41.5	25.2	32.0	23.1	21.1	2.0	-	4.1
	60歳代	177	63.8	49.7	52.0	42.4	42.9	45.2	31.1	28.2	26.6	22.6	19.8	0.6	1.7	8.5
	70歳以上	207	47.3	41.1	30.0	31.4	30.9	27.1	20.8	21.7	24.2	15.5	16.9	1.4	6.3	17.9

資料：東京都「男女平等参画に関する世論調査」(平成27年)

課 題

(1) 区の女性の就労状況

女性の就労率は年々減少傾向にあり、国、都に比べて低い

結婚、出産、育児に伴い、就労率が低下するM字カーブ現象が継続している

現在働いていない就学前児童の母親の7割が就労を希望

女性の就労希望は高いが、生活状況等により仕事に就けていない

(2) 仕事と生活に関する考え方

男女共に「女性は育児・介護等にかかわらず、職業をもち続ける方がよい」の割合が高い

女性に比べ男性が家事・育児に費やす時間は短く、残業時間は男性が女性より日常的に多く、男女間で大きな差がある

「女性が職業をもち続けることが大事」という意識はあるが、家事・育児は主に女性が担っている

育児休業取得率の低い男性の未取得理由は「仕事の忙しさ」が大きな割合を占める
管理職への昇進に対して、女性は「仕事と家庭の両立が困難になる」と考える割合が高い

育児・介護と仕事の両立のためには、「職場や上司の理解・協力」、「長時間労働の削減」、「休業制度を利用しても不利にならない人事評価制度」、「柔軟な働き方の整備」、「保育・介護の施設やサービスの充実」などが必要との意見が多い

仕事と家庭の両立を推進するには、職場の理解や長時間労働の改善といった仕事・職場のあり方や育児・介護などの負担軽減が重要

【男女がともに希望する仕事・家庭生活を送るための課題】

職場における男性中心型労働慣行²の見直し

家事・育児に対する男性の協力推進

経営者・職場の理解促進 平等な能力評価体制の構築 など

【女性の参画を促進するための課題】

家事・育児・介護の負担の軽減に向けた取り組み

結婚・出産・育児など各ライフステージを踏まえた就労・再就職の機会創出 など

² 勤続年数を重視しがちな年功的な処遇の下、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方を前提とする労働慣行。